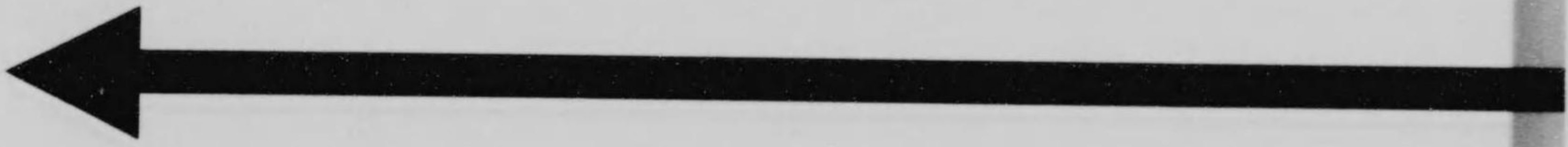


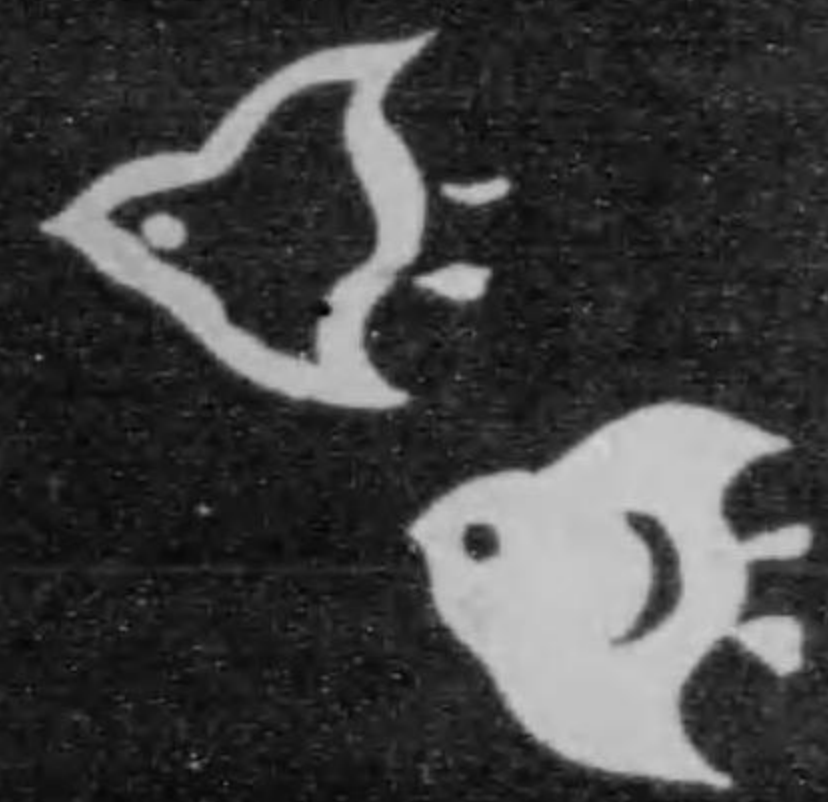


始



書物は  
大切

凌和縣水產要覽

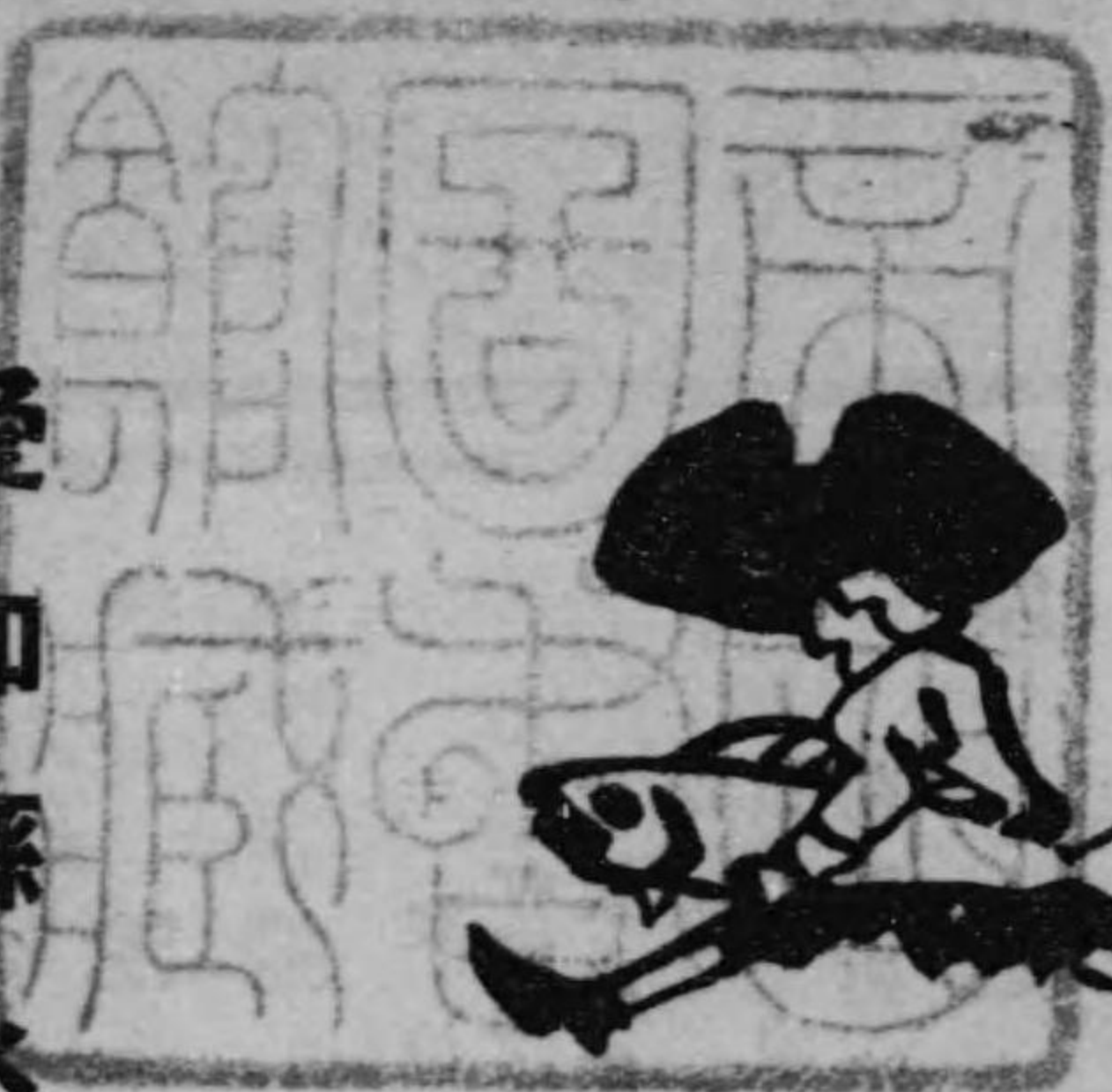


緒言

尾三の地風に魚鹽の名あり、時代の推移は斯業に幾多の變遷を重ね、其間各種の改善を加へられたり、雖も尙啓發刷新を要すへきもの甚だ多く吾人に一日の安逸をも容さないのである、本會は尾三水産會の後を承け多年會報を刊行し斯業の機關誌を以て任こせり。未だ未だ本縣に於ける過去に溯り現在の趨勢を明かならしむへき纏まれる水産資料なきを憾みとし本年度事業として之に關する一斑の事項を聚め斯業上座右の便に供せんとしたのである。固より匆忙の際編纂したるを以て精粗不統、杜撰の点なきを保せられない、是れ等は後日補修改訂の上完全を期し更に提供するの考である。

大正八年十二月

愛知縣水産組合聯合會



愛知縣水産要覽

大正  
8. 12. 19  
内交

# 愛知縣水產要覽目次

總說	一
漁撈	三
主要漁業	三
(打瀨網漁業、揚繰網漁業、巾着網漁業、刺目網、流網及延繩漁業、累年漁具表)	
主要漁獲物	一〇
船	一三
遠洋漁業	一六
朝鮮海漁業	一七
製造	二二
主 水產製造	二二
(干蝦、鱈油渣罐詰、乾海苔、煮干鰯及田作、蒲鉾、魚煎餅、海鼠腸、干鯛、累年水產製造額表、累年主要水產製造額表、城產額表)	
養殖	二九
淡水養殖	二九
(金魚)	三〇
鹹水養殖	三三
(累年養殖概表、淡水養殖業者一覽)	
水產組合	三七
附 水產組合聯合會	三九
同業組合	四一
三河乾海苔同業組合	四一
漁業組合	四三
附 優良漁業組合概況	四六
水產試驗場	八〇
獎勵施設	八八

附

錄

漁期漁法一覽.....九三

魚貝藻類蕃殖期表.....九九

漁網統計.....一一

釣具并雜漁具統計.....一三

漁獲物統計.....一五

水產製造物、罐詰統計.....一七

水產養殖統計.....二〇

遭難漁船統計.....二二

重要水產關係市場、工場.....二四

漁業組合事務所位置.....二六

免許漁業、許可漁業.....二八

愛知縣漁業取締規則.....三〇

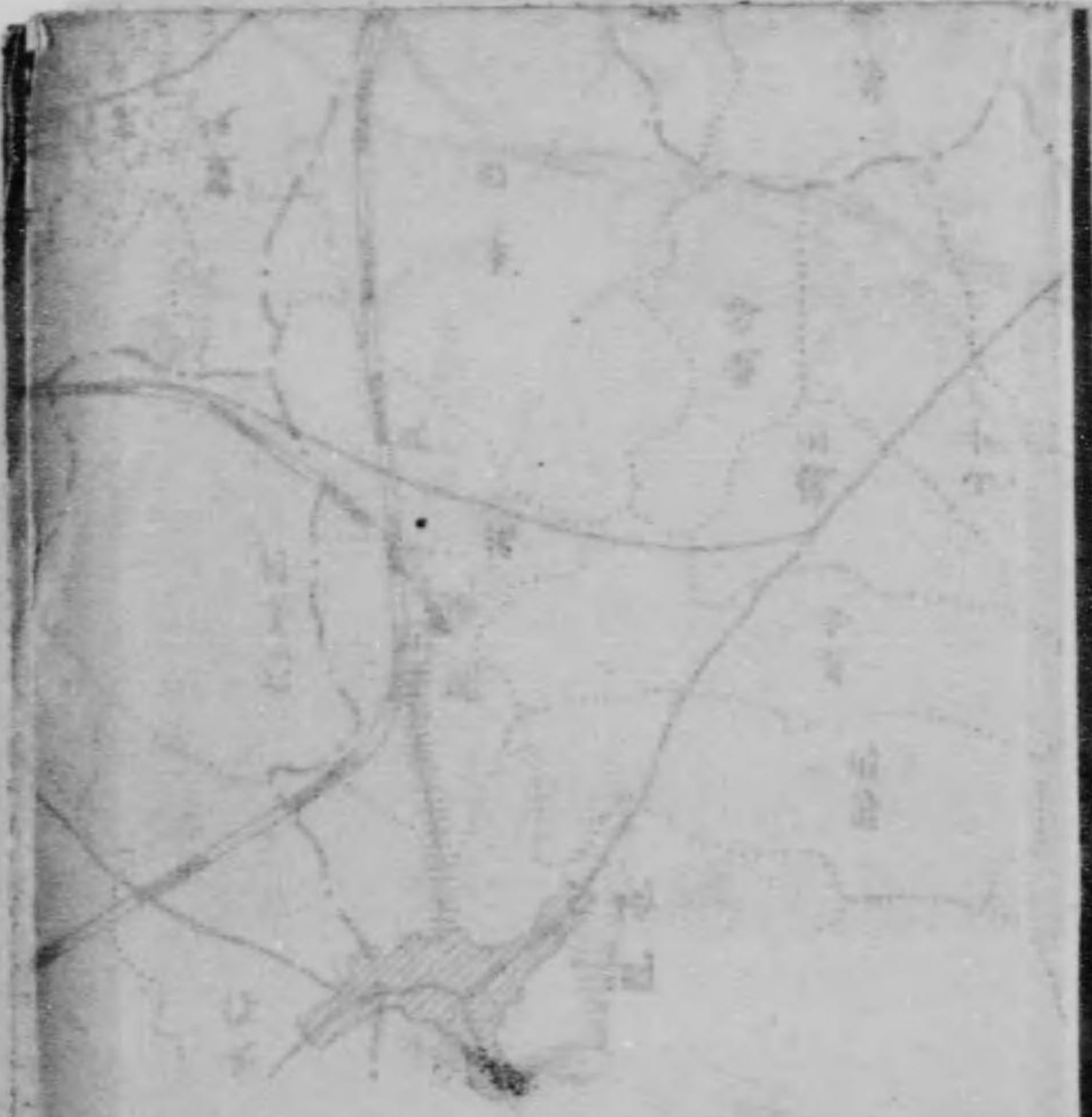
三重愛知打瀬網使用禁止區域.....三二

產業職員費補助規程.....三四

愛知縣水產試驗場職制.....三六

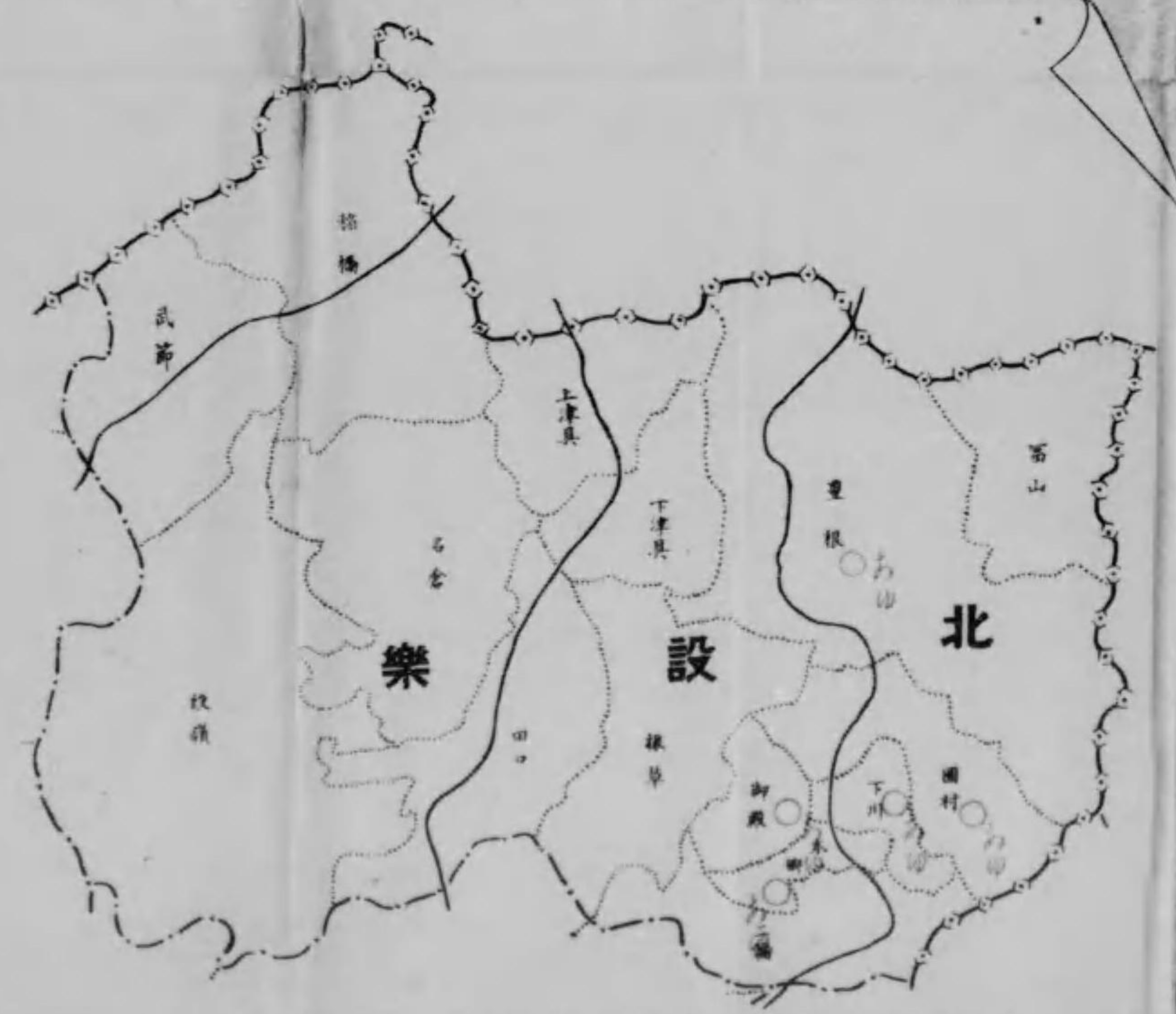

水產業補助規則.....三八

水產組合聯合會補助規程.....四〇



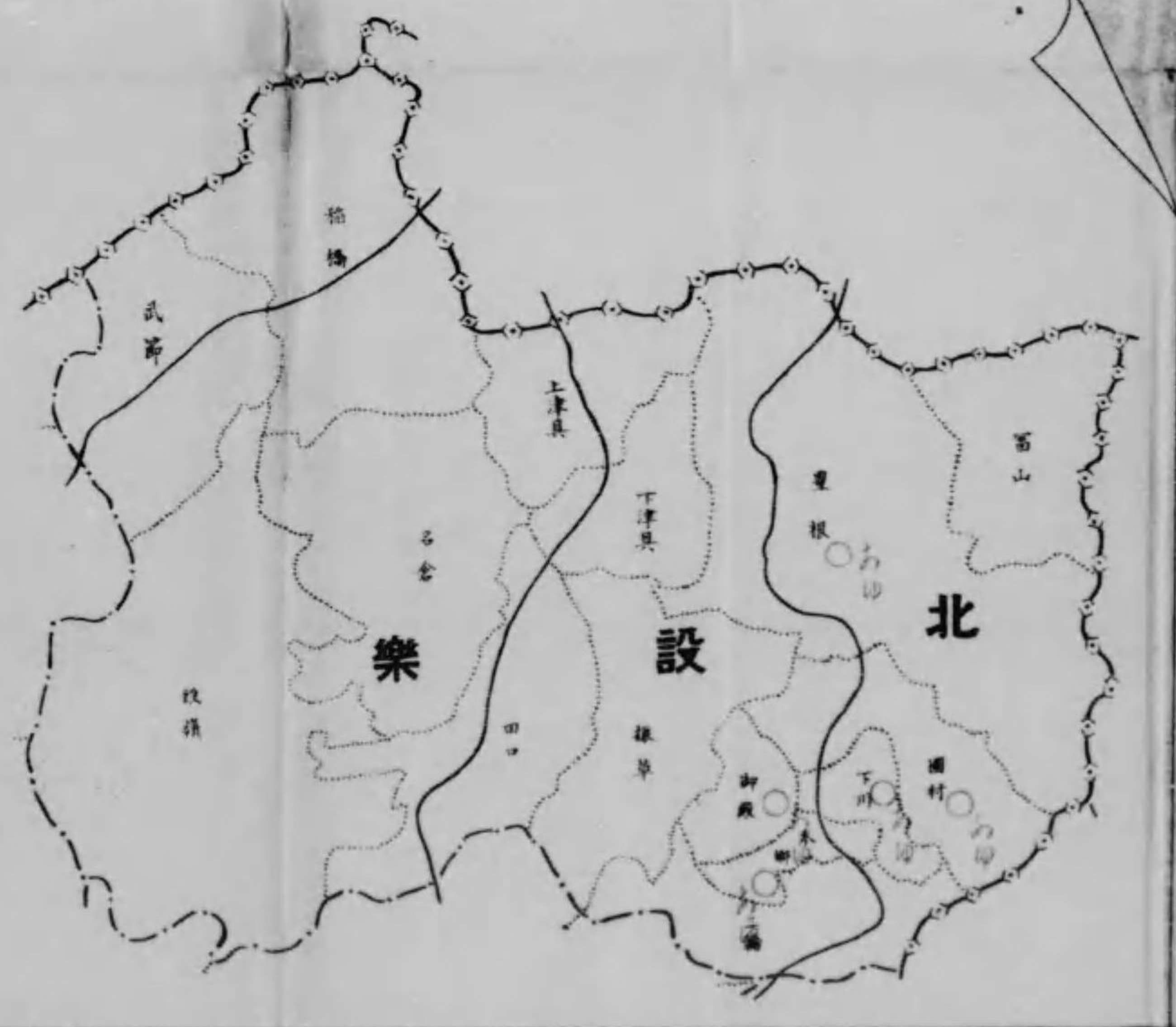

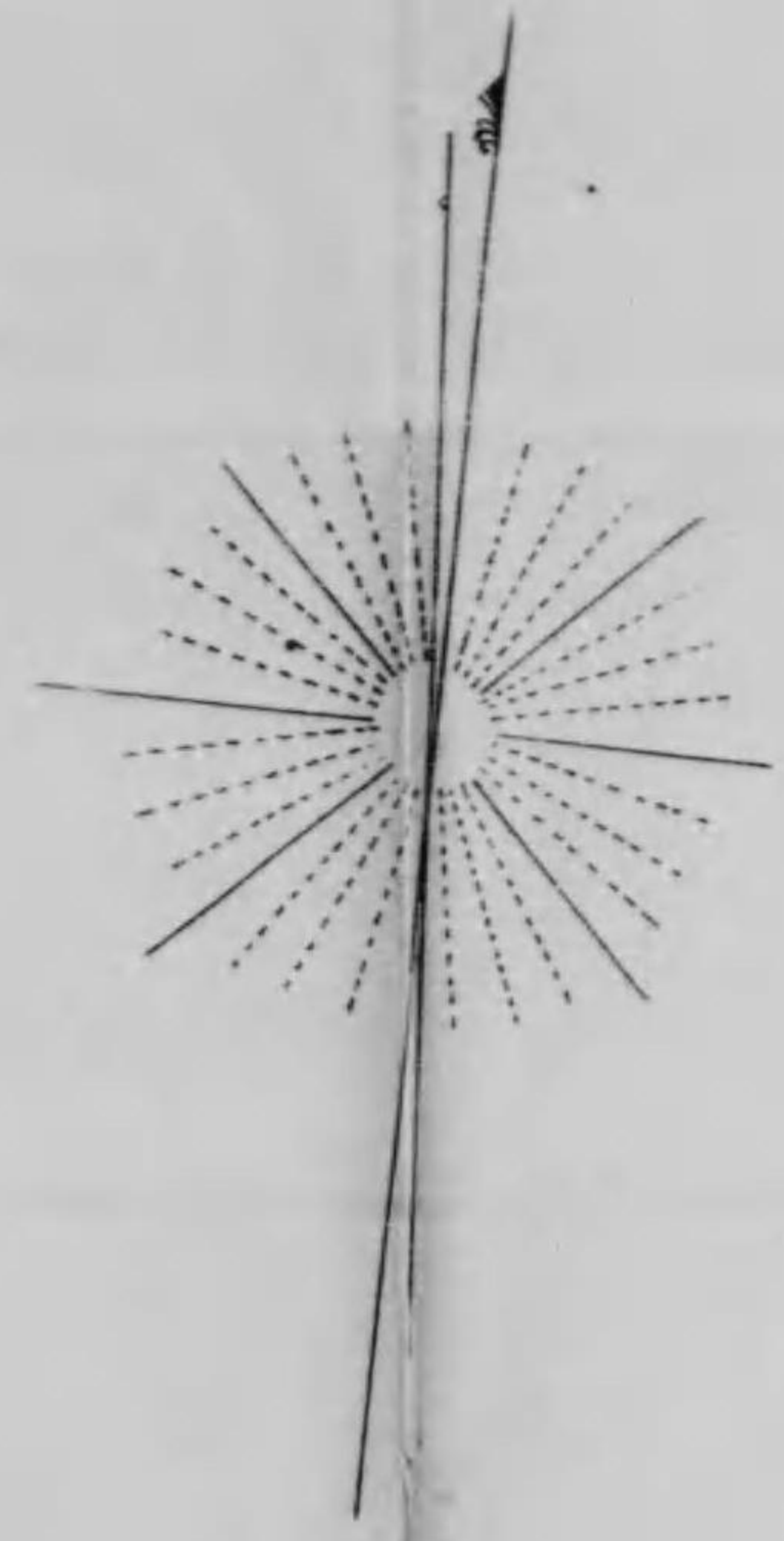
# 愛知縣水産要圖

⊗	○	●	◐	◑	◎	◆	
選	漁	水	同	水	全	水	縣
獎	業	産	業	産	養	産	九
漁	組	組	組	組	殖	試	例
業	合	合	合	合	部	験	
組						場	
合						廳	



# 愛知縣水産要圖

⊗	○	●	◐	◑	◎	◆	九
選	漁	水	同	水	全	水	縣
獎	業	産	業	産	委	産	廳
漁	業	産	業	産	委	産	廳
業	組	組	組	組	殖	試	廳
組	合	合	合	合	部	験	廳
合						場	

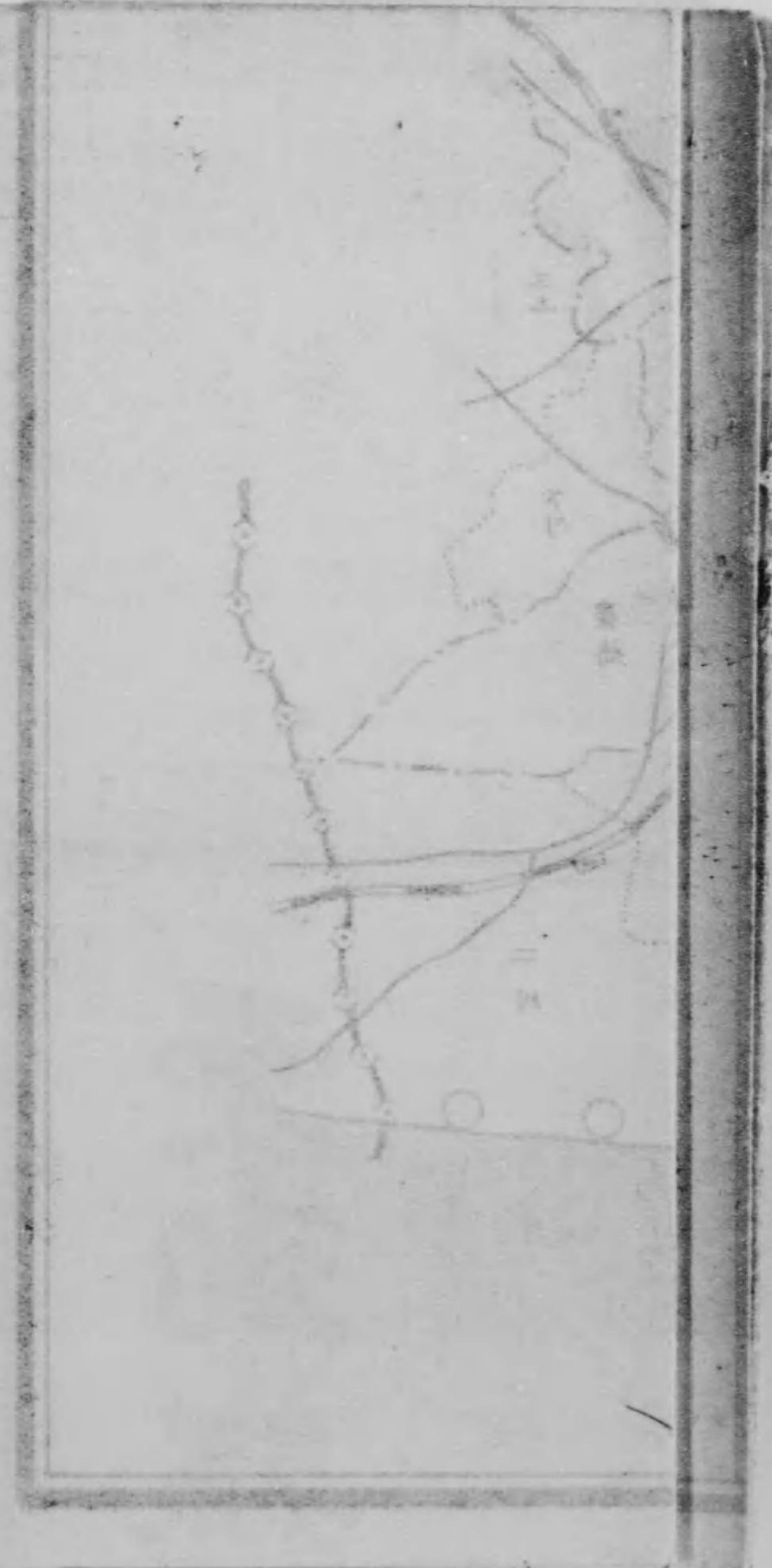




【總說】

本縣は東海の要樞に當り海岸線參差屈曲し延長八十餘里南走して遠く海表に突出する知多半島斜に西南に延出する渥美半島によつて三河灣、伊勢海を畫き大小幾多の河川は潮水を調節し太平洋を去來する温潮は沿岸に巨鰭細鱗の游息に適ひ且つ介藻の生産亦豊富なり、又内地には幾多の河川池沼に乏しからざるを以て淡水魚族の蕃殖多し、而して従來行はるゝ漁業は主として近海漁業にして多年慣用考究したる結果構造比較的精巧なるもの多し、又水産養殖は著しく發達し他縣に其比を見ざるの盛況なり水産製造業に於ては交通の發達と共に鮮魚介として輸送せらるゝ關係上著しき發達を遂けたるものなきが如きも着々改善

388-169



に歩武を進めつ、あり。

尙本縣漁業者は左表の如くにして大正七年度に於ける縣下全戸數に對する百分の三、八九全人口に對する百分の一、二八に當り特に著しき増加を見ざるも年々魚價の昂騰に伴ひ各自の所得を増加しつゝあるは否定すへからざる事實なりとす。以下項を趨つて概要を記述せむとす。

業	戸數 兼業	人口 兼業	明治								
			二年	三年	四年	五年	六年	七年			
漁業	四、一六八	八、七七一	三、九二一	三、八〇六	三、七四七	三、六七七	三、四八七	四、三三九	四、〇八五	四、二八	四、二七二
採藻業	八、三三三	一四、五九四	七、五九四	七、七三七	七、二九一	七、〇五〇	六、七三九	七、一四三	六、九五六	六、八三三	七、一六五
探採業	二、三、九八	二、七、四四	二、三、五五	二、九、八八	二、三、二、五八	二、一、〇、五三	二、〇、七、九四	—	—	—	—
人口	二、三、五、九四	二、三、四、四六	二、四、四、四六	二、三、五、八六	二、三、二、四八	二、〇、七、九四	—	—	—	—	—

備考 採藻業ニ於テ大正四年以降ノ記載ナキハ本縣統計樣式ノ變更セラレタルニ依ル

【漁撈】

主要漁業

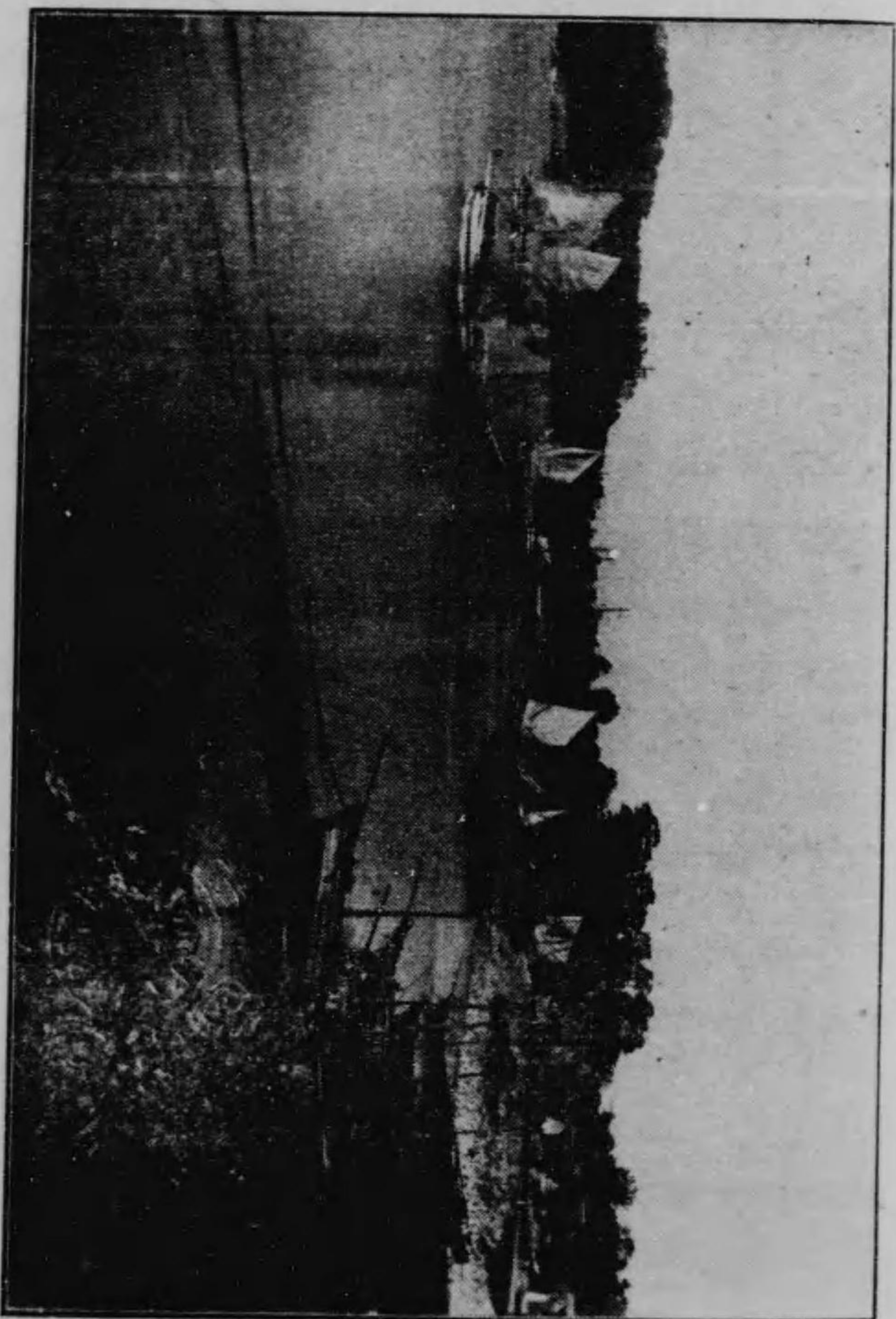
本縣の漁業は千差萬別にして一々枚舉に遑あらずと雖も特に重要なものにつき記述し其他は本縣の統計に表示せられたるものを摘記するに止めむとす。

打瀬網漁業

本漁業は本縣に於ける最も重要な漁業なれば之か沿革現況に付ては稍々詳細なる説明を加へむとす。

本漁業は其濫觴詳ならざるも往時房總地方より傳來したるものゝ如く之を本縣に使用したるは凡そ百餘年前知多郡龜崎町地方にして多く内灣淺海に操業し明治五六年頃より伊勢灣口東渡合及渥美郡外濱に出漁するに至れり而して本漁業

は明治維新前より利害の關係を唱へ或地方に在りては其使用を免さざりしか維新後此網を使用するもの漸次増加し遂に明治十四年の頃其有害無害の説再燃し紛擾を來せり然れ共水産業の未だ幼稚なる當時に在りては之か明晰なる解決を下すに由なかりしと雖も一部の臆測と漁民の建言とに徴して世間一般有害なるか如くに認めたりしは事實なり、當時縣下に於ける網數一、六六九統にして之を静岡縣の一五五統、三重縣の二〇統に比し極て多きを以て同年九月關係各郡會及同十七年静岡縣下に開催したる同會の問題として打瀬網處分の件を提出し本縣及静岡、三重の三縣の協定の結果遂に爾後三ヶ年間を期し禁制し其實施に關して本縣其任に當り同年十月農商務大臣に對し禁止の義に付伺書を提出し同十八年十一月當該大臣は他縣の入會場にあらざる慣行漁場に於ては禁止するは苦しからざる旨を指令せり於愛同十九年三月本縣布達甲第二八號を以て縣下海



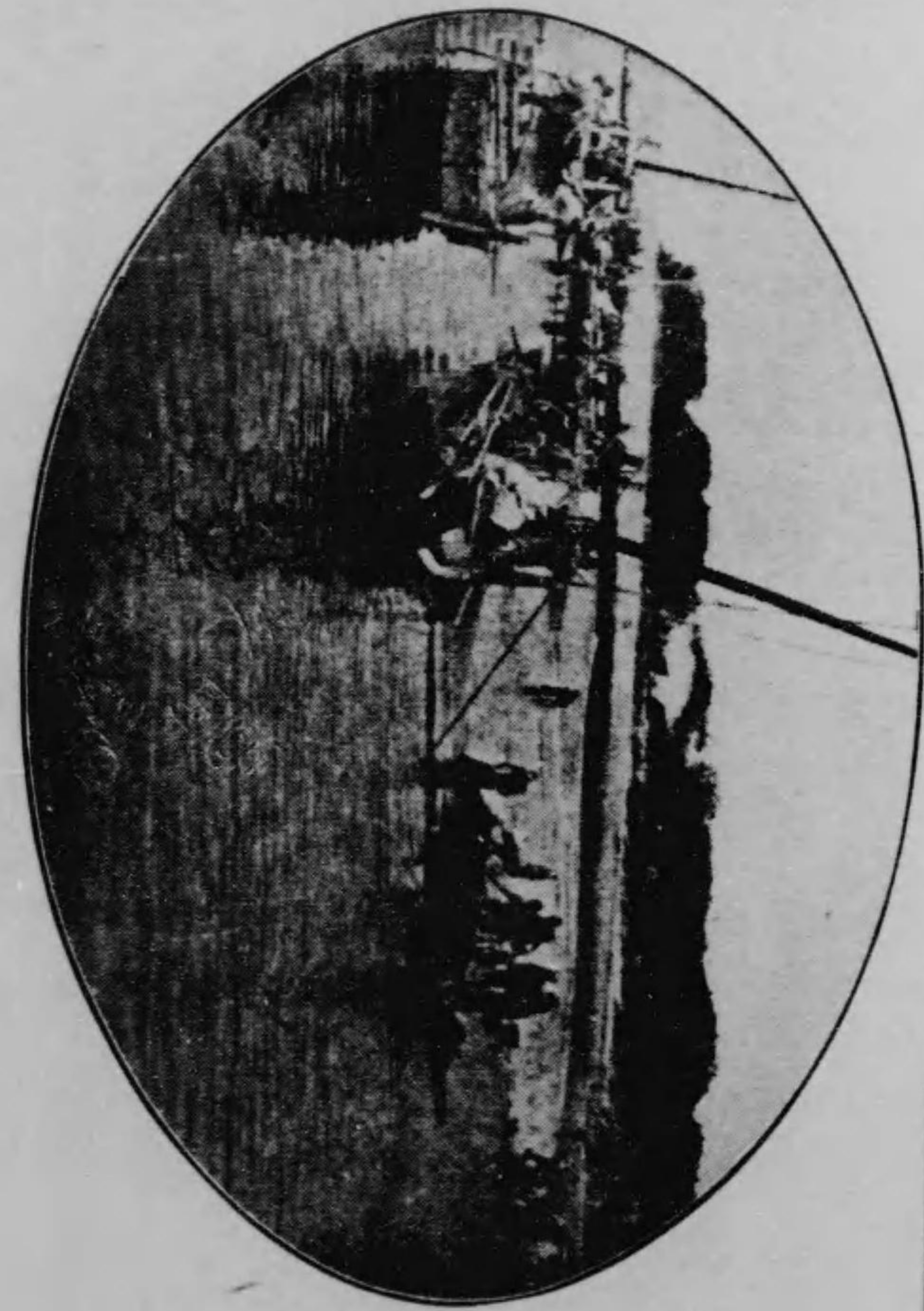
打瀬網漁船

(實飯郡形原村)

面漁場内に於て來る明治廿二年三月限打瀬網及之に類似する漁法は其の名稱の如何に拘らず使用を禁止したり、然れども爾來却て反對の現象を呈し打瀬網漁業者は益網數を増加し使用禁止の延期を請願するもの多く依て同廿二年一月現在及明治十九年三月發令當時の網數及其の狀況を調査するに此間四百十二統を増加し勢ひ禁止を勵行し難きを察し猶二ヶ年間延期の件を他の關係二縣に同意を求めしに静岡縣は同意を表せしも三重縣は肯せず然れども兩縣交渉漁場外に於て愛知縣のみ延期するは異議なきものとなせり爾來幾多の縣令の改廢と共に再三再四の建議上申をなすのみならず打瀬網派非打瀬網派相反目止まず明治二十五年二月知事は打瀬網調査の爲農商務大臣に對し技術者派遣を上申し調査の結果利害相半はするものとして絶對的有害なるものにあらざること歸着せり。越て三十二年三月同大臣は明治二十三年認可したる本縣沿海漁業組合規約第二十一條中「及三重、愛知兩縣々令を以て禁止したる漁期漁法」及同廿四年認可

したる決議事項中「打瀬網一切使用すべからず」とあるを削除せしめて尋て同大臣及内務大臣は打瀬網の有害又は無害に關する調査は未だ確定せざるを以て兩縣は各水産試験場をして農商務省の指揮監督の下に期間を定めて之か調査をなすべく又其期間は或る區域に限り該網の使用を禁止すべしと命せり爾來水産試験場に於ける有害無害の調査は今日迄繼續施行しつゝあり藻打瀬網漁業に付ては大正元年九月十八日縣令を改正して新規出願を許可せざることせり而して打瀬網漁業の發達は年毎に隆々として加はり今や漁場は漸く外海に擴かり遠く朝鮮海に出漁するものあり本縣の打瀬網漁業は實に本邦斯界の明星とも云ふべき勢にあり尙最近に至り鯰刺目打瀬網と稱する中層以下の鯰を捕獲する漁具考案せられ各地に之に従事するもの甚だ多きに至れり尙種類も舊來の如く單純ならずして數十種に區別せらる。

揚 操 網



鹽中著網漁船の歸港 (知多郡豐濱町)

本縣の漁業中從來鯧漁業最も盛にして其の漁網大揚操なるもの凡三百年前既に創始せられたるか如し當時尾張藩士千賀志摩守知多郡師崎に番所を置き一般海事を統轄し兼て鯧漁のことも監督したりしか百餘年前小揚操網なるもの發明せらるゝに當り千賀の威權尙盛にして自由に新規の漁具を使用せしめざるにより幾多の紛擾を醸し六十餘年前官府の裁決を経て漸く小揚操網の漁法を開始したりしが廢藩置縣の際遂に大揚操網は其の名のみを存するに至れり其後當業者は小揚操網に更に改良を加へ鯧漁業有數の漁具たるに至らしめたり。

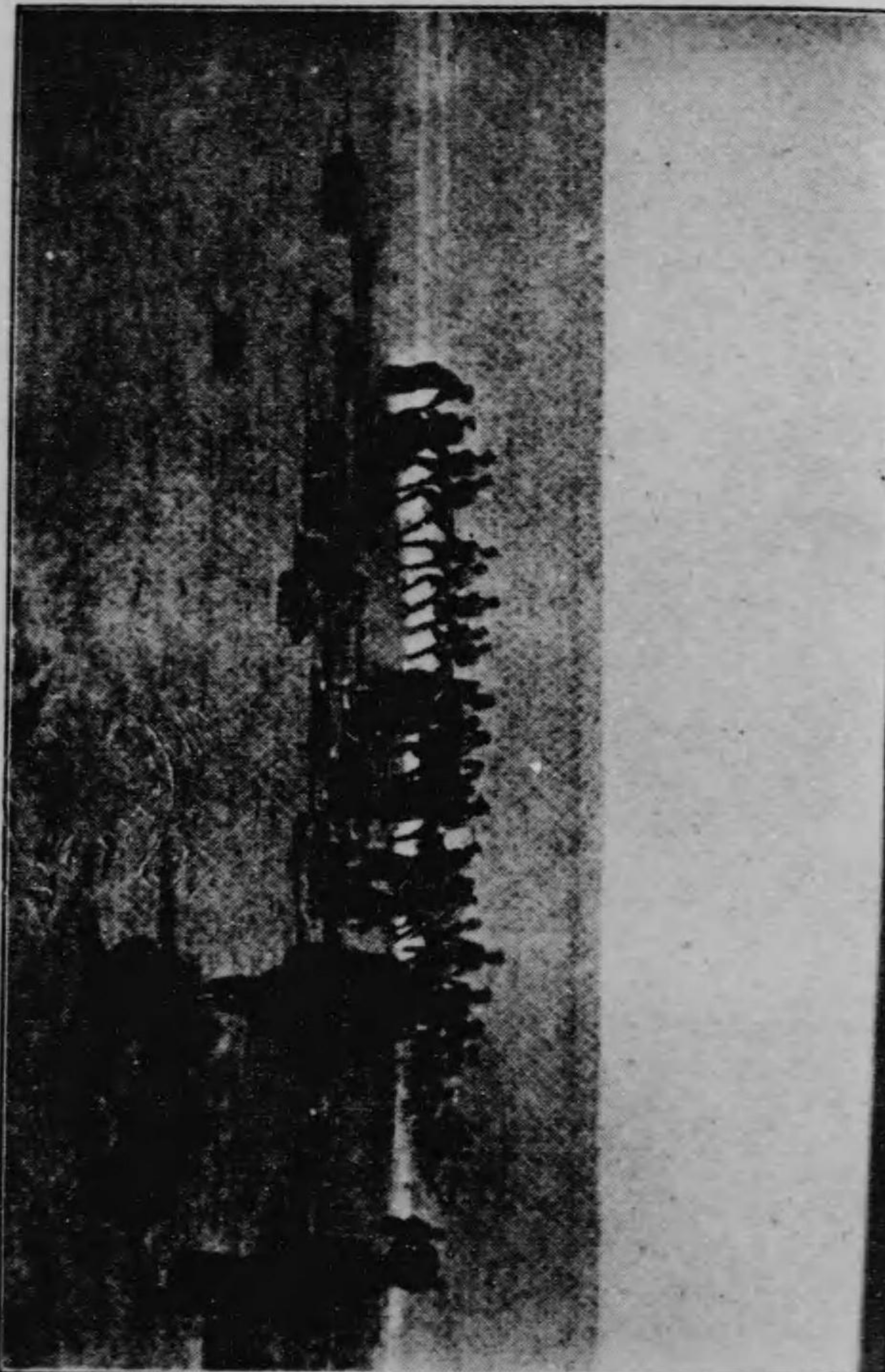
巾 着 網

鯧巾着網の濫觴は明治廿九年農商務省水産調査所備付の漁網を用ひ縣下渥美郡に於て試験したるに始りたるが其試験は僅に廿五日間の短時日なりしのみならず漁夫の募集意の如くならざる等幾多事情の爲成績顯著ならざりしも從來の揚操網に比し輕便有利なるの點に於て當業者に感動を與へ前途有望の漁具として

識認せらるゝに至り其結果翌三十年には該網五統の新調を見るの形勢となり漸く其効果の喧傳せられむとするに際し恰も明治卅二年本網の卒先地たる渥美郡高師村に更に新網二統を製し大に當年の漁界に雄飛し現實に巾着網の能力を發揮せしより忽にして揚操網は到る處に壓迫せらるゝに至れり尙本網は創始以來特に著しき改良變化を來さるも當初に在ては其の形體概して短小に沈子比較的輕かりしを其後年々經驗の結果局所の改良をなすこと數次にして遂に今日慣用の程度に達せり爾來豐凶に依り多少盛衰の跡あるも年次發達の域にあり目今其數六十統を算す尙最近に至り鯖巾着網を計劃するものあるに至れり。

刺目網、流網及延繩

刺目網は鯔刺目網最盛にして其數實に約四百五十艘に達せり其他鯉流網、鮪流網、鱧延繩、鮪延繩等何れも從來完全のものなく鯉流網は明治三十三年茨城縣平磯地方に使用せらるゝ鮪流網に倣ひ鮪延繩は同年千葉縣布良地方延繩の構造



地曳網漁業  
 (渥美郡表濱)

に倣ひ又鱧延繩は同卅四年大分縣佐賀の關地方慣用のものに範り鮪流網は同年茨城縣平磯地方に使用のものを模造し且之に改良を加へたるものなり而して輓近に至り隣縣の石油發動機漁船の發達と共に著しく衰微せり。今縣下に於ける主要漁具に關する統計を表示すれば左の如し。

累年漁具表

種 類	年 度		全 年		大 正		全 年		全 年	
	明治	昭和	昭和	昭和	二年	三年	四年	五年	六年	七年
地曳小曳手繰打瀬海 鼠桁藻螺桁其他	九、五〇三	八、一七六	八、五八一	六、六〇三	九、〇三三	八、五〇三	八、八九六	九、四六五	九、四七一〇、〇三九	九、三九八
敷網類 (鵜網、四手、捧受其他)	一七五	二二五	一七三	一六二	一六〇	一三六	三〇九	二五二	三九七	四三
旋網類 (揚繰巾着魚目揚繰網 圓目一艘圍其他)	三七九	三三九	三三二	三五	二五〇	二六三	二九〇	二八七	二六七	二九三
刺網類 (鰯刺目其他)	一、三三三	七九〇	七五二	六八四	一、一八九三	七三三、七四、三四、三三、二〇三	八、九七〇	九、三九八		



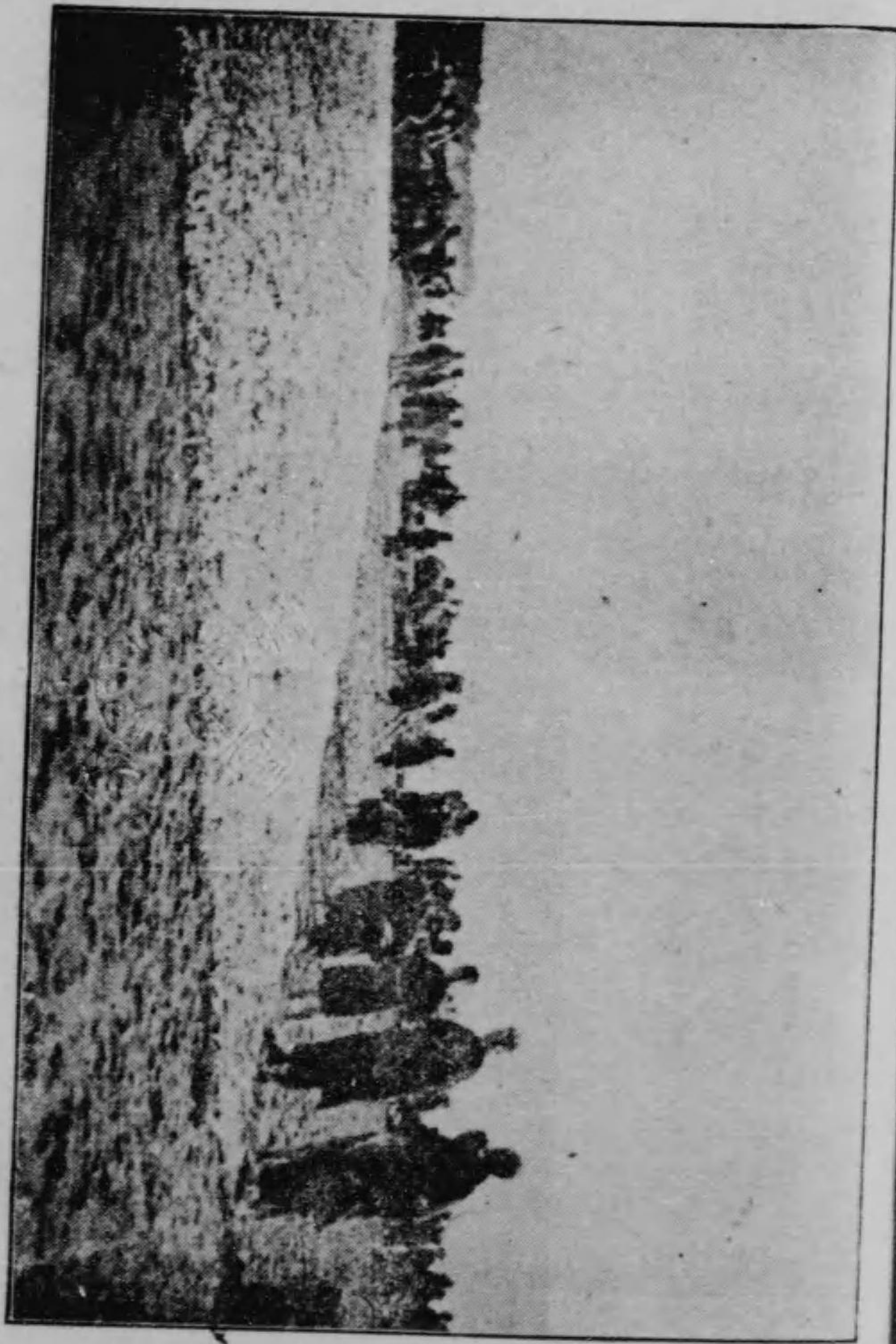
建網類 (角建網桁網建干網其 他)	計	延繩類 (鮎鰻空釣其他ノ延繩 手釣類 手釣類 (鮎鰻引稚鯛其他ノ 手釣類)	竿釣類 (鱸其他ノ竿釣) 雜貝類 (鮎鰻採淡菜採蛎採 赤介萬牙鳥介萬牙雜 萬牙其他)
七、〇〇四	一八、四六三	四、六三八	一一、二〇七
六、一三五	一五、五二一	八、二二一	一、〇五八
五、八三五	一五、六六一	一、二四九	三、六五
三二四	八、〇七二	一、二二六	四、〇九
四七五	二、六九三	一、四三三	六、七六
五〇六	二、六八五	五〇八	五、九五九
一八二 雜網 九九二	〇、〇八三	五九五	一、三〇
一、二四四 雜網	六、五〇三	一、九三八	二、六〇
一、四五一 雜網	三、〇五二	一、五九八	二、二六七
一、四六三 雜網	六、六六	一、七九五	三、〇七八

主要漁獲物

本縣の漁獲物は鱧、鯛、蝦、鰻を主とし其他蝶、蚌、鱧、藻魚、鯊、鳥賊、鮎、鱈、鱈、鯨、鯨、王餘魚、鯉、魴、鯛、金頭魚、鱖、鮪、海鼠等種類頗る多く河川にありては鮎、鮎、鮎、鮎、鰻、鰻、鯉、鯉、鮎、鮎等とす介類は蜆を第一位とし沿岸殆ど到る處に饒産し牡蛎、蛤、竹煙、鳥介、辛螺、西施舌、馬軻介玉珙等之に亞く殊に鳥介は年により豊凶あるも大正四年度の如きは稀有の漁況を以て短少の漁期間に約七萬圓の漁獲を見たり鱧は本縣主腦漁獲物にして明治四十二年以來四五年間其洄游漸次稀薄となりしが二三年前より更に豊饒を來し巾着網、刺目網地曳網、刺目打瀬網等活氣を呈するに至れり。

漁獲高は明治十年の調査によれば僅に金十八萬圓餘にして其後數年間の變遷は正確なる統計の有するものなきも遂次遞加し當今數十倍の激増をなせり最近十ヶ年間の總額並主なる種類を擧ぐれば左の如し。

總漁獲高



(瀨美郡表濱の鰯漁)

豊漁一網萬兩

主要漁獲物

明治四十二年	二、〇一四、五〇四	大正三年	一、八九〇、〇四四
全四十二年	二、三三五、七一七	全四年	二、〇九八、二一〇
全四十四年	一、九三九、二四二	全五年	二、三二五、三九一
全四十五年	二、二四〇、二四〇	全六年	三、九二七、一五三
大正元年	一、九八五、四五九	全七年	五、五一七、八〇五

種類	年度	明治	大正	昭和
真鰯	全	四三、六五三	二八、一三〇	一、七九四、九一五
	大	四二、八六〇	二七、五九八	一、七九四、九一五
網鰯	全	三三、六五三	二八、二四三	一、七九四、九一五
	大	三三、三七七	二七、〇九六	一、七九四、九一五
脊黒鰯	全	一八三、三五一	一五八、〇九五	一、七九四、九一五
	大	一八三、三七七	一五八、〇九五	一、七九四、九一五

漁 船

介 類	蝦	鰈	鱈
二二、二二三	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
一三九、七六六	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
二八、〇九五	七八、八五一	一〇三、二六九	二三四、六四六
一一、二七六	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
一〇七、二三四	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
一〇五、四九七	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
一八六、二二六	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
一五四、二二一	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
一五五、九五七	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六
三三八、五八四	七九、八〇三	一〇三、二六九	二三四、六四六

本縣漁船の改良發達は打瀬網漁業の發達に胚胎したるものにして本漁業創始時代在ては其大さ肩巾四尺五寸より五尺、敷板の長さ二十二三尺、深さ一尺九寸の超わさる小船にて「テント」「チヨロ」等と稱し専ら操櫓の力のみに據れり明治十年頃より漸次船の大き遞加し同十五六年頃には肩巾六尺同二十一年には肩

巾七尺五寸、敷板の長三十五尺深二尺六寸とされるのみならず其船体に於ても一大變化をなし從來の斜出舳を廢し立舳となり肋骨を入れ甲板を張り氣室を設くる等船体の堅牢と運用操縦の便に資するに至れり。

又帆は前述の如く初めは操櫓の力のみに據りしが漸次風力を利用し明治五年頃には吳産二枚繼二反を連結せるか明治六七年頃に木綿を混用するに至り同十七年頃には吳産帆の影を見る能はざるに至り帆形も縫詰帆なりしか立舳となれると同時に開縫帆となり且つ片帆となれり。

明治四十年には肩巾一丈以上のもの百五十を算し帆装の如きも洋式角帆となり現時に於ては肩巾一丈以上の打瀬網漁船三百隻以上に達し肩巾一丈八尺船長八尺に近きもの、建造を見るに至れり。

更に最近に至り長大なる漁船の構造脆弱にして船齡短かきとの經濟上の關係より稍々大漁船の建造に對し多少警戒し來れるの傾向あり。

又魚類運搬船は生魚の輸送を主とし古來より押送船と唱へ、漁村と市場或は漁場と市場との間に於ける唯一の運輸機關たり此の種の船は其の大き著しく増大し補助機關を裝置し遠く紀州灘、朝鮮海等を往復するに至り漁業として補助機關を使用するもの極て少きに比し魚類運搬船として六十二隻總噸數一、六四九噸餘に達するの盛況に在り。

今漁船の最近統計を表記せば左の如し。

漁船

船種	年度		全	全	全	全	全	全	全
	明治	大正							
三間未満	八、九二	八、七四五	九、二五	八、八六	八、三五五	七、七二六	八、六六七	八、四四八	八、三三五
五間未満	一、七〇	一、七三	一、七五七	一、七二六	一、八〇六	一、七九四	七九四	七八四	七四七
五間以上	三三	三三	一〇	二三	九三	一〇〇	一九三	一六八	一六九
						五噸又、以下 八、五八五			
						五噸以上二十 噸又、五十石			
						二十噸又、二 百石以上			

西 洋 帆 船 形 計	合 計
10,641	1
10,511	26
11,018	33
10,666	30
10,269	36
9,665	55
9,662	29
9,999	35
9,466	36
9,269	48

備考 動力を有する漁船四八であるも補助機關付魚類運搬船のみにて六二隻の現況と符合せずされど其儘表記せり

### 遠洋漁業

(主要漁業の項と重複するも便宜此一項を設く)

本縣は地勢其他の關係上奮來より遠洋漁業として見るべきものなし明治二十六年頃より之に關する試験調査を實施し種々之れが創始を奨勵したるも豫期の効果を見ずして終れり尙知多郡渥美郡に於て一二の企業者を見たることあるも是亦良好の成績を示さざりき茲に於て大正八年度に於ては鯉鮪漁業等遠洋漁業奨勵の目的を以て相當補助を計上し漁民を遠洋に誘導すべく努むるに至れり今縣

統計に揚げられたる遠洋漁業の狀況を示せば左の如し。

### 遠洋漁業 (大正七年)

船 漁	沖 曳 網 漁 業		一 本 釣 漁 業		計	
	動力 チ力 有モ セノ	噸 順 船 數	噸 順 船 數	噸 順 船 數	噸 順 船 數	噸 順 船 數
船 漁	26	140	29	140	55	197
獲 物	魚	魚	魚	魚	魚	魚
數量	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
價 額	7,300	7,300	7,000	7,000	10,500	19,700
其 他	1	1	1	1	1	1
計	27	141	30	141	56	198

### 朝鮮海漁業

明治三十三年縣下知多郡豐濱町山下某打瀬網、鱒流網等を以て朝鮮海に出漁したるを嚆矢とす以來漸次出漁を企圖するもの多し同三十八年に於ける出漁者二十艘乗組員七十七名に及びたり其後各種の水産團體朝鮮の漁業を視察し専ら該海漁業の發達を促せり。同三十九年度に於て本縣は更に朝鮮沿海の漁業を調査し以て將來に於ける經營の方法及順序等を明にすると共に縣下當業者の出漁を指導誘掖せむとする目的を以て打瀬網、鯉流網、蟻延繩、藻打瀬網、其他手釣具數種を搭載し斯業に熱心なる子弟十名を撰拔乗船せしめ水産試驗場技手監督の下に朝鮮所安島孟仙里又は釜山を根據地とし更に四十一年度は迎日灣沖より欲知島沖に至る間に於て經濟的調査に従事し打瀬網漁業の一大漁場を發見するに至り後南海面に於ける鳥介、赤介、玉球漁業に付き試験し麗水海附近最も有望なるを認めたり。

縣費を以て補助を與へ出漁を奨励せしか大正三年度以後各出漁者に對する補助を廢し本縣水産組合聯合會事業として同會に補助することとし同會は朝鮮全羅南道麗水に派出所を設け技術員一名を常置し専ら之が奨励監督に任せしめたり爾來出漁者は逐次増加の傾向あるを以て同地に根據地を經營せむとし大正五年度には同會は豫て全羅南道麗水本町に購入したる土地四百卅三坪に漁舍四棟二十四戸を建設せしめ之に對し一千九百圓を補助し益々前途有望となれり而して出漁船の十中八九は打瀬網漁業にして目今の出漁船約五十六艘總漁獲高一ヶ年二十七萬圓に達せり而して尙監督者一名を囑託し斯業の進展を計りつゝあり。今大正七年度末に於ける出漁狀況左の如し。

寶飯郡	本籍地都市	船	根據地麗水	根據地州岬	根據地伊川	家族數
	漁業者數	移住	通漁	移住	通漁	
	三五	二	一	一	一	合

最近十年間に於ける朝鮮海出漁概況

計	海部郡	知多郡	幡豆郡
一九〇六	三	一	一
一九〇七	三	一	一
一九〇八	三	一	一
一九〇九	三	一	一
一九一〇	三	一	一
一九一一年	三	一	一
一九一二年	三	一	一
一九一三年	三	一	一
一九一四年	三	一	一
一九一五年	三	一	一
一九一六年	三	一	一
一九一七年	三	一	一

種別	年度	出漁船數	漁獲物價格
全	明治四十二年	二四	三〇,〇〇〇
	四十二年	二四	三〇,〇〇〇
全	四十三年	二七	三八,〇〇〇
	四十三年	二七	三八,〇〇〇
全	四十四年	三	四〇,〇〇〇
	四十四年	三	四〇,〇〇〇
全	大正元年	三	五三,〇〇〇
	大正元年	三	五三,〇〇〇
全	大正二年	三七	五三,〇〇〇
	大正二年	三七	五三,〇〇〇
全	三年	四三	五八,〇〇〇
	三年	四三	五八,〇〇〇
全	四年	六五	一一〇,〇〇〇
	四年	六五	一一〇,〇〇〇
全	五年	八七	一二八,〇〇〇
	五年	八七	一二八,〇〇〇
全	六年	七六	一二五,〇〇〇
	六年	七六	一二五,〇〇〇
全	七年	五六	八五,〇〇〇
	七年	五六	八五,〇〇〇

【製造】

本縣の水産製造物は漁獲物總額五百五十萬圓に對し百七十萬圓内外にして則三割弱に相當し年々斯業の振興を來しつゝあるは欣ぶべき現象なり、其主要なるものは蒲鉾、煮干鰯、干蝦、田作、乾海苔、海鼠腸、魚煎餅、時雨蛤等にして魚煎餅、海鼠腸は本縣の特産品として本邦の各市場に其名を博せり。本縣は曩に水産物製造試験の必要を認め明治二十七年四月該試験場の位置を幡豆郡一色町次で知多郡豊濱町に撰定し工場を設置すると共に各種の製造試験を施行し現在の位置に移轉後今日に至るまで乾貽介、乾牡蛎、乾鮫肉、鹽鯖、乾蝦鰯搾粕、鰯水煮罐詰、鰯油漬罐詰、煮干鰯熱氣乾燥、輸已向鹽藏鰯、蜆利用蝦水煮罐詰、アンチヨビー試験の如きを施行し以て之を従來の製品と比較對照する等専ら其の發展を斯業界に傳ふると共に之れが奨勵に努めたるもの多し。

元來本縣は東海の中樞に位置し交通機關は遺憾なく完備し魚類運搬船は常に伊勢海、三河灣を西奔東走するのみならず一面に於て漁業の過半は打瀬網の如き内灣若くは定着魚族を目的とするものなるが故に特殊のものを除かは生鮮のまゝ市場に供給せらるゝもの多し。  
今主要なるものに付概況を記せば左の如し。

### 主要水産製造

#### 乾 蝦

乾蝦中剝蝦は支那重要輸出品の一なり本縣には其原料たる小蝦類の産額年々尠からず然るに多くは山間地方の皮附乾蝦若くは蝦煎餅、蝦霞等に利用せられたるが明治二十八年本縣水産試験場に於て研究の結果剝蝦製造の有利を展示したる以後本品の輸出を見るに至れり其の主要産地は知多郡とす。

#### 鰺油漬罐詰

此の種の製造は從來歐米各國に於て盛に行はるゝものなれども本邦には古來其の製法なしされば明治三十四年度より本縣は之が製造に關する研究調査を爲さむと欲し四分の一基入千五百箇を試製し浦港、朝鮮、上海、香港、新嘉坡、メルボルン、シドニー、桑港、シャトル、晚香坡、紐育等の各市場に輸送品評を索め更に三十五年度は品評に基き製法を改善して一萬個を製出し歐米及濠州等に商品見本を送付し販路の擴張を圖れり三十七年日露戰役の爲軍隊糧食用罐詰供給の命ありしを以て同年は單に鰺油漬及軍食用鰺味付等の罐詰の製造を行へりかくて既往に於ける見本の品評、又は試賣の結果に依り海外各市場に於ける成績夫々判明し將來の見込充分なりしを以て日本罐詰株式會社の設立を見事業着々進捗しつゝありしが其の後販路の開拓圓滑ならざりしと鰺不漁の結果製造を中止するに至れり。



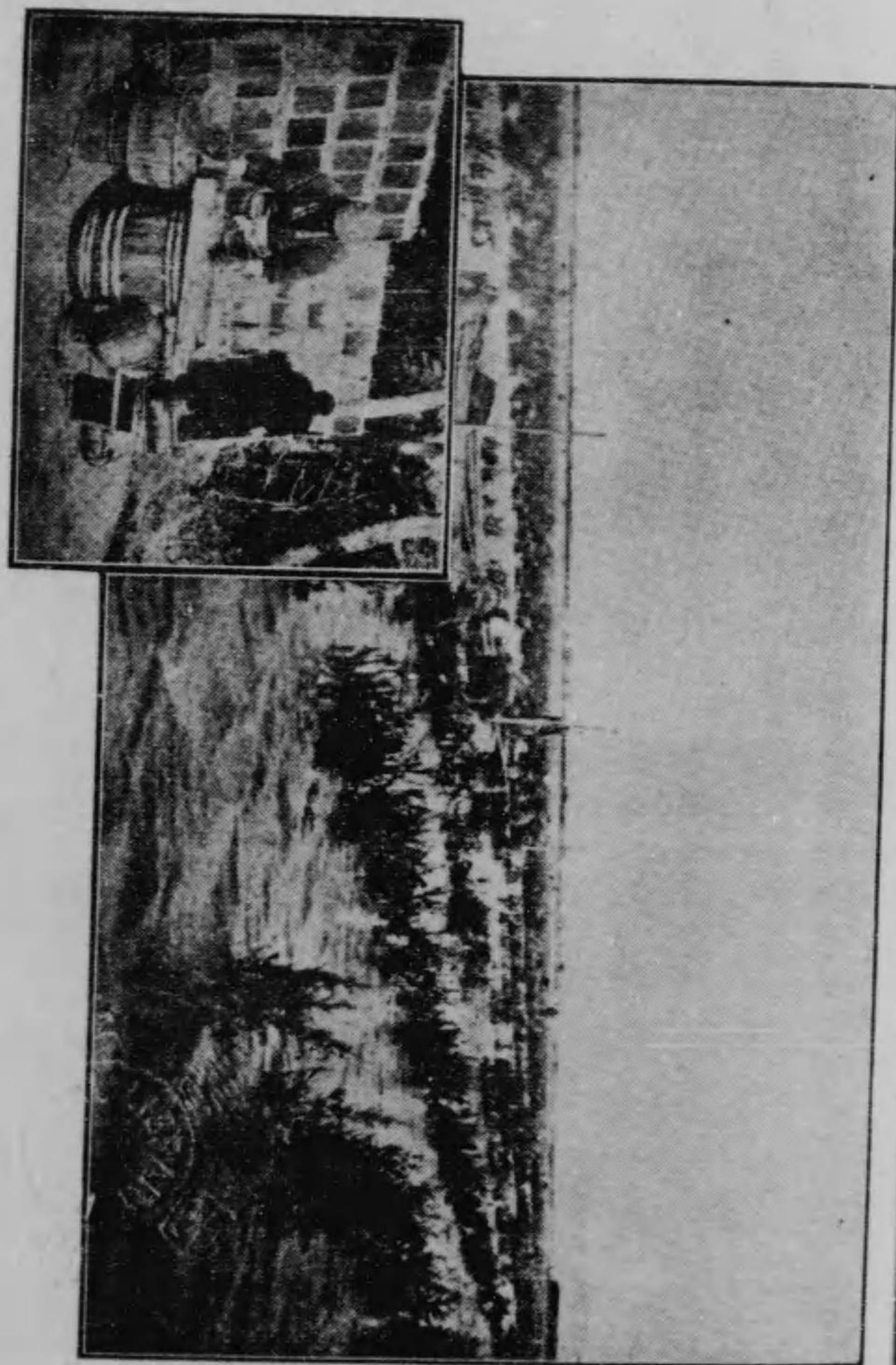
輓近歐州戰禍の餘波を受けて斯業復活し縣下知多郡豐濱町に水産工業株式會社工場を設置を見、東京倉光吉郎氏亦同郡豐濱町及師崎町の兩地に工場を築設するに至り、大正七年度に於て鯷味付及油漬罐詰一萬五百四十八貫、價格四萬八千五百三十三圓を生産するに至れり。

### 乾 海 苔

本縣の主要水産製造物にして主産地は渥美郡牟呂吉田村、寶飯郡前芝村、御津村、幡豆郡吉田村、碧海郡新川町、海部郡鍋田村等とす、其の産額大正七年度は二十一萬七千圓を算す海部郡鍋田村産のものは最近の創始に係るものなり而して前芝村牟呂吉田村附近一帯の生産品は三河乾海苔同業組合の手に依り検査勵行せられ各地に非常の好評を博しつゝあり。

### 賣 乾 鯷 及 田 作

本品は鯷の豊凶に依り其の生産額に著しき相違あるも蒲鉾に次ぐ重要なものな



(寶飯郡前芝村)

海苔養殖場之乾海苔製造

り渥美郡知多郡寶飯郡に製造せられ從來粗製濫造の状態なりしが頃日本縣渥美郡水産組合に在ては販路を視察し他の主要水産製品と共に製品の検査を施行するに至りしかは品質の改善荷作の統一等に於て面目を一新せりと稱せらる。

蒲 餅

最近に於ける蒲餅に就きて統計なきが爲め明言し難きも百萬圓近き産額ありと稱せらる、主要産地は名古屋市、豊橋市にして豊橋市は主として竹輪蒲餅なり製造原料は縣内産、三重縣、静岡縣、和歌山縣産等あるも重なるものは下の關附近よりの輸入物多し販路は縣内、岐阜、長野、滋賀の山間部を主とす。

魚 煎 餅

前記したるが如く本縣に於ける水産特殊加工品の一たり主要産地は名古屋市熱田、知多郡横須賀町、大野町、鬼崎村、幡豆郡一色村、愛知郡下之一色町、寶飯郡三谷町等とす、販路は大阪市を主とし東京市之に次ぎ輓近に至り北海道、

青森縣、朝鮮等にも買客を有するに至れり。

海鼠臈

本縣に於ける海鼠臈は極て古き歴史を有し幡豆郡佐久島村に於けるものは昔時徳川家康公に献したるに創まれりと云ふ又知多郡師崎町のものにありては行基菩薩の作爲なりと稱せらる蓋し本縣の名物として各國に其の名聲喧傳せらる、其産額は縣統計には表示なきも實査したる所に依れば年産數量に於て四十八石余價格三萬圓余なり販路は縣内、静岡、岐阜、長野の各縣、東京、大阪、京都の各市並に臺灣、大連等にも移出せられつゝあり。

干鰯

鰯は縣下沿岸に饒産し之れが利用として近時漁家に於ける農閑の副業として本品の産出漸く多きを加へつゝあり主要産地は渥美郡高師村大崎、同老津村、知多郡龜崎町、同日間賀島村、幡豆郡佐久島村等にして之れが販路は主として長

野縣の山間部とす。

累年水産製造物總額表

(但し鹽及曬詰の生産額を除く)

明治四十二年	全	五、六八、五四七	全	三	一、〇四九、〇八七
四十四年	全	六、四五、五一六	全	四	一、〇九八、四五〇
四十五年	全	五、三三、二三六	全	五	九六八、一五四
大正元年	全	七、一三、九九一	全	六	一、二〇七、〇一四
大正二年	全	八、七三、五二七	全	七	一、七〇四、七七九

累年主要水産製造總額表

明治四十二年	全	一〇、八〇〇	全	一、四、九〇三
四十四年	全	九、五八五	全	一、三、三九三
四十五年	全	七、三八九	全	七、〇三三
大正元年	全	二、三、二五〇	全	七、〇三三
大正二年	全	七、六〇二	全	八、三九七
大正三年	全	二、七、三六九	全	七、一六七
大正四年	全	一、六、一九六	全	七、八八八
大正五年	全	一、八、八九〇	全	七、四六三
大正六年	全	二、一、五九三	全	一、九、三五六
大正七年	全	一、一、七六八	全	二、四、二九九
大正八年	全	二、三、三三八	全	?
大正九年	全	?	全	?
大正十年	全	?	全	?
大正十一年	全	?	全	?
大正十二年	全	?	全	?

	明治四十二年	四十二年全	四十三年全	四十四年全	大正一年全	二年全	三年全	四年全	五年全	六年全	七年全
乾蝦	八、九九〇	一九、〇二〇	二四、〇二二	八、四〇〇	三五、六〇五	二〇、九八一	一八、八〇七	二二、六三五	二四、四九九	三三、五七三	三三、三六二
魚煎餅	九、八八四	二四、〇二二	二一、三五三	三、三〇〇	九七、二二〇	八、一五八	三、七〇四	?	三五、二二九	七三、三四〇	七〇、八〇二
蒲鉾	二七、七七七	一八、三五三	一八、〇六三	三、三〇〇	四〇、一九七	二、四六〇	三、三九六	?	?	?	?
乾海苔	五、九五七	一一、七六六	一八、九〇八	一九七、二六六	一八、四七三	一、四一〇	五、四九〇	?	?	?	?
煮干鰯	二二、四六九	七三、三九五	六〇、八〇五	九四、〇四八	八〇、七六三	六四、〇六三	八六、一〇八	二二、九七六	二六、〇三三	二七、九四五	三三、七三二

鹽産額表

備考	明治四十二年	四十三年	四十四年	大正一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
主要産地は幡豆郡一色村、吉田村、實飯郡鹽津村とす軌近燃料昂騰の結果稍々其生産減少したり	二八五、四六二	一六四、九八五	一九四、七六六	二七九、六六六	三三四、二八〇	三三四、〇九八	二五四、五七七	三三六、五九九	三八九、五三三	二七五、三九五

【養殖】

淡水養殖

本縣に於て始て淡水養魚を奨勵したるは明治十年とす當時養魚の利益を一般に周知せしむるが爲同年七月養魚試験場を本縣植物園内に設け鯉魚を飼養し之を漸次縣下各郡に散在せる稻田灌溉専用の溜池へ放養したるを濫觴とす尋て丹羽郡入鹿池に鯉魚の卵を滋賀縣に依頼し放流したることあり其他明治十四年清國産の鯖魚を丹羽郡入鹿池に試養する目的を以て其分與を勸農局へ請求し鯉魚、鯛魚、草鯖等著養したることあり。

以上の如く劃策經營すること數年事業遅々として未だ興らず池沼の利用せらるゝもの極て少く養殖の實蹟の見るべきものなし依て同二十七年愛知縣水産試験場を創設し同二十八年度人工淡水養殖の必要及其の模範を縣下一般に示さむ

が爲鮠及鯉の養殖試験を行ひ翌二十九年度より四十四年度まで鰻、鰻の養殖を創め之等各種の單養若は混養の組織に依り其の利害得失等を試験し専ら斯業の奨励に努めたりしかは非常なる發展を示し目今淡水養殖の發祥地として其收獲高は他縣に其の比を見ざるの盛況を呈するに至れり特に渥美郡、幡豆郡、海部郡に於て最も發達し周約的粗放的のもの合計面積五百五十萬坪餘收獲高約六十萬圓を算す、尙輓近に於て餌料供給に困難を感じるに至れり。

金魚

本縣に於ける金魚の飼育者は五十餘名飼育面積一萬二千坪産額は約一萬圓餘にして殊に名古屋金魚(地魚又は孔雀、鯪とも名く)と稱する一種を産し之れが創始は確實なる記録の存せざるも寛文年間(凡そ二百五十年前)と稱せらる。其後幾多流行の變遷を重ねたるが明治二十年頃より熱狂的に飼育せられ其の名聲を博するに至れり。

今主なる飼育者及生産高を掲ぐれば左の如し。

住所	氏名	養殖種類	面積	尾數	金額
愛知郡中村大字日比津	伊藤 茂	琉金	一、五〇〇	一〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇
同 御器所村大字廣路	天野松五郎	ランチュウ	二〇	一五、〇〇〇	一五〇
同 同 大字御器所	山本彦三郎	同	一五	六、〇〇〇	六〇
西春日井郡杉村大字杉	竹内鐵次郎	地金魚	七	一〇,〇〇〇	五〇
海部郡彌富町大字前ヶ須新田	山田新三郎	琉金	三	九、〇〇〇	三〇
同	安井直三郎	同	三	九、〇〇〇	三〇
同	佐藤光太郎	同	四	一三、〇〇〇	三〇
豊橋市大字花田字守下	光島八左衛門	琉金、和金、オランダ	六	一〇,〇〇〇	五〇〇
岡崎市明大寺町	鈴木庄太郎	和金、琉金、地金魚	二〇	一五、〇〇〇	五〇〇
名古屋市中區門前町	浅田菊五郎	ランチュウ	四	八、〇〇〇	二五〇
同市中區西川端町	岩佐喜三郎	ランチュウ、地金魚	四	一〇,〇〇〇	五〇〇

### 鹹水養殖

明治二十六年以前に在りては未だ見るべき施設なし同二十七年本縣水産試験場を開設し牡蛎、灰介、海鼠、蜆、鮑、蛤、海苔の蕃殖試験を施行し同三十六年に至り海鼠、海苔牡蛎灰介の四種は既に所在町村に於て漁業組合を組織し之が計劃を樹立するに至りしかは之を各組合に譲り該試験を廢止せり以上の獎勵の結果鹹水養殖をなすもの續出し斯業の勃興を來したり其の主なるものは寶飯、渥美の兩郡に跨る豊川河口、矢作川、新川河口、海部郡鍋田村地先の海苔、渥美郡高師村大崎、知多郡横須賀町の蜆、知多郡龜崎町の灰介幡豆郡佐久島村渥美郡野田村の海鼠等著名なるものとす。

尙水産試験場に於て明治四十五年度より新に鹹水池中養殖をなすことに決し同年度知多郡豊濱町小佐灣を鹹水池に利用し有望なる鹹水魚蝦類等に付飼養并に蕃養方法等を講究すると同時に營利的經營を試験するの目的を以て特別會計に依り施行することゝなれり爾來設備に改善を加へ今日に至れり。

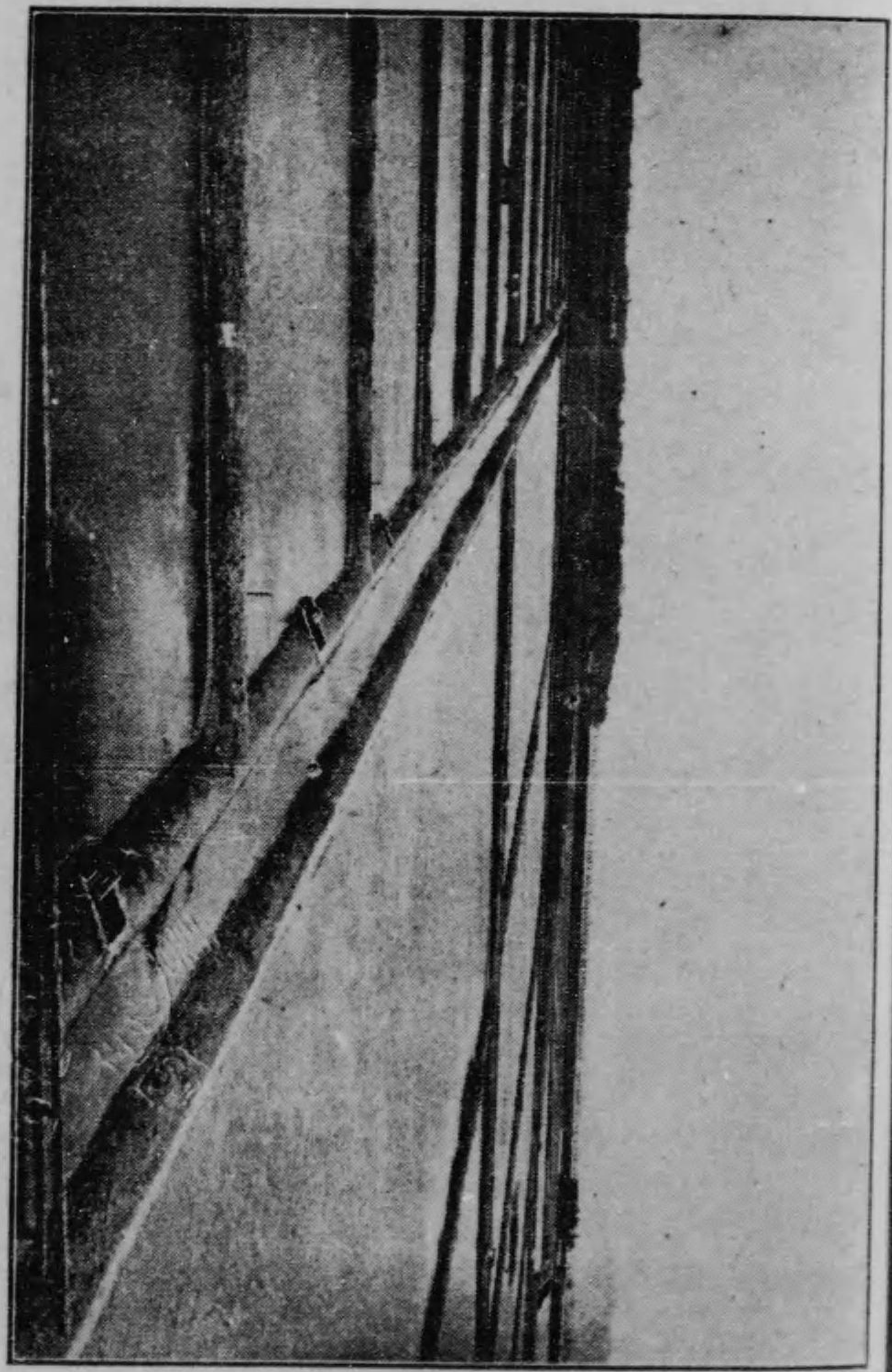
累年養殖概表 (但し淡水共)

養殖場	明治		大正		昭和		全
	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	四十六年	四十七年	
面積	三、四七、八七八	四、五五、九三三	五、五七、五七三	六、六六、八五九	七、七六、九四八	八、八六、〇三六	三三、〇一、〇九六
價格	三、八〇、〇六一	五、四、五六	四、三、〇八一	三、五〇、七〇一	三、七六、〇三三	四、〇〇、三三三	三二、二、五九七

### 淡水養殖業者一覽

養殖場名稱	創業年月	位 置	面積	養殖種類	營業組織
山川 養魚場	大正三年四月	名古屋市南區千八ノ割	二、七、七	鰻、鯉、鱈	個人
岡田嘉市 養魚場	大正元年	全 南區千二ノ割	四、〇〇〇	全	全
伊藤 養魚場	明治三十三年四月	愛知郡御器所村	六、六〇九	全	全
庄 内 全	明治四十四年七月	西春日井郡庄内村	二、四〇〇	全	全

大山町徳ヶ池全	明治三十九年三月	丹羽郡大山町	八、四〇〇	鯉	共同
村上養龜場	明治四十年四月	甚目寺村	三、〇〇〇	スッポン	全
戸田川養魚場	明治三十七年四月	南陽村	五、四八〇	鯿、鰻、鯉、鯿	全
蟹江全	明治三十七年四月	全	二六、六〇〇	全	全
茶屋后全	明治三十七年四月	全	三、六〇〇	全	全
佐屋川全	明治四十年五月	蟹江町	六、五五〇	全	個人
仲川全	全	全	三〇、五八〇	全	全
善太川全	明治三十七年四月	永和村	二六、四三〇	鯿、鰻、鯿、鯿	全
中色全	明治三十九年七月	全	七、二六〇	全	全
賢川全	明治三十六年十二月	十四山村	一九、九三〇	全	合資
飛島全	明治四十年四月	飛島村	一〇、四一九	鯿、鯿、鰻、鯿、鯿	個人
服岡全	明治三十六年十二月	全	二四、七〇七	全	全
政成全	全	全	一〇、八〇九	全	全
養父新田全	不詳	知多郡横須賀町養父	五、〇〇〇	鯿、鰻、鯿	全



神野養魚株式會社養魚池 (濠美郡高師村)

高横須賀天寶新田	明治四十二年四月	全	高横須賀	三〇,五〇〇	全	全
鬼崎養魚場	明治四十一年三月	全	知多郡鬼崎村榎戸	一〇,〇〇〇	全	合資
森田養殖場	明治四十三年八月	全	富貴村	三,二五〇	全	全
吉濱全	明治四十三年十月	全	碧海郡高濱町	五,〇〇〇	全	全
佐藤養成漁場	明治二十年二月	全	幡豆郡寺津村	一八,〇〇〇	全	個人
◎養魚場	明治四十三年四月	全	一色村	三,〇〇〇	全	全
◎倉全	明治四十一年四月	全		二四,〇〇〇	全	全
◎全	明治四十二年四月	全		六,〇〇〇	全	全
◎全	明治四十四年四月	全		三,九〇〇	全	全
◎全	明治四十二年七月	全	寶飯郡鹽津村	四,四二八	全	株式
東海養殖株式會社	明治四十二年七月	全	寶飯郡塩津村	一〇,〇〇〇	全	個人
淺野全	大正元年九月	全	渥美郡平呂吉田村	三九,〇〇〇	全	共同
一回川全	明治四十四年四月	全		四,三五〇	全	個人
◎全	大正二年二月	全		二〇,〇三三	全	株式
神野新田養魚株式會社	明治四十三年五月	全	高師村			



大津全	大正四年三月	全	老津村	五、六三	鰻、鯉、鰻	合資
丸一全	明治四十三年四月	全	田原町	一五、九〇〇	鰻、鯉、鰻	個人
山下全	明治四十二年四月	全		三、五〇〇	全	全
野末全	明治四十二年五月	全		一五、〇〇〇	全	全
下村全	明治四十五年四月	全	泉村	八、八〇〇	全	個人
松浦全	明治四十三年五月	全		五九、一〇〇	鰻、鰻	全
中山全	明治三十八年八月	全	福江町	一四、一六	鰻、鰻、鰻	全
日比濱全	大正二年三月	全		三〇、〇〇〇	鰻、鰻、黒鰻	全
天津新田養魚株式會社	全六年十二月	全	杉山村	九、〇〇〇	鰻、鰻	株式
渥美養魚株式會社	五年十二月	全	泉村	六〇、〇〇〇	全	全

備考 本表以外知多郡横須賀町大字養父川口兵三氏の經營に係る養魚場は其規模大なりと言ふべからざるも淡水養殖以外に車蝦の蓄養を明治廿四年より創始し非常の好成績を挙げ本邦に於ける車蝦蓄養の嚆矢とす。

【水産団体】

水産組合

明治十九年農商務省令を以て漁業組合準則の發布せらるゝや同廿九年之に依り愛知縣沿海漁業組合の設立を見るに至り縣下沿海に於ける水産動植物の採捕保護に關することを遂行したり而して沿海八郡組合本部を知多郡半田町に置き愛知郡東部及西部、海東海西二郡沿海各町村知多郡西浦、南浦、東浦、碧海郡沿海各町村、幡豆郡沿海各町村、寶飯郡東部及西部、渥美郡表濱及裏濱の十三部に分ち漁業の安寧を保ち水産の發達遠洋漁業の奨励蕃殖保護、養殖方法、漁船漁具の改良を圖る等を目的とせり然れども事業振はす同三十五年五月更に農商務省令を以て水産組合規則を定めらるゝ際し同年六月愛知郡水産組合外沿海七郡に於ける水産組合の設立を認可せられ同時に曩に發布せられたる漁業組合準

則を廢止せらる、同年六月愛知縣水産組合聯合會設立せられ同四十年四月知多郡各部水産組合を合して一となし同年十二月解散したる渥美郡水産組合は更に同四十四年十月再之が設立を見るに至れり大正四年六月海東海西二郡水産組合は兩郡合併の結果解散して海部郡水産組合を設立したり而して其の大要并最近年度に於ける施設事業を擧ぐれば左の如し。

組合名	設立年月	地 區	事務所所在地	大正八年度經費豫算	事 業 種 類
愛知縣愛知郡水産組合	明治三十五年六月	愛知郡及名古屋市南區	愛知郡下ノ一色町	三七〇,〇〇〇	視察費七〇圓
愛知縣碧海郡水産組合	全	碧海郡沿海町村	碧海郡大濱町	五〇,〇〇〇	網養殖費一〇〇圓
愛知縣幡豆郡水産組合	全	幡豆郡沿海町村	幡豆郡幡豆村	七二,〇〇〇	視察費一〇〇圓 養殖試驗費二〇〇圓 講話會費二〇〇圓
愛知縣寶飯郡水産組合	全	寶飯郡(西浦村)ヨリ三谷町マテ	寶飯郡西浦村	八三,〇〇〇	表彰費三〇圓

組合名	設立年月	地 區	事務所所在地	大正八年度經費豫算	事 業 種 類
愛知縣寶飯郡東部水産組合	全	全(大塚村ヨリ前芝村マテ)	寶飯郡大塚村	六三,〇〇〇	養殖試驗費二七二圓 漁撈調査費一五圓 調停費二〇圓 特種事業獎勵費五〇圓
愛知縣知多郡水産組合	明治四十年四月	知多郡沿海町村	知多郡中田町	二七〇,八七三	洋船建造費八,五〇〇圓 獎勵費八〇圓 視察費一〇〇圓 救恤費五〇圓
愛知縣渥美郡水産組合	明治四十四年十月	渥美郡沿海町村	豐橋市	二,一九九,〇〇〇	一般豫算
愛知縣海部郡水産組合	大正四年六月	海部郡沿海町村	海部郡十四山村	一,六五〇,〇〇〇	漁業部豫算
愛知縣海部郡水産組合	大正四年六月	海部郡沿海町村	海部郡十四山村	三〇一,〇〇〇	製造部豫算

水産組合聯合會

愛知縣水産組合聯合會は明治三十五年六月の設立にして縣下水産組合を以て組織し爾來水産組合、漁業組合を誘掖指導し諸般の事業を遂行し來りしが大正三

年七月斯業の大勢に鑑み之より先き明治廿七年七月本縣水産業の改良發達を計らんが爲め縣下斯業の有志者に依り設立せられたる尾三水産會を併合し爰に機關の統一を圖り益々斯界の指針たらしむことを期し漁村の改良維持及朝鮮海出漁者保護獎勵事業に力を盡し事務所を本縣廳構内に移し會報其他の印刷物を發刊し汎く一般關係者に頒布し更に大正三年十一月以降朝鮮釜山に派出所を設け技術員を常置派遣し縣下の出漁者の監督保護に任せしめたり而して出漁者噸に激増したるを以て之が根據地經營に關し大正五年度に土地を購入し漁舎（四棟貳拾四戸）を建設せしめ永住せしむるに至れり目下尙監督者一名を囑託し保護指導に努めしむ尙水産業補助一千圓を計上し水産製造業の刷新等活躍見るべきものあり最近年度に於ける施設概要左の如し。

大正八年度	内	備	考
總 算	事業費	會議費	事務費
		其他	

三、九八、八〇〇 円	二、八〇、〇〇〇 円	四、七、〇〇〇 円	八、六、八〇 円
朝鮮海出漁者保護獎勵費二六一圓	水産業補助費一、〇〇〇圓	同會費三九〇圓	同水産研究講習會費二五〇圓
同水産要覽編纂一〇〇圓	同救助費一〇〇圓		

△備考 縣費補助一、八〇〇圓の下附を受く。

**三河乾海苔同業組合**

水産業に關する唯一の同業組合にして寶飯、渥美の兩郡及豊橋市の區域内に於ける海苔製造業者及販賣業者約千五百名より組織せらる、當初製品の粗製濫造にして屢々華客の信用を失墜することありしかは明治三十九年一月土地の海苔販賣業者は之が改良を謀る爲製造業者と共同して三河乾海苔改良組合なるものを設け規約を定め製造法を一定し更に製品検査共同販賣の制度を設けたりしが其の結果極めて良好の成績を示し従前に比し二割以上の収益を見たり其後明治四十五年二月重要物産同業組合法に準據し設立したるものにして事業は改良組合のものを繼承し製品の検査並に共同販賣を主とし其他海苔養殖事業に關する共

同利益の増進に努めつゝ、あり事務所を寶飯郡前芝村に置き年々縣費補助を受け大正七年度に於ては三百五十圓を受く生産額大正六年度に於て數量二九、一四四、五二〇枚價格一七七、三三五圓なり。

漁業組合

本縣に於ける漁業組合は明治卅六年沿海郡市に於て百〇七組合の設立を見るに至り爾後新設、合併又は解散等多少の變遷を経て大正六年度末に於ては現在數百十八組合を算し其の組合員數一萬七千七百餘人に達せり而して各地先に於ける漁業權を享有行使し共同施設事業としては明治四十四年二月農商務省令第一號を以て示されたる大綱に據り漁獲物共同販賣及共同購買、漁業資金供給、魚付林の設置、遭難救恤、組合員の訓育其他各地の事情に順應し施設經營以て漁村の振興發達に努めつゝあり。

今最近に於ける漁業組合の狀況を各郡市別に表記すれば左の如し。

郡市別	組合員數	經費決算 支出額	積立 基金	基金以外 金	計額	負債總額	共同施設事業
名古屋	四三五	一三六,〇〇〇	一八一,〇〇〇	—	一三一,〇〇〇	—	—
愛知	一,三九三	四,〇〇〇,〇〇〇	九,六四六,〇〇〇	三,一五三,〇〇〇	二二,七九六,〇〇〇	二,〇〇〇	共同販賣一、資金貸付一、 養殖保護一、視察一、遭難救 恤一、事業獎勵一、記念法會
海部	二,五〇六	一,三三〇,〇〇〇	七三三,〇〇〇	九,〇〇〇	七三三,〇〇〇	—	共同販賣一、養殖保護一、 共同販賣九、資金貸付三、養 殖並ニ養殖保護一四、共同 購買二、遭難救恤二、魚付 林一、訓育一、漁具共同使用
知多	三,六九三	一〇,五〇〇,〇〇〇	四,八四四,〇〇〇	四,四一一,〇〇〇	九,二八五,〇〇〇	一三,七四〇	共同販賣二、養殖並ニ養殖 保護三、訓育一、
碧海	三三二	五六九,〇〇〇	二八,〇〇〇	一,六六六,〇〇〇	一,七六六,〇〇〇	—	共同販賣一、養殖保護一、 共同販賣二、漁具共同使用
幡豆	一,七五七	七,三三九,〇〇〇	八五七,〇〇〇	九九二,〇〇〇	一,八四九,〇〇〇	一,五八〇	共同販賣二、養殖並ニ養殖 保護三、訓育一、
寶飯	二,二四九	八,八八〇,〇〇〇	四,三九九,〇〇〇	二,一六六,〇〇〇	六,五五五,〇〇〇	—	共同販賣一、漁場整理其他 養殖一〇、

全	全	全	知	全	全	全	全	海	全
高	太	荒	多	蠶	南	十	鍋	飛	笠
橫	太	荒	名	蠶	南	十	鍋	飛	笠
須	田	尾	和	江	陽	四	田	島	寺
賀	田	尾	和	町	村	村	村	村	寺
二五八	二三八	七三	六	三五五	三〇	一〇六	一七六	一四三	三二
三三,〇〇〇	六六,〇〇〇	三三,〇〇〇	二七八,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	三五,〇〇〇	一,二五三,〇〇〇	五,〇〇〇	一六三,〇〇〇
五,〇〇〇	一一,〇〇〇	六五,〇〇〇	三,〇〇〇	三五,〇〇〇	—	一一,〇〇〇	二八,〇〇〇	—	—
—	—	—	六,〇〇〇	—	—	一,〇〇〇	八,〇〇〇	—	—
五,〇〇〇	二二,〇〇〇	三五,〇〇〇	九,〇〇〇	三五,〇〇〇	—	一一,〇〇〇	三五,〇〇〇	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

共同販賣高三、九四一圓。手数料二五圓。漁場維持費八圓。漁場維持費五圓。

共同販賣高三、九四一圓。手数料二五圓。遺贈救恤三圓。介類養殖(網)五圓。

乾海苔共同販賣

組	合	名	組	經	積	金	金	共
愛	名	熱	名	費	立	以	總	同
知	古	屋	名	決	金	外	計	施
郡	屋	市	合	算	基	計	額	設
下	市	田	員	支	金	額	額	事
之	田	田	數	出	基	額	額	業
一	田	田		額	金	額	額	概
色	田	田	人	額	以	額	額	況
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

遺難救恤八八圓。記念法會一〇圓。視察一〇圓。事業獎勵八一圓。共同販賣高三五六、五六三圓。手数料一四二九六圓。資金貸付一〇三圓。蕃殖保護二五〇圓。

漁業組合狀況調 (大正六年度)

額	北	渥	計
田	設	美	
田	樂	美	
八九,〇〇〇	四三,〇〇〇	八四,四六六,〇〇〇	一七七,七七七,〇九六,〇〇〇
一七,〇〇〇	七五,〇〇〇	二三,九三六,〇〇〇	一四,四四三,一〇〇,〇〇〇
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

共同販賣二、養殖並二蕃殖保護九、

知多郡 全日 全大 全大 全四 全模 全多 全常 全荊 全小 全奧  
 草 之 鈴  
 長 浦 野 口 戶 屋 滑 屋 谷 田

二六三	元	元	七〇	三〇	六	四	七	二五	二五	二五	二六
三三〇,〇〇〇	二七,〇〇〇	三九,〇〇〇	二九,〇〇〇	三三,〇〇〇	二六,〇〇〇	一三,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	三,〇〇〇	一九,〇〇〇
八三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	二九,〇〇〇	四三,〇〇〇	六九,〇〇〇	一五,〇〇〇	四,〇〇〇	四九,〇〇〇	一八,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
八九,〇〇〇	一〇,〇〇〇					二四,〇〇〇		四九,〇〇〇	一八,〇〇〇	二二,〇〇〇	
一七二,〇〇〇	一三,〇〇〇	一,〇〇〇	二九,〇〇〇	四三,〇〇〇	六九,〇〇〇	三九,〇〇〇	七,〇〇〇	九六,〇〇〇	三六,〇〇〇	一四,〇〇〇	

介類養殖(鯛)一〇六圓。  
 漁場維持費二八圓。  
 遭難救恤一八圓。

知多郡 養父 全横須賀 全八幡濱

三五	四	三五
四,四三,〇〇〇	二八,〇〇〇	八,六一,〇〇〇
一,三三六,〇〇〇	一,〇〇〇	三〇四,〇〇〇
六〇四,〇〇〇	六,〇〇〇	六五,〇〇〇
二,一三〇,〇〇〇	七,〇〇〇	三,三七,〇〇〇

共同販賣高一八、九二二圓。  
 手數料一、三五四圓。介類養  
 殖(鯛)一三圓。漁場維持七  
 二七圓。遭難救恤二圓。調育  
 (青年會)一六圓。漁業者及仲  
 買人獎勵八圓。貸付事業  
 二、〇〇〇圓。利率年一別購  
 買事業(漁具漁網米穀薪炭)  
 五、〇五八圓。手數料二五〇  
 圓。漁場維持費五五圓。  
 共同販賣高五八、二六五圓  
 一一。手數料五、二四三圓。  
 共同購買二、六一五圓。手數  
 料一三〇圓。漁場維持費一九  
 圓。遭難救恤四六圓二件。

全 野 間	全 内 海	全 山 海	全 中 洲	全 須 佐	全 山 田 乙 方 浦	全 篠 島 村	全 日 間 賀 島 村
五七、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	四七、〇〇〇	二五、〇〇〇	八、〇〇〇	一八、六〇〇	一〇、八五〇
一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	七、〇〇〇	二七、〇〇〇	七、〇〇〇	—	一三、二〇〇	一五、六〇〇
二五、〇〇〇	—	—	一〇五、〇〇〇	—	—	一、三八八、〇〇〇	九〇、〇〇〇
三九、〇〇〇	二七、〇〇〇	七、〇〇〇	三、八四、〇〇〇	九、九〇〇	—	二、七四〇、〇〇〇	二、四六、〇〇〇
—	—	—	—	—	—	六、〇〇〇、〇〇〇	—
機掃除一〇圓	—	—	—	—	—	—	—
功勞者表彰(出漁日數多キモノ二名、漁獲高多キモノ二名)四名四圓							
魚付林(松苗植付中)							
共同販賣高六六、〇〇二圓。手數料六八二圓。資金貸付六、〇〇〇圓。保護費六二圓。							
共同販賣高七三、八六九圓。手數料一、四七七圓。							

全 師 崎 浦	全 片 名 浦	全 大 井	全 矢 梨	全 古 布 浦	全 浦 戸 浦	全 河 和 浦	全 布 土 浦	全 武 豐 浦
一八三、〇〇〇	一九一、〇〇〇	五〇九、〇〇〇	七六、〇〇〇	三三、〇〇〇	四三、〇〇〇	六五、〇〇〇	四三、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
七三、〇〇〇	二二、〇〇〇	五九、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	一七、〇〇〇
一、〇三〇、〇〇〇	—	二一、〇〇〇	—	—	—	—	—	一、〇七〇、〇〇〇
一七、七一、〇〇〇	二二、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同販賣高八六、二三〇圓。手數料二、〇五〇圓。遭難救恤九圓。貸付事業二、〇〇〇圓。								
共同販賣高一、三〇九圓。手數料一三〇圓。								
共同販賣高一三、九七八圓。手數料五〇七圓。								
介類養殖(鯛)								
介類養殖(鯛)								
介類養殖(鯛)								
介類養殖(刺)								

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
 幡 宮 保 吉 味 衣 一 榮 寺 幡 小 碧  
 豆 崎 定 田 澤 崎 色 生 津 谷 江  
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

六	三	五	二	五	二	四	四	一	三
一、五〇〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一四八、〇〇〇	八〇、〇〇〇	六九、〇〇〇	二七、〇〇〇	二四、〇〇〇	二五、〇〇〇
六、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一一、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	
二、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一六、〇〇〇		
八、〇〇〇	三七、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	一五、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	四九、〇〇〇	一三、〇〇〇	

共同販賣  
 養殖保護  
 養殖  
 網ノ共同使用一八圓

全  
 吉 高 新 大 志 藝 東 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全  
 濱 濱 町 町 崎 村 浦 崎 田 岩  
 郡

三	三	五	二	二	三	五	一	二	二	一	六
六、〇〇〇	四八、〇〇〇	五五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	二六、〇〇〇	一三、〇〇〇	二五、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇		二、〇〇〇
二〇〇、〇〇〇		二、〇〇〇	三、〇〇〇		一、四七、〇〇〇	五、〇〇〇	一四、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇
三三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一、四九、〇〇〇	一四、〇〇〇	七、〇〇〇		三、〇〇〇		三、〇〇〇

介類養殖(網)一〇二圓。  
 介類養殖及漁場維持費三〇圓。  
 共同販賣取掛高一二、〇〇〇圓(手数料三、〇〇〇圓)。  
 奨励費二、五〇〇圓。  
 共同販賣取扱高一二〇、〇〇〇圓(手数料四、〇〇〇圓)。  
 海苔カキノ養殖經費四〇圓。  
 貝類養殖保護經費五〇圓。



寶飯郡 全 大 三 谷 村  
 全 府 相 小 江 町  
 全 鹽 津 蒲 郡  
 全 形 原  
 全 額 西 浦  
 全 河 合 村  
 全 豐 富 村  
 北 下 設 樂 郡 富 村  
 全 本 鄉 川 村  
 全 御 殿 村

二四	一八三	六〇	五八	三三	二四	二	元	元	元	元	三
一六〇,〇〇〇	一七六,〇〇〇	四一,〇〇〇	五七,〇〇〇	一七六,〇〇〇	五,四九,〇〇〇	二七,〇〇〇	六三,〇〇〇	三三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
一九〇,〇〇〇	二九六,〇〇〇	一一三,〇〇〇	三〇三,〇〇〇	一三,〇〇〇	八五,〇〇〇	二,〇〇〇	一五,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇
九,〇〇〇	四四,〇〇〇	一一,〇〇〇	六三,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇五六,〇〇〇						
一〇一,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三六四,〇〇〇	一三,〇〇〇	二,八七一,〇〇〇						

全 網養殖  
 海鼠養殖  
 蛤蜊養殖  
 共同販賣高四九、八三三圓。  
 手數料四、九八三圓。

全 寶飯郡 佐 久 島 村  
 全 津 田 清 須 新 田  
 全 前 芝  
 全 日 色 野  
 全 梅 敷 野  
 全 平 井 敷  
 全 伊 奈 井  
 全 下 佐 脇  
 全 御 馬  
 全 西 方 野

二五	六	六	五	三	九	一	二	二	一	一	四
二,八五九,〇〇〇	二,〇四一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇三六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,八三三,〇〇〇	二八,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二二五,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇一,〇〇〇	六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
二九,〇〇〇	八二,〇〇〇										
一四,〇〇〇	一,二八,〇〇〇	三,五,〇〇〇	一,五〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一〇七,〇〇〇		一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇

共同販賣  
 養殖保護共同販賣訓育  
 漁場整理  
 全  
 全  
 全  
 全  
 全  
 全  
 全

全清	全福	全中	全小	全伊	全日	全堀	全小	全和	全土	全越	全渥
田	江	山	山	湖	出	切	津	地	濱	戸	
二九九	一三五	三三〇	三三七	九七	八〇	一五三	一〇〇	一六六	九二	九九	
九四,〇〇〇	一五,〇〇〇	三三,〇〇〇	三九,〇〇〇	一九,〇〇〇	七四,〇〇〇	六八,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	二六,〇〇〇	四六,〇〇〇	
三九,〇〇〇	七,〇〇〇	一,二五,〇〇〇	二,五七,〇〇〇	六,〇〇〇	三七,〇〇〇	五二,〇〇〇	五,〇〇〇	一四,五〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	
一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	—	五,〇〇〇	九,〇〇〇	
一五四,〇〇〇	九三,〇〇〇	一,三二,〇〇〇	二,六八,〇〇〇	三六,〇〇〇	六七,〇〇〇	六八,〇〇〇	六六,〇〇〇	一四,〇〇〇	六四,〇〇〇	一四,〇〇〇	
	海苔築建養殖試験五〇圓			全	磯掃除牡蠣貽介ノ蕃殖						

全若	全赤	全高	全神	全六	全豐	全高	全小	全細	全渥	全東	全西	全北
見	根	松	村	連	南	根	澤	谷	目	大	入	川
一八〇	一三〇	一八〇	三三五	一六〇	三三三	一五〇	一九三	二二五	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇一,〇〇〇	一五,〇〇〇	九九,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六七,〇〇〇	七〇,〇〇〇	五八,〇〇〇	六九,〇〇〇	八一,〇〇〇	九八,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇
	五三,〇〇〇	一九,〇〇〇	三七,〇〇〇	五三,〇〇〇	四七,〇〇〇	八,〇〇〇	三七,〇〇〇	五五,〇〇〇	一三,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
三三,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一八,〇〇〇	二五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三八,〇〇〇	—	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
三三,〇〇〇	七,〇〇〇	三四,〇〇〇	六三,〇〇〇	六八,〇〇〇	六五,〇〇〇	三三,〇〇〇	六七,〇〇〇	九三,〇〇〇	三三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

渥美郡	宇津	野田	白谷	浦濱	波瀨	老津	全大	全平
海羅蕃殖五〇圓	全	海鼠蕃殖二〇〇圓	海鼠蕃殖六八圓	全 經費四四圓	乾網共同販賣。取扱高一三、四〇〇圓。手數料一、一五四圓	乾網共同販賣。取扱高一三、四〇〇圓。手數料一、一五四圓	網養殖一、二二二圓。乾網共同販賣取扱高二、八〇〇圓。手數料二、二〇〇圓	網養殖。海苔養殖
一六八,〇〇〇	一六,〇〇〇	七,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	二五,〇〇〇	三三,〇〇〇	六四,〇〇〇
一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	九,〇〇〇	三〇,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇
一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇
一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇

渥美郡	吉田	田方
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
一七,七七〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三二〇,〇〇〇

漁業組合不動產調

- 一、八幡濱漁業組合
- 事務所瓦葺壹棟(二階建)拾坪五合時價金參百五拾圓
  - 共同販賣所瓦葺壹棟四拾坪時價金五百圓
  - 共同購買所瓦葺壹棟拾貳坪貳合五勺時價金百圓
- 一、篠島村漁業組合
- 宅地六拾九坪時價金千參百八拾圓
  - 建物壹棟四拾坪七合外二拾五坪參合時價金千貳百圓
  - 山林七畝貳拾四步時價金七百拾五圓
  - 山六畝貳拾七步時價金百圓
- 一、片名浦漁業組合 山林四反五畝貳步 金五拾圓

合計金九百五拾圓

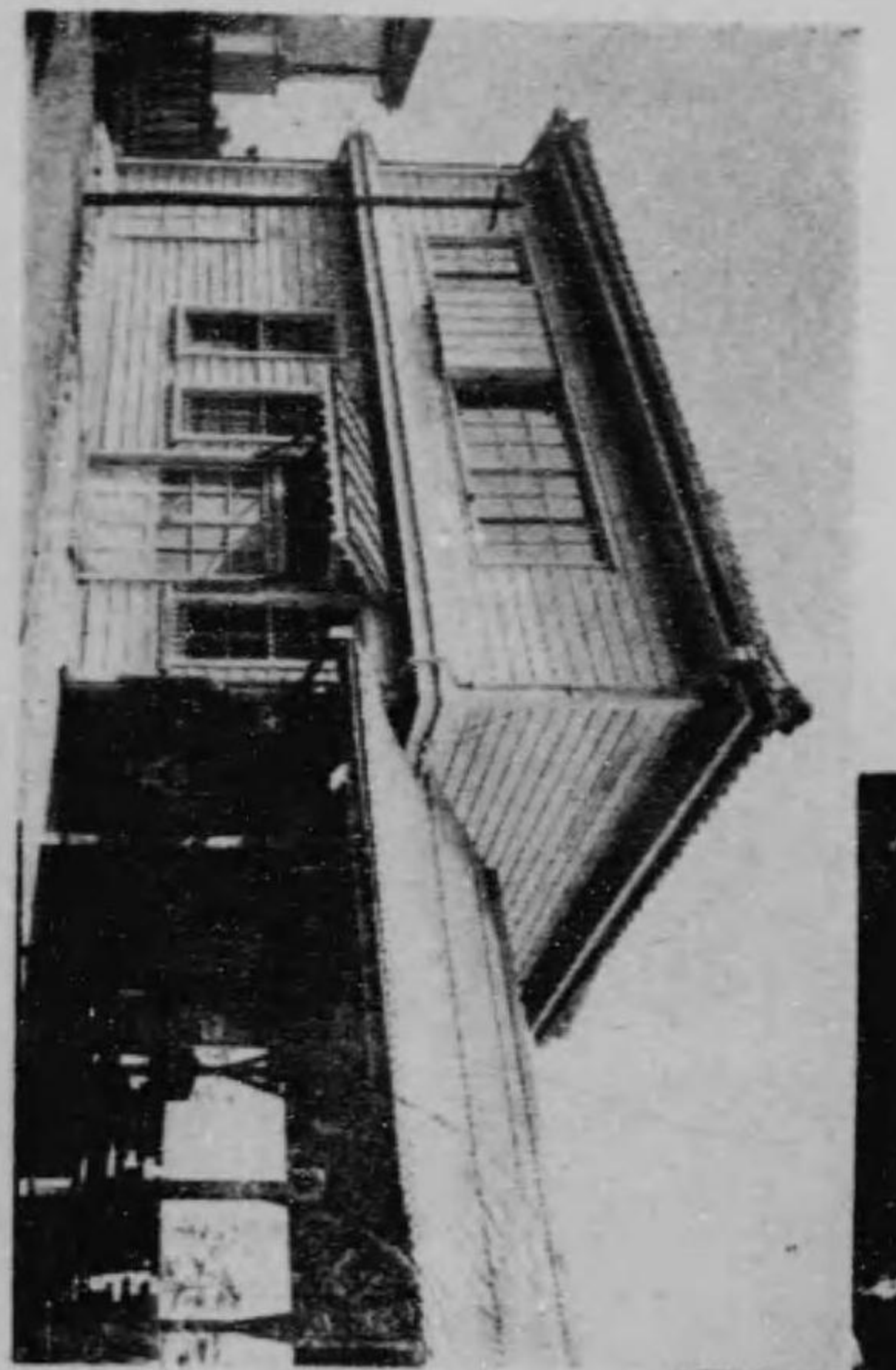
合計金參千參百八拾五圓

- 一、大井漁業組合 建物木造瓦葺平家壹棟時價金貳百圓
- 一、下之一色漁業組合 事務所(二階建)一棟

**優良漁業組合**

**下之一色漁業組合**

- 一、組合ノ位置 愛知縣愛知郡下之一色町字南ノ切瀬川堤塘官有拜借地新第廿番ニ事務所ヲ置ク。
- 一、組合ノ地區 愛知縣愛知郡下之一色町ノ區域ニ依ル。
- 一、組合ノ員數 一千八名ニシテ内約三割ハ兼業者トシ其他ハ專業者トス。
- 一、組合ノ積立金 (大正六年)
  - (イ) 基金 明治三十六年度ヨリ積立ヲ開始シ連續今日ニ至ル現在額左ノ如シ而シテ之レガ利用方法ハ共同施設事業資金トシテ運用ス。
  - 一金九千六百四拾六圓六拾錢九厘 現 金
  - (ロ) 遭難救恤資金 明治四十一年度ヨリ開始シ連續シテ今日ニ至ル元來資金ハ遭難救恤ノ用途ニ充ツルヲ目的トスルモ該當事業ノ支出僅少ノ爲メ便宜其他共同施設事業ニ流用運轉シツ、アリ積立額左ノ如シ。



同 事 務 所



共 同 販 賣 所

**下之一色漁業組合**

一金三千百五十二圓

一金五百圓

現金

愛知縣公債

一、組合ノ共同施設事業

(イ)

共同販賣事業 從來本町ニハ魚市場ノ機關「カリ」ガ其後魚問屋ヲ組織シタルモ其方法完全ナラズ明治四十一年廢業ニ際シ後繼問屋ニ付商議セシモ纏マラズ此間地方魚商人等ハ團結シテ本町漁業者ノ漁獲物賣買取引ヲ拒絕スル等專ラ營利ヲ目的トシ爲メニ漁業者ハ空シク漁獲物ヲ抱キテ其販路ニ窮シ苦痛甚シキ状態ナリシヲ以テ理事木村諄助ハ漁業組合共同販賣開始ヲ計リ幾多ノ困難ト追害ヲ排シ或ハ種々ノ舊弊ヲ打破シ銳意之レガ刷新ヲ計リタルヲ以テ逐次盛況ニ進ミ益事業ノ發展ヲ見ルニ至レリ。

大正六年度ニ於ケル販賣高三十五萬六千五百圓此ノ販賣手数料(賣上金額ノ千分ノ四十ヲ販賣者ヨリ徴收ス)金一萬四千三百圓ニ達セリ。(最近年度ニ於テ一ヶ年ノ販賣高七十萬圓ノ見込)  
歩戻金 購買者ノ買入金高ノ千分ノ二十五ヲ交付ス。  
販買取引ノ方法

(イ) 競 賣 仲買人ニ依リ賣買ヲ爲スモノ。

- (ロ) 相對賣 賣人ト買人ト直接賣買ヲ爲スモノ。  
組合ノ所得 組合ハ販賣者ヨリ千分ノ四十ノ手数料ヲ徴收シ購買者ニ對シ購買金額ノ千分ノ二十五ノ歩戻金ヲ交付スルヲ以テ其差額千分ノ十五ヲ組合ノ所得トス。
- (ク) 養殖事業 明治四十二年十月ヨリ開始シ、海苔、灰介、牡蠣等ノ養殖試験ヲ行ヒタルモ本組合沿岸ハ牡蠣養殖ヲ最モ適當ト認メ爾來築建及土管法等ニ就キ實施シ來リシガ大正四年度御即位記念事業トシテ土管式養殖法ヲ採リ爾來年々良好ノ成績ヲ收メツ、アリ。
- (ハ) 漁業資本貸付事業 明治四十三年一月ヨリ開始シ未ダ充分ナル普及ヲ見サルモ漁業者中零碎ナル資金ニ對スル高利ノ支拂ニ苦痛ヲ感ズル者ニ對シ組合ニ於テ低利ノ資金ヲ融通シ漸次從來ノ惡弊ヲ除去シ鈔カラザル利便ヲ得ツ、アリ。
- (ニ) 遭難救恤事業 本事業ハ組合員ノ風水難ニ依リ災害ヲ蒙リタル者ヲ救恤スルノ目的ヲ以テ明治四十一年度ヨリ實施シツ、アリ。
- (ホ) 御踐許記念事業 大正元年七月三十一日 今上天皇御踐許遊ハサルニ付曠古ノ記念トシテ工賃金貳千參百餘圓ヲ投シ木造瓦葺和洋折衷ニ階建事務所一棟ヲ建築セリ。
- (ヘ) 御大禮記念事業 大正四年御大禮記念事業トシテ實施シタル事業左ノ如シ。

- 一、養殖事業 地區内庄内川尻ニ約壹百圓ノ經費ヲ投シ土管式養殖ノ施設ヲ爲シ爾來年々收益ヲ得ツ、アリ。
- 二、漁村誌編纂 本町漁業上ニ關スル事蹟ヲ蒐集シ本町立正色尋常小學校ニ托シ調査ノ上既ニ脱稿シタルモ尙補足校訂ヲ要スルカ爲メ未ダ公表ニ至ラス。
- 三、記念法會 組合員中死亡者ノ慰靈追福ヲ兼テ組合員ノ信仰ヲ向上セシムル爲メ毎年一回記念法會ヲ催シ併セテ其ノ機ヲ利用シ水産風教上其他有益ナル名士ノ講演ヲ聽講セシム。
- (ト) 視察 毎年度組合員ヲシテ水産上各種模範事業ノ視察ヲナサシム。
- (チ) 獎勵事業
  - 一、朝鮮海出漁獎勵ノ爲メ毎年度經費ヲ計上シ之レカ獎勵ヲ謀リツ、アリ。
  - 二、購買者獎勵ノ爲メ毎年度經費五百圓内外ヲ支出シ一ハ以テ魚價ヲ維持シ一ハ以テ賣買上ノ惡弊ヲ矯正セシメツ、アリ。
- 一、組合員ノ従事スル漁業及副業
  - (イ) 主ナル漁業種類及漁業者數
    - 1、打瀬網漁業
    - 2、延繩漁業

〔鱒延繩、鱒延繩、鱒延繩、鱒延繩、鱒延繩、鱒延繩其他ヲ含ム〕

- 3、鱈刺網漁業
- 4、鱈刺目網漁業
- 5、底刺繩漁業
- 6、七八網漁業
- 7、蟹曳網漁業
- 8、貝捲漁業
- 9、貝類漁業
- 10、白魚間手網漁業

(口) 副業 本町ニ於ケル漁業者副業トシテハ漁獲物ノ處理及漁具ノ修繕等ニ忙殺セラレ特ニ見ルヘキモノナシ僅ニ經木真田刺網製簾等ニシテ産類僅少ナリ。

一、出稼及ヒ入稼ノ狀況 本町ノ漁業者ハ全部土着ノ者ニシテ出稼又ハ入稼ノ者ナシ。  
本組合ハ大正八年二月十一日農商省務ヨリ選奨セラレタル優良漁業組合ナリ而シテ其ノ選奨狀次ノ如シ。

選 奨 狀

愛知縣愛知郡下之一色町

下之一色漁業組合

漁獲物共同販賣事業ノ成績見ルヘキモノアリ爾今一層  
協力奮勵組合事業ノ經營ニ努メ益其實績ヲ舉クヘシ茲  
ニ金百圓ヲ授與ス

大正八年二月十一日

農商務大臣從三位勳二等 山本達雄

### 八幡濱漁業組合

- 一、組合ノ位置 愛知縣知多郡八幡村大字八幡字小根六拾五番地
- 一、組合ノ地區 愛知縣知多郡八幡村大字八幡ノ區域ニ依ル。
- 一、組合員ノ數 貳百六十六名(專業者百五拾九名、兼業者百〇七名)
- 一、組合ノ積立金 (大正七年度)
  - (イ) 基金 四十一年度ヨリ積立ヲ開始シ繼續今日ニ至ル現在額千四百五圓。
  - (ロ) 遭難救恤資金 明治四十四年度ヨリ積立テ現在額八百圓余ニシテ遭難救恤ヲ要スル場合ニ於テ當該年度豫算額ニ不足ヲ生シタルトキ其積立金ヨリ支出スルモノトス。
  - (ハ) 共同購買事業事務所改築積立金 曩ニ共同販賣所建築資金ヲ積立テ之レカ新築ヲ見ルニ至リシカ更ニ繼續本資金ヲ積立テツ、アリ。
- 一、組合ノ共同施設事業
- (イ) 共同販賣事業 明治三十六年組合設立ノ當時漁獲物ハ個人間屋ニ依リテ賣却シ常ニ漁業者ノ不便

跡カラサリシカ明治四十一年六月共同販賣事業開始シ隣接セル新知漁業組合ト聯合維持シ來リシガ同四十二年新知漁業組合ト分離シ爾來單獨事業ヲ經營シ銳意事業ノ刷新ニ努ムルト共ニ仲買人ノ整理等舊來ノ陋習ヲ打破シ極力之レカ向上ヲ計リタル結果現在ノ盛況ヲ見ルニ至レリ而シテ大正二年度漁業組合資金參千圓ノ供給ヲ受ケ之レカ資金運用ノ圓滑ヲ來シ取引亦旺盛ヲ極ムルニ至リ益事業ノ發展ノ域ニ達セリ大正七年度ニ於ケル販賣高八萬九千七百七十五圓此手数料八千六百圓ナリ。販賣手数料ハ販賣高百分ノ九ヲ毎日ノ賣上金ヨリ控除シ組合ヘ收納シ其ノ殘額ヲ即日拂渡スモノトシ組合收納金ハ其拾分ノ二ヲ毎年二期ニ獎勵金トシテ販賣者ニ交付ス、購買者ヘハ購買高ノ拾分ノ三ヲ戻口錢トシテ毎年二期ニ獎勵ノ爲メ交付ス、取引ハ競争入札ニシテ特ニ記スヘキ慣習ナシ。

(口) 共同購買事業 大正四年大禮記念事業トシテ企劃同五年度ヨリ實施シ組合ニ於テハ最確實ナル店舖ニ就キ物品ノ買否ヲ嚴密ニ調査シ組合員ノ漁業必需品ヲ取纏メ共同購買シツ、アリ殊ニ諸物資騰貴ノ爲メ利便ヲ得タルコト尠ナラス。

大正七年度購買高八百六十四圓余ニシテ之レカ賣却手数料ハ購入價額ノ百分ノ五ヲ組合ニ收納ス販賣價格ノ決定ハ購入價額ニ右手數料ヲ加ヘタルモノトシ組合員ニ賣却シ代金收納ニ就テハ現金制トシ止ムヲ得ザルモノニ對シテハ期日ヲ定メテ納入セシム。

(ハ) 遭難救恤事業 漁業者ノ遭難ニ際シテハ相互ニ救助スルハ當然ノ義務ナルニ之レカ資金ヲ蓄積スルニアラサレバ充分ナル効果ヲ舉グルニ困難ナルヲ以テ明治四十四年度ヨリ該資金ノ積立ヲ開始シ今日ニ及ヘリ。

(三) 其他ノ事業

一、蝦ノ直送販賣 蝦ハ從來郡内重要漁獲物ノ一ニシテ當該組合員ノ就漁スルモノ常ニ八十餘隻ニ達シ組合漁獲物中亦首位ヲ占ム而シテ之レカ販賣ノ方法ハ因襲ノ久シキ地元仲買人ノ組織セル販社ト稱スル團體ニ依リ取引セラレ東京方面ニ販路ヲ有シ來リシガ大正二年頃ヨリ該團體ニ於テ購入代金ノ支拂ヲ怠ルコト屢ニシテ又之レカ購入上ニ就キテモ徒ラニ漁業者ノ收利ヲ墜斷スルノ所爲甚シク之レカ矯正ニ對シ數回注意戒告ヲ與ヘタルモ更ニ反省スル所ナク益暴利ヲ貪ルノ傾向ヲ認ムルニ至リシカハ理事早川正太郎ハ斷然意ヲ決シ直送事業開始ヲ企劃シタルガ一面仲買ニ於テハ之レカ妨害ノ爲メ種々惡辣手段ヲ講シ又ハ販路上ニモ中傷迫害ヲ加フル等非常ナル困難ニ遭遇シ且ツ無經驗等ノ爲メ輸送荷造上及販賣上ニモ困難カラサリシモ組合員協力一致以テ本事業遂行ニ努力シタリシカハ遂ニ之レカ成功ヲ見ルニ至リ事業ノ成績益良好ニ進ミ現今組合直送ノ販價格ハ縣下尾張郡産ノモノトシテ東京ニ於ケル標準相場ヲ稱スルニ至レリ。



二、追吊法會 組合事業漸次其ノ緒ニ就キ基礎亦鞏固ナリ加ヘ經費ニ於テモ餘裕ヲ生スルニ至リタルヲ以テ更ニ宗教的感化ニ因リ祖先崇拜ノ念ヲ深カラシメ敬神崇佛ノ感ヲ惹起セシムル爲メ大正二年度ヨリ毎年一回組合員ノ遺孀其他疾病等ニ依リ死亡シタル者ノ追吊法會ヲ營ミ組合員ノ信仰心ノ向上ヲ計リツ、アリ。

尙大正六年十月組合事務員ノ死亡ニ際シ該事務員ハ組合共同販賣事業開始以來職務ニ盡瘁シ功績ノ賞スヘキモノ多カリシヲ以テ總代會ノ決議ニ依リ組合葬トナシ一般組合員ニ其範ヲ示セリ

一、組合員ノ從事スル漁業及副業

(イ) 漁業 揚繰網、刺目網、藻打瀬網、桁網、建網、延繩、萬牙、諸釣漁業。

(ロ) 副業 農業、麻絲紡績、編網等多ク漁業者子弟ノ從事スルモノ約二百名ニシテ最近産額五萬圓餘トス是等副業創始ハ確實ニ知ル能ハサルモ近時物資ノ騰貴ニ連レ益隆盛ニ赴クノ傾向アリ。

一、出稼及入稼ノ状況 出稼及入稼スル者ナシ。

### 篠島村漁業組合

一、組合ノ位置 愛知縣知多郡篠島村字神戶百六十四番地。

一、組合ノ地區 愛知縣知多郡篠島村一團。

一、組合員ノ數 三百四十七名 (外ニ兼業者六十名)

一、組合ノ經費 最近三ヶ年度ノ歳入出決算額。

一、組合ノ積立金 (大正六年度)

(イ) 基金 明治三十七年度ヨリ積立ヲ開始シ繼續今日ニ至ル現在額金一千三百五十余圓

(ロ) 遺難救恤資金 明治三十七年度ヨリ積立テ現在額金八百余圓ヲ計上シ遺難救恤ヲ要スルトキハ其ノ年度豫算不足ノ都度本資金中ヨリ支出ス。

(ハ) 不動産 漁業組合不動産調ニ詳記セリ。

一、組合ノ共同施設事業

(イ) 共同販賣事業

從來本村漁業者ハ漁獲物ヲ直接仲買人ト賣買取引シ一定ノ魚價標準等ナク不利不便尠カラサリシカハ漁業者中相謀リ明治三十年二月篠島村海産同盟入札場ヲ創立シ競争入札ニ依リ賣買ノ方法ヲ講シタルモ尙當時漁業者側ハ仲買人等相結托シ魚價ヲ低落セシムルモノトシ又仲買人側ニ在リテハ從來ノ相對賣買ニ依リテ得サル力爲メ魚價ヲ自然昂上セシムルモノトシ相互ニ疑懼不安ノ念ヲ抱キ實施甚タ困難ナリシカ同村ニ於ケル有力者石橋彦三郎、折戸常治郎等ノ熱心ナル斡旋

ニ依リ漸ク實行ニ至レリ是レ實ニ今日ニ於ケル組合共同販賣場ノ濫觴ナリ而シテ該事業成續漸次眞好ノ域ニ達シ相當基金ヲ蓄積シ現ニ組合ノ有スル不動産中宅地家屋等之レカ資産ニヨリ購入セラレタルモノナリ其後明治卅四年漁業法發布ト共ニ漁業組合ヲ設立シ前記同盟入札場ノ事業及財産ノ全部ヲ組合ニ移シ引續キ今日ニ及ベリ爾來營業者ノ熱心事業ノ刷新改善ニ努メタルト組合員協同ノ結果現今ノ隆盛ヲ見ルニ至レリ。

大正六年度販賣高六萬六千余圓手数料六百八十圓余ナリ而シテ販賣手数料ハ漁獲物販賣高百分ノ一ヲ双方ヨリ組合ニ收納セシメ販賣金ハ三日以内ニ計算ス尙組合員ヨリハ前記手数料以外ニ賣場高ニ對スル百分ノ一ヲ特別稅トシテ徵收シ組合ニ保管シ村稅支拂ノ資ニ充當ス、購買者ニ對シテハ毎年獎勵金ヲ支給スルノミニシテ歩戻ヲナサス、取引ノ慣習ニ付キテハ特記スベキモノナシ。

(ロ) 遭難救恤事業 明治三十七年度以降毎年積立ヲ繼續シ組合員中遭難ニ依リ漁具漁船ヲ喪失毀損シタルトキハ其新調費修繕費ノ補助及負傷疾病死亡ニ對シテハ醫藥又ハ葬儀費ノ補助若ハ遺族扶助料ノ給與漂流者ノ歸郷旅費ノ補助遭難者救助ノ謝金、賞金等ニ充テ組合員出流ニ際シ後顧ノ念ナカラシムルヲ期セリ。

(ハ) 魚附林ノ保護設置 本島ノ老樹鬱蒼セル山林ハ漸次伐採セラレ爲メニ漁業上ニ影響ヲ及ボシ漁獲

ヲ減スルノ傾向ナキニアラサルヲ以テ組合地區内北部ニ於ケル南風ヶ崎及手取ノ山林ヲ購入シ魚附林トシテ保護スルコト、セリ而シテ該山林ハ老松繁茂シ且ツ稚松多ク植栽セラル、ヲ以テ組合ニ於テ青年會ヲシテ之レカ管理ノ任ニ當ラシメ專ラ保護監督ヲナシツ、アリ。

(ニ) 海鼠養殖 海鼠ノ養殖ハ大正四年度ヨリ本郡水産組合ニ於テ企劃シ本島字神戶地先へ移殖放棄試養ノ結果良好ナルヲ認メタルヲ以テ大正六年度ヨリ組合ニ於テ本事業ニ着手セリ殊ニ該製品ニ對スル取締規則ノ制定セラレタル場合最時宜ニ適スル事業ナルヲ信ズ。

(ホ) 資金貸付事業 本事業ハ大正六年度ニ於テ開始シ日尙淺ク其成續ヲ詳記スルヲ得ズ。

一、組合員ノ從事スル漁業及副業

(イ) 漁業 釣漁業ヲ主トシ鮪(さんぼ)延繩、あいなめ、くじめ延繩、鱈延繩、鯛延繩、鰹延繩、青魚、鯉、鯿、鯛、鱈、鮪、藻魚釣、鰻巾着網、魚目揚繰網、王筋魚地曳網、全船曳網、全抄ヒ網、鱈地曳網、鯛奉備網、あゝ建網、瀬建網、其他蛤瓶、海盤車曳、いしこ曳、西施舌突、海鼠曳、和布淡菜、鮑、蝶螺等重ナルモノトシ。

(ロ) 副業 特殊副業ナク僅カニ自家用麻紡及農業ニシテ其數戸口ノ約三分ノ二ニ及ブ最近三ヶ年間ニ於ケル所得約五萬圓トス。

養父漁業組合

一、出稼及入稼ノ狀況 出稼及入稼ナシ。

一、組合ノ位置 愛知縣知多郡橫須賀町大字養父字堀畑六番地ニ事務所ヲ置ク。

一、組合ノ地區 愛知縣知多郡橫須賀町大字養父ノ區域ニ依ル。

一、組合員ノ數 壹百二十九名 內譯(專業者九十六名、兼業者三十三名)

一、組合ノ積立金 (大正七年度)

(イ) 基金 明治三十六年度ヨリ積立ヲ開始シ現在額金參拾五圓余。

(ロ) 遭難救恤資金 明治三十九年度ヨリ開始シ現在額金參拾四圓余。

(ハ) 共同販賣場資金 大正三年度ヨリ積立ヲ開始シ現在額百五十圓ニシテ販賣場設備ノ完全ヲ期スル爲之レカ蓄積ヲナスモノトス。

(ニ) 漁業資金貸付事業資金積立 大正四年度ヨリ開始シ該事業純益金ヲ蓄積ス現在金四百七拾餘圓

(ホ) 共同販賣事業資金積立 大正五年度ヨリ積立ヲ開始シ現在額金貳百四拾餘圓ニシテ共同販賣事業資金ニ運用ノ爲メ蓄積ス。

一、組合ノ共同施設事業

(イ) 共同販賣事業 明治四十一年一月ノ開始ニシテ從來漁業者ハ漁獲物ヲ隣接セル橫須賀町魚市場ニ

販賣シ來リシモ其不便尠ラカス組合地區外ニ於テ漁利ヲ奪ハル、チ概シ川口兵左衛門之レカ事業創始ヲ主唱シ遂ニ開始スルニ至リ組合員ノ利潤ヲ增加シ益隆盛ノ域ニ達シツ、アリ。

最近販賣高四萬七千五百圓ニシテ此手數料千九百餘圓ナリ販賣手數料ハ賣上高ノ百分ノ八ヲ組合ヘ

收納シ殘額ハ即日組合員ニ支拂フモノトス、而シテ組合ニ收納シタル口錢中十分ノ一ヲ獎勵金トシ

テ毎年二期ニ交付シ尙購買ニ對シテハ其ノ十分ノ二ヲ購買高ニ應シ毎年二期ニ交付ス、販賣取引ノ

價目トシテハ競争入札ニシテ購買代金ハ毎月十日、二十日、三十日ニ納入セシム。

前記販賣高以外組合員ノ他賣漁獲高一萬圓内外ニ達ス。

(ロ) 共同購買事業 大正五年六月ヨリ開始シタルガ之レガ開始前ハ漁業者各自ニ地方小賣商人ヨリ購

入シ比較的高價ナルト且時間ノ空費等不便尠カラサルヲ以テ之レヲ共同購入シ幾分價格ノ低廉ト一

定ノ標準ニヨリ、品質ノ良好ナルモノヲ撰擇スル爲メ開始セリ、最近諸物價騰貴等ノ爲メ殊ニ其ノ

利スル所尠カラサリシヲ認メラル、最近年度購買高六千四百圓トス。

賣却手數料ハ仕入價額ノ百分ノ五トシ原價ニ百分ノ五ヲ加算シタルモノヲ賣却價格トス總テ現金受

渡ヲ主トスルモ已ムヲ得サルモノニ對シテハ貸賣ヲナシ年二期ニ貸金ノ收納ヲナス。

(ハ) 遭難救恤事業 組合員ノ水難其他變災ニ遭遇シタル際之レカ救恤ニ要スル資金ヲ蓄積シ其ノ目的ヲ遂行スルニ遺憾ナカラシメントナ期スル爲メ明治四十年度ヨリ該事業資金ノ積立ヲ開始セリ。

(ニ) 漁業資金貸付事業 大正二年度ヨリ開始シ漁業組合資金貳千圓ノ供給ヲ受ケ之レカ資金ニ運用シアリ爾來組合員中漁船ノ改造ニ大且ツ堅牢ヲ加ヘ漁具ノ精銳ヲ企ツルモノ多ク自然漁獲物ノ増加ニ伴フ漁利ヲ獲得シ漸次向上ノ氣運ニ向ヘリ、而シテ貸付ノ方法ハ身元確實ニシテ且債權ノ履行ニ關シテハ不可分連帶責任ヲ有スル保證人二名以上連署セシム期限ハ二ケ年ヲ超過セシメサルコト、返濟金ハ漁獲物賣却毎ニ拂込マシメ又ハ月賦償還ノ方法ニ依ラシムル等回收ヲ困難ナラシメサルニ努メツ、アリ。

(ホ) 其ノ他ノ事業

一、傷病者救恤 組合員中遭難救恤規定ニ依ラサル傷病者アルトキハ主動者ハ一回金參圓ヲ給與シ以後重傷病者ニ付テハ一ヶ月金貳圓ヲ給與シ主動者以外ノ者ニアリテハ其都度金額ヲ定メ給與シツ、アリ。

二、追吊法會 組合員並其家族ノ死亡者ニ對スル追吊會ヲ毎年一回施行シ組合年中行事ノ一トシテ宗教的感化ヲ計ルト共ニ組合員ノ慰安トシツ、アリ。

三、刺養殖 毎年稚介ヲ縣下渥美郡牟呂吉田村及幡豆郡一色村方面ヨリ購入放養シ其成育ヲ待チ日時ヲ定メ組合員ニ採取セシメ且ツ一人ニ對スル數量ヲ制限シ採捕物ノ均霑ヲ計リ居レリ此價額一ケ年五百圓乃至壹千五百圓ニ及ヘリ。

一、組合員ノ従事スル漁業及副業

(イ) 漁業 打瀬網漁業、魚目揚繰網漁業、鰯刺目網漁業、藻曳網漁業、藻手操網漁業、万牙、其他釣漁業ハ組合員全部殆ント之レニ従事ス。

(ロ) 副業

- 1、蕨細工 漁業者子女ノ従事スル繩絢ヒニシテ創始詳ナラザルモ大正五年ニ於テ金壹萬貳千圓(従業者者約百五十名)トス。
- 2、養鷄 組合員ノ内約六十戸、一月五羽乃至二十羽ヲ飼養ス其收入一ケ年四百圓餘ニ及ヘリ夏季ハ飼養稍困難ノ爲メ増分減少スルノ傾、アリ。如上ノ副業ニ依ル收入年々増加ノ趨勢ニアリ自然冗費ヲ節シ家計ヲ助クルヲ以テ組合員中生計困難ナルモノ極メテ尠シ。

一、出稼及入稼 茨城縣 出漁スルモノ一名アリ一ケ年ノ漁獲高詳細ヲ知り得サルモ壹千圓乃至壹千五百

圖ヲ收得シ成績良好ナルモノ、如シ。

### 師崎浦漁業

- 一、組合ノ位置 愛知縣知多郡師崎町大字師崎字朝日町二番地
- 二、組合ノ地區 愛知縣知多郡師崎町大字師崎ノ區域
- 一、組合員ノ數 二百三十七名 内兼業者七名
- 一、組合ノ積立金 (大正七年度)
- (イ) 基金 明治三十六年度ヨリ開始シ蓄積ヲ繼續シツ、アリ、現在額金七百三十余圓。
- (ロ) 遭難救恤資金 明治三十六年度ヨリ積立テ遭難救恤ヲ要スル場合ニ於テ其ノ年度豫算ニ不足ヲ生シタルトキハ本資金ヨリ之レヲ支出ス、現在額金四百圓余。
- (ハ) 別途積立金 大正二年度ヨリ開始シ漁業資金貸付ニ充ツル目的ナルモ尙相當ノ額ニ達スル迄蓄積セントス現在額金六百圓。
- 一、組合ノ共同施設事業
- (イ) 共同販賣事業 從來漁業者ハ各同屋ニ漁獲物ヲ賣却シ來リシモ其ノ收利ヲ壟斷セラル、ヲ以テ明治二十四年漁業者協議ノ上海産組ナルモノヲ組織シ競争入札ノ制トセリ之レ今日ノ共同販賣ノ前身

ニシテ之レカ事務所ニ要スル經費ハ販賣者、購買者双方ヨリ手数料ヲ徴收シ其ノ費途ニ充テ殘額ヲ基本金ニ蓄積シ札場一ヶ所ヲ設ケ専ラ生魚ノミヲ取扱ヘリ當時仲買人ハ八名ニシテ此手数料常設仲買四分他村仲買六分トシ事業ヲ經營セシニ其成績見ルヘキモノアリシカ明治二十八年基本金ニ關シ紛擾ヲ惹起シ東西二部ニ分離スルニ至リシモ仲買人ハ依然八名ヲ常設トシ手数料三分ニ低下シ以テ維持費ニ充テ他村仲買手数料四分ヲ基本金ニ積立ツルコト、セリ爾來成績良好ニシテ同三十年第五回内國勸業博覽會ノ開催ニ方リ海産組市場方法成績ヲ出品シ授賞セラレタルカ如キ之ヲ觀スルニ足ル其後船曳場ノ修繕等ニ基金ヲ支出シ更ラニ蓄積ニ努メツ、アリシカ同三十六年漁業組合ノ設立ニ至リ同四十三年八月海産組ノ事業ヲ舉ケテ組合ニ移シ爰ニ共同販賣事業ノ開始ヲ見ルニ至リ組合員共同一致事業ノ經營ニ努メル結果今日ノ旺盛ヲ呈スルニ至レリ。

大正七年度取扱高十三萬一千五百圓余此手数料三千二百五十圓余ナリ。

販賣手数料ハ組合員ニ毎日ノ賣上金ヨリ千分ノ五ヲ組合ヘ收納シ殘金ハ翌日拂渡チナス、購買者ハ常設ノ仲買ニアリテハ千分ノ十五ヲ臨時仲買千分ノ四十ヲ買入代金ト共ニ組合ヘ納入セシム又歩戻シヲ爲サ、ルモ年々豫算ニ賞與金ヲ計上シ購買高ニ應ジ之レヲ交付スルモノトス販賣取引ノ慣習等特ニ配スヘキモノナシ。

(ロ) 漁業資金貸付事業 大正二年度ニ於テ漁業組合資金ノ供給ヲ受ケ本事業ヲ開始シ組合員中漁船漁具ノ調製又ハ修繕製鈎材料、製網材料及餌料等ノ購入其他漁業上有利ト認ムル事業ニ對スル費途ニ充ツル資金トシテ貸付シツ、アリ、而シテ之レカ償還ノ方法ハ漁獲物販賣毎ニ濟シ崩シノ方法ニヨルモノ及年賦ニヨルモノニシテ回收ノ困難ナク且爲メニ漁具、漁船ノ改良新造ヲナスモノ多ク漁利ノ獲得ヲ増加シ其ノ成績益良好ナリ。

(ハ) 遭難救恤事業 明治三十六年度ヨリ開始シ之レカ資金ヲ蓄積シ組合員ノ水難其ノ他變災ノ遭遇シ漁船漁具ヲ喪失毀損シタルトキハ其ノ新調製又ハ修繕費ノ補助、遭難ニ依リ負傷シ若クハ疾病ニ罹リタルモノ、醫療費ノ補助、漂流者ノ歸郷旅費ノ補助、遭難者家族ノ扶助料、遭難ヲ救助シタルモノニ對スル賞與及謝金等ニ充テ組合員出流ニ際シ後顧ノ念ナカラシムルナリ。

(ニ) 追吊會 組合事業ノ發展ニ伴ヒ組合基礎ノ鞏固ヲ加ヘ經費上ニモ餘裕ヲ生スルニ至リシカハ毎年舊曆一月十六日龍宮祭ヲ施行シ年内ノ豐漁ヲ祈願シ同時ニ組合員ノ遭難其他ニ依ル死亡者ノ追吊法會ヲ執行スルヲ以テ組合年中行事ノ一トセリ。

一、組合員ノ從事スル漁業及ヒ副業

(イ) 漁業 釣漁業ヲ主トシ釣シテハ鯛、いさぎ、鯖、青魚、鰯、鱈、黒鯛、鱈等重ナルモノトシ

延繩ニアリテハ鯛、鰹、黒鯛、さんば鮪ナリ。

網類ハ鰹、鰹巾着網、打瀬網、磯建網、刺目網、鰯地曳網、鰯折網等ヲ主ナルモノトス。

(ロ) 副業 農業ヲ主トシ麻紡、麻糸結等ニシテ最近三ヶ年間ニ於テ約參萬圓ノ産額ニ過キス従業者約二百名内外ナリ其他特種ノ副業ナシ、

### 佐久島村漁業組合

一、組合ノ位置 愛知縣幡豆郡佐久島村字掛梨五十番ニ事務所ヲ置ク

一、組合ノ地區 愛知縣幡豆郡佐久島村一圓

一、組合員ノ數 專業者五十五人、兼業者四十人

一、組合員ノ積立金 (大正七年度)

(イ) 基金 明治三十六年度ヨリ積立。

(ロ) 養殖資金 同年度ヨリ積立。

(ハ) 共同販賣準備金 明治四十年年度ヨリ共同販賣事業純收入ノ百分ノ六ヲ積立。

(ニ) 遭難救恤資金 明治四十一年年度ヨリ積立ヲ開始シ組合員ノ遭難救恤ヲ要スル毎ニ支出ス。

(水) 事業資金 大正三年度ヨリ積立ヲ開始シ毎年度ノ剩餘金百分ノ十及特別漁業料全部ヲ積入ル。  
(ハ) 御即位記念積立 大正四年十一月開始。

前記各種積立總額金壹千三百圓ニ達ス。

一、組合ノ共同施設事業

(イ) 共同販賣事業 組合設立以前明治三十一年二月漁業者相謀リテ申合規約ヲ作リ共同販賣所ヲ開始

シタルモ漁業者中ニハ未ダ本事業ノ便益ヲ知悉スルニ至ラザリシヨリ屢紛擾ヲ惹起シ或ハ販賣代金

ノ回收困難ニシテ興廢常ナク充分ノ成績ヲ得ル能ハザリシカ明治四十年一月組合ニ於テ之レカ事業

ヲ開始シ協同一致以テ事業ヲ遂行シ種々困難ヲ排シ銳意發展ニ努メ漸次今日ノ隆盛ヲ見ルニ至レリ

(ロ) 養殖事業 明治三十六年本村太井浦ニ於ケル海鼠蕃殖試験場ヲ本縣ヨリ引續キ年々兒海鼠ヲ放養

シタルニ成績殊ニ良好ニシテ其ノ收入ノ十分ノ六ヲ組合員ニ分配シ四分ヲ組合ニ收納シ其ノ百分ノ

三十ヲ養殖資金トシテ積立テ百分ノ七十ヲ以テ兒海鼠ヲ購入放養シ翌年ニ至リテ採捕セシムルコト

、シ大正元年度更ラニ事業ヲ擴張シ五箇灣トシ又網ノ養殖及貝珠介養殖試験ヲ行ヒタルモ尙將來瀕

戸介、鮑ノ養殖企劃中ニシテ目下之レカ資金ノ蓄積ヲ計リツ、アリ。

(ハ) 遭難救恤事業 明治四十年度ヨリ開始シ之カ資金ヲ積立テ組合員ノ遭難ニヨリ漁具漁船ヲ喪失破

損シタルトキハ其ノ新調又ハ修繕費ノ補助價當若ハ疾病ニ罹リタルモノハ醫藥費ノ補助漂流者歸郷

旅費ノ補助遭難者家族ノ扶助料、遭難ヲ救助シタルモノ、賞與及謝金等ニ充テ事業遂行上遺憾ナキ

ナ期シツ、アリ。

(ニ) 築堤事業 組合地區内漁船ノ繫留所、避難港等適所アルモ相當人工ヲ加フルニアラサレ未ダ完

全ナ期シ難ク爲メニ一朝暴風激浪ニ際シ漁船ノ被害夥キヲ以テ大正三年三月共ニ販賣準備金中金八

百五拾圓ヲ運用シ長二十三間幅三間六分高一間二分ノ防波堤ヲ築造シタリ然ルニ該工事ヲ以テハ未

充分ナラザレヨリ更ラニ今回本村島宇大島ヨリ本島ニ至ル百六十間ニ對シ縣費ノ補助ヲ受ケ船團

堤ノ築設ヲ企劃シ大正八年度ニ完成ノ答ナリ。

一、組合員ノ従事スル漁業及ヒ副業

(イ) 漁業 磯建網、藻建網、角建網、黒鯛、鯉、あじ、桁網、蛸瓶、烏賊打網、海鼠、いしこ、

藻螺、海盤車、桁網、鯉、石首魚、めじろ釣、鮓、鱧空釣、石花菜、海蘆、鹿尾菜採、網、牡蠣採

殻筒等ヲ主トス。

(ロ) 副業 特配スヘキモノナシ漁閑ニ際シ農業ニ従事ス。

一、出稼及入稼ナシ。

【愛知縣水産試験場】

明治二十七年五月本場を幡豆郡一色町に置き業務を養殖製造の二部に分ち沿海適當の地數ヶ所を選びて牡蠣、灰介、海鼠等の養殖又干貽介、干鮫肉、鰹、粕及海參の製造試験を實施したるに創まれり。

明治二十八年場内に淡水養魚池を新設し明治三十三年本場を知多郡篠島に移轉すると同時に漁撈部を新設し全三十四年渥美郡赤羽根村には谷口式干燥器を設置し又罐詰見習生募集規程を定む翌年愛知郡呼続町明治新田に養殖池を選定し竣工せり全三十九年罐詰見習生募集規程を廢し水産傳習生規程を設く全四十一年養殖試験を特別會計となし作業資金三千圓を以て經營することゝなせり大正元年養殖部を知多郡豊濱町小佐郷に移轉し鹹水養魚池とし特別會計に依り車蝦赤鯛等を試験し後數回改築工事を施行し各種の試験を實施せり大正八年度より



愛知縣水産試験場  
(知多郡篠島村)



は業務を指導、講習、調査、試験の四項目となし従来の水産傳習生規程を廢止して講習部を設け本科別科短期講習科を置き改善を加へたり而して大正八年度に於ける水産試験場業務施行方法を記せば次の如し。

#### 大正八年度愛知縣水産試験場業務施行方法

大正八年度より新たに水産業奨励補助金壹萬壹千四百九拾五圓を支出すること、なり試験場はこの補助政策と緊密に相携り新業の發達を圖ること、なれり而して本年度實施せむとする事業左の如し。

##### 第一指 導

本年度より水産奨励金を下附して水産業の發達を促進すること、なれるが故に試験場は奨励金を受けたる者に對し實地指導しつゝあり。

(一) 内灣濶海利用及一般養殖實地指導 三河伊勢兩灣は養殖適地として地勢最も優秀且天然餌料豐饒なるを以て有用貝藻類を積極的に蓄殖せしむる爲種苗の供給を圓滑にし養殖法の巡回指導等をなす。

(二) 漁業指導 本縣は内灣漁業者しく發達し酷漁濫獲に陥る傾向あるが故に本年より沖合漁業に對

する奨励金の下附を受くる者に對し漁船設計をなし與へ又漁船に技手を乗組ましめ指導をす

- (イ) 築磯飼付漁業 (四、五月)
- (ロ) 鰹 漁 業 (五、六月)
- (ハ) 鯖 網 漁 業 (六、七、八月)
- (ニ) 秋刀魚流網漁業 (九、十、十一月)
- (ホ) 鮪延繩漁業 (十一、十二、一月)
- (ヘ) 小鮪延繩漁業 (二、三月)
- (ト) 鮪延繩漁業 (二、三、四月)
- (三) 海苔製造法指導
- (四) 煮干改良築設及製造法
- (五) 氷藏庫築設指導
- (六) 煮干削機械据付指導
- (七) 貝殻利用介灰製造指導

### 第二 習

- (一) 船舶職員(丙種運轉士)養成講習會
- (二) 發動機々關士養成講習會
- (三) 船匠講習會
- (四) 漁撈製造養殖短期講習會
- (五) 講習生養成

### 第三 調 査

- (一) 打瀬網漁業調査 打瀬網漁業が内灣に於ける重要魚貝類の蕃殖保護上に及ぼす調査を農商務省指導の下に實施す。
- (二) 海洋調査 各種重要魚類の豐凶去來及び繁殖保護等に関して研究する爲め海洋及び内灣の水溫比重浮游生物等に就き毎月一回伊勢灣の横斷觀測並に篠島附近の定時日次觀測を實施す。

### 第四 試 験

- (一) 改良打瀬網試験
- (二) 片手廻巾着網試験
- (三) 網利用試験

- (四) 「アランチヨレ」製造試験
- (五) 養殖委託試驗
- (六) 海魚防害試驗
- (七) 鹹水池天然餌料蕃殖試驗
- (八) 青海苔養殖試驗
- (九) 鹹水養殖試驗

大正八年度豫算

- 一金壹萬九千〇七拾四圓六拾六錢
- 內
- 金三千八百十四圓
- 金二千五百六拾五圓
- 金六百九拾八圓
- 金四百九拾六圓
- 金百五拾參圓

總額  
職員給給  
附會  
贈習會  
購習會  
手續費  
旅費

- 金千參百貳拾圓
- 金六拾參圓
- 金拾圓
- 金壹圓
- 金壹圓
- 金千八百拾六圓
- 金八百九拾八圓
- 金貳百參拾百圓
- 金貳百貳拾六圓
- 金千百〇七圓
- 金參百貳拾四圓
- 金壹圓
- 金貳百貳拾圓
- 金壹圓

旅費  
附費  
被服  
消耗品  
慰勞品  
備用品  
圖書及印刷  
通運  
原價  
借地料  
借家料  
借費  
廣告  
信具  
廣料

金百拾四圓  
 金四百圓  
 金千六百拾圓  
 金參千壹圓六拾六錢  
 尙最近十ヶ年間に於ける豫算を記せば次の如し。  
 雜費  
 修繕費  
 臨時手當(臨時部)  
 鹹水養殖試驗(作業費)

豫算

年 度	一般會計ノ部		特別會計ノ部	
	經常部豫算	臨時部豫算	經常部豫算	臨時部豫算
明治四十三年度	二五,九三〇,九二二		六,四二六,〇〇〇	
全 四十四年度	一六,〇九九,〇〇〇		六,四三三,〇〇〇	
大 正 元 年 度	一六,〇九九,〇〇〇		三,三五六,〇〇〇	
全 二 年 度	一六,五九九,〇〇〇		三,三五六,〇〇〇	三,三二二,〇〇〇
全 三 年 度	三,〇一〇,〇〇〇		三,三五六,〇〇〇	



愛知縣水産試驗場養殖部  
 (知多郡豐濱町)

【職員表】

場長 一名。 現職 技手 四名。 書記 一名。

全	全	全	全	全
八	七	六	五	四
年	年	年	年	年
度	度	度	度	度
一四、五三、三〇〇	一、九七九、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇
	一、六二〇、〇〇〇			

【獎勵施設】

本縣に於て水産業獎勵の爲補助を交付せしは明治廿六年度以降にして補助せし漁業其他を擧ぐれば鱧釣漁業、鰻巾着網漁業、鮪流網漁業、鯉釣漁業、朝鮮海出漁、尾三水産會、愛知縣水産組合聯合會等にして大正八年度よりは更に水産養殖獎勵、遠洋漁業、改良漁具補助等新施設に依り斯業の刷新を計りつゝあり今明治廿六年度以降の補助費並に大正八年度に於ける獎勵施設事項を概記すれば左の如し。

年度別	金額	事由	備考
明治廿六年	六〇〇	鱧釣漁業	創設
廿七年	六〇〇	尾三水産會	創設
	六〇〇	鮪流網漁業	創設
	六〇〇	鰻巾着網漁業	創設
	六〇〇	鯉釣漁業	創設
	六〇〇	朝鮮海出漁	創設
	六〇〇	愛知縣水産組合聯合會	創設
	六〇〇	尾三水産會	創設
	六〇〇	遠洋漁業	創設
	六〇〇	改良漁具補助	創設
	六〇〇	水産養殖獎勵	創設

年度別	金額	事由	備考
廿八年	六〇〇	鮪流網漁業	創設
廿九年	六〇〇	鰻巾着網漁業	創設
三十年	六〇〇	鯉釣漁業	創設
卅一年	六〇〇	朝鮮海出漁	創設
卅二年	六〇〇	愛知縣水産組合聯合會	創設
卅三年	六〇〇	尾三水産會	創設
卅四年	六〇〇	遠洋漁業	創設
卅五年	六〇〇	改良漁具補助	創設
卅六年	六〇〇	水産養殖獎勵	創設
自大正元年至廿二年	六〇〇	鮪流網漁業	創設
	六〇〇	鰻巾着網漁業	創設
	六〇〇	鯉釣漁業	創設
	六〇〇	朝鮮海出漁	創設
	六〇〇	愛知縣水産組合聯合會	創設
	六〇〇	尾三水産會	創設
	六〇〇	遠洋漁業	創設
	六〇〇	改良漁具補助	創設
	六〇〇	水産養殖獎勵	創設

年	三	四	五	六	七	八
金額	800	800	800	2,700	800	2,495
種類	全上	全上	全上	全上	全上	全上
用途	全上	全上	全上	全上	全上	全上
備考				及根據地經營補助	聯合會ニ補助	詳細別記ス

今最近年度の施設に付き細説せば次の如し

- 一金壹萬壹千四百九拾五圓
- 水産業獎勵補助金總額
- 新規若クハ改良方法ニ依ル池中養殖補助金
- 水産動物發生場保護ノ特殊施設補助
- 金貳千四百五拾五圓
- 水産養殖獎勵補助金
- 金四百圓
- 海苔、牡蠣養殖補助
- 金參百圓
- 新規漁具補助
- 水産動物發生場保護ノ特殊施設補助

金五百五拾圓

本縣ハ明治二十七年以降淡水養殖獎勵ノ結果此方面ニ於テハ非常ナル進展ヲナシタルモ鹹水養殖ニアリテハ尙遲々トシテ振ハス調査ノ結果淺海、干潟等 養殖適地ニシテ利用セラレサルモノ或ハ更ニ增收ノ見込アルモノ極メテ多キヲ認メラル依テ之レカ設備費又ハ種苗費ノ三分ノ一以下ノ補助ヲ下附シ其ノ實施ヲ促進ス

内 金七千貳百四拾五圓

漁業獎勵補助

遠洋漁船補助、豫定三隻

新規漁具補助

(罾巾着網、秋刀魚流網、纏漁具、鮪漁具)

補助機關補助、豫定三臺

金參千六百圓

本縣ハ地勢ノ關係上内灣漁業者シテ發達シ漁場狹隘ヲ告ケ漁獲數量累年減退ス、サレハ漁業ノ趨勢並ニ本縣水産試驗場ノ實踐ニ鑑ミ獎勵補助機關付遠洋漁船ヲ建造セシメ外海ニ誘致シテ漁場ヲ開拓セシメ尙ホ新規漁業獎勵ノ必要アルニ因リ大正八年度ヨリ實施ス

内 金壹千八百圓

組合補助

金貳千七拾圓

本縣ハ地勢ノ關係上内灣漁業者シテ發達シ漁場狹隘ヲ告ケ漁獲數量累年減退ス、サレハ漁業ノ趨勢並ニ本縣水産試驗場ノ實踐ニ鑑ミ獎勵補助機關付遠洋漁船ヲ建造セシメ外海ニ誘致シテ漁場ヲ開拓セシメ尙ホ新規漁業獎勵ノ必要アルニ因リ大正八年度ヨリ實施ス

内 金壹千八百圓

水産組合聯合會ニ對スル補助ニシテ同團體ヲシテ從來施行シ來レル朝鮮海出漁者保護其ノ他ノ事業ノ外、  
海苔製造改良、煮干釜改良、水産製品検査施設等主トシテ水産製造業ノ改善ヲ圖ラシムルニアリ。  
尙水産ニ關スル獎勵施設ハ前記以外ノモノ、概要ヲ附記セハ次ノ如シ。

イ、産業に關する職員設置補助

汎ク産業振興上必要ナル職員ヲ郡市ニ設置獎勵スルノ目的ヲ以テ大正七年度ヨリ實施セラレタルモノ  
ニシテ水産技術員ニ關シテハ、知多、幡豆、實飯、瀧美ノ四郡ハ既ニ此ノ補助ヲ下附セラレ職員ヲ設置  
セリ。其ノ總豫算額次ノ如シ。

大正七年度 九、四四〇圓 (内水産職員ハ五十二人中四人分)  
大正八年度 一、二、四七〇圓 (内水産職員ハ五十七人中四人分)

ロ、同業組合補助

三河乾海苔同業組合ニ對スル補助ニシテ最近五ヶ年ニ於ケル補助下附額ヲ左ニ示セリ。  
大正三年度 一〇〇圓。 大正四年度 一〇〇圓。 大正五年度 二一〇圓。  
大正六年度 二五〇圓。 大正七年度 三五〇圓。 大正八年度 未定。

【附録】

漁期漁法一覽

種類	漁期	漁具ノ名稱又ハ漁業方法
鯉	七月—十一月	角建網、地曳網、小地曳網、鯉待網、流網、巾着網、揚繰網、鯉刺目打瀬網
背黒鯉	十月—三月	地曳網、巾着網、揚繰網
鯉	四月—八月	鯉流網
鮪	十二月—四月	延繩
鯖	四月—十月	地曳網、揚繰網、角建網、手釣
鱈	九月—十二月	地曳網、曳釣、延繩
鱈	六月—二月	地曳網、手釣、延繩



しるさめ	三月十一月	鱈地曳網、鱈曳網、藏場地曳網、鱈手繰網、巾着網、揚繰網、鱈敷網、手釣
鯛	九月十二月	沖打瀬網、延繩
黒鯛	十二月四月	鯛地曳網、藏場地曳網、鯛奉備網、沖打瀬網、一本釣、延繩
鰆	十一月四月	鰆網、角建網、藻打瀬網、旋網、刺網、狩刺網、卷刺網、地曳網、建干網、一本釣、竿釣、延繩
鰺	八月十二月	沖打瀬網、藻打瀬網、刺網、壺網、角建網、一本釣、延繩、突刺
鰹	九月十二月	地曳網、手繰網、沖打瀬網、藻打瀬網、一本釣、延繩
鰯	四月九月	地曳網、沖打瀬網、二隻廻網、角建網、手釣
鰱	九月四月	地曳網、揚繰網、巾着網、刺目網、圓目網、投網、角建網
鰪	八月十二月	沖打瀬網、手繰網、延繩
鰫	八月十二月	沖打瀬網、藻打瀬網、延繩
鰭	七月十二月	沖打瀬網、手繰網、刺網、延繩、手釣

鱈	四月十月	地曳網、旋網、圓目網、角建網、建干網、一本釣、曳釣
きす	五月十一月	地曳網、沖打瀬網、手繰網、建干網、手釣
五	四月十二月	地曳網、沖打瀬網、手釣、漕釣、延繩
ほ	十月四月	地曳網、沖打瀬網、手繰網、手釣、延繩
鱈	十一月五月	鱈地曳網、二隻廻網、一隻廻網、刺網、手釣、延繩
太刀魚	十月十二月	地曳網、沖打瀬網
くぢめ	一月五月	藻打瀬網、藻手繰網、刺網、手釣、延繩
あいなめ	一月五月	藻打瀬網、藻手繰網、刺網、手釣、延繩
たなご	四月五月	二隻廻
玉筋魚	十二月六月	地曳網、玉筋魚曳網、抄網
あかほい	十二月四月	沖打瀬網、空釣繩

がんぎい	十二月-四月	沖打瀬網、空釣繩
鱈	二月-九月	鱈地曳網、藻地曳網、蟹曳網、揚繰網、七人網、地獄網、圍目網、刺網、鱈打網、投網、建干網、鵜繩
鯨	十月-十二月	地曳網、一隻廻網
鮎	六月-十月	鮎巻網、刺網、瀬張網、鵜繩網、竿釣、友釣、鵜飼、築
鯉	一月-十二月	旋網、投網、川建網、竿釣、築
鮪	一月-十二月	四手網、待網、投網、釣、竿釣、前搦、帆
鰻	一月-十二月	藻打瀬網、小曳網、手釣、延繩、密柑籠、筥、竹筒、石倉
しらすを	十二月-四月	川建網、(白魚間手網)刺網、抄網
はぜ	九月-十一月	藻打瀬網、沖打瀬網、竿釣、延繩
ごぢやう	四月-六月	四手繩、筥、密柑籠
ヤリい	周	沖打瀬網、藻打瀬網、手繰網

まいか	三月-十一月	沖打瀬網、鳥賊曳網、手繰網、手釣
章魚	四月-十二月	打瀬網、手釣、蛸壺繩
いひたこ	四月-十二月	全
あみ	十一月-四月	藻地曳網、藻打瀬網
あかむし	六月-十二月	沖打瀬網、藻打瀬網、万牙
しばむし	周	全
くろまむし	全	全
海鼠	十二月-三月	海鼠曳網、海鼠桁網、藻打瀬網、突捕
鮑	四月-八月	潜
牡蠣	四月-十一月	万牙、手採
蛤	四月-十二月	貝巻籠、掻採

鳥介	一月—四月	萬牙
綱	四月—十二月	貝巻籠、攝探
あかかひ	十二月—四月	萬牙
灰介	十月—三月	貝巻籠、攝探
賄介	七月—八月	潜、手探
ばかがび	十二月—四月	攝探
しほふき介	十二月—四月	攝探
しッみ	五月—六月	貝巻籠、攝探
まて	三月—八月	突刺、手探
たいらぎ	十二月—二月	沖打瀬網、突刺、萬牙、潜
さ、ね	七月—八月	潜

さこふし	四月—八月	潜
石花菜	六月—九月	萬牙、手探
海 蘿	三月—五月	手探
海 苔	十二月—四月	手探
わかめ	三月—六月	振探
ひじき	五月—八月	手探
なごのり	四月—七月	手探
あらめ	六月—七月	切探

魚貝藻類繁殖期表

本縣に於ける主要魚貝藻類の繁殖期を月別により表示すれば大略左の如く其の盛期は何れも中間の月にある。表中——は卵生——は胎生を示す。本表は前表の漁期漁法と重複する點なきに非るも養殖保護上参考にする所多きに依り特に掲ぐ。

こ	う	は	あ	こ	す	ま	わ	さ	き	ぶ
の	な	な	な	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ
し	も	ご	ち	き	ぢ	じ	ば	す	り	

ひ	ほ	ほ	め	ま	い	く	ま	ひ	ま	(一)
ら	し	しか	いた	こ	しか	ろ	だ	し	い	硬
め	か	れ	か	か	れ	だ	い	こ	し	骨
ら	れ	ひ	れ	れ	い	い	い	こ	し	類

一月										
二月										
三月										
四月										
五月										
六月										
七月										
八月										
九月										
十月										
十一月										
十二月										

かむたいかどほまどなふ  
ちわろじ  
つさははよま  
うははや  
なつなきぎせぜすうづな

A grid of empty lines for writing, consisting of 12 horizontal rows and several vertical columns of varying widths, creating a structured space for text or notes.

ぎさまさしいかほこゑあ  
らしなう  
んよふわうもしほ  
ほりぐらをちらうひきゆ

A grid of empty lines for writing, similar to the left page, with 12 horizontal rows and several vertical columns of varying widths.

(三) 甲 殼 類	ね す み ざ め	か す ざ め	ひ ら お し ら	あ な ざ め	し ゆ も く ざ め	し ろ ざ め	が ん ぎ ほ ひ	あ か ほ ひ	(二) 軟 骨 類
一月									一月
二月									二月
三月									三月
四月									四月
五月									五月
六月									六月
七月									七月
八月									八月
九月									九月
十月									十月
十一月									十一月
十二月									十二月

お	ひ	う	か	ま	か	あ	め	あ	く	さ
こ	め	み	ま	ぐ	さ	ん	ば	い	じ	び
ぜ	じ	た	す	る	こ	こ	る	な	め	う
		な								を
		ご								

とあしみるしばいはさあ  
りがさくふかががまるひか  
いりみひきひひりうひひ


(四) 雙殼類  
あかさしはいさよしさをあくら  
かざやせるしはくらあか  
みみこびびびびびびびび

一月																								
二月																								
三月																								
四月																								
五月																								
六月																								
七月																								
八月																								
九月																								
十月																								
十一月																								
十二月																								

(六) 頭足類				なかにし	あかにし	さゝる	げひ	あわび	とこふし
する	あふ	や	ま						
め	り	り	い						
い	い	い	い						
か	か	か	か						
				一月					
				二月					
				三月					
				四月					
				五月					
				六月					
				七月					
				八月					
				九月					
				十月					
				十一月					
				十二月					

(五) 單殻類				おほのがひ	まてがひ	たいらぎ	いたらがひ	いたがひ	ほたてがひ	まがき	あけまき	あこやがひ
				一月								
				二月								
				三月								
				四月								
				五月								
				六月								
				七月								
				八月								
				九月								
				十月								
				十一月								
				十二月								



(八) 藻類	(七) 棘皮類	あなこ	いひだこ	まだこ	みまいか
一月	一月				
二月	二月				
三月	三月				
四月	四月				
五月	五月				
六月	六月				
七月	七月				
八月	八月				
九月	九月				
十月	十月				
十一月	十一月				
十二月	十二月				

魚	てんぐさ	ふのり	あまのり	ひじき	おごき	つまた	あらめ
網數							
船數							
所有者數							
網數							
船數							
所有者數							

小地曳網	四七
手繰り網	五五

(大正七年十二月調)

旋		類					網		
巾	揚	其	烏	石	藻	海	調	藻	沖
着	線	計	賊	子	螺	鼠	率	打	打
網	網		某	桁	桁	桁	備	瀨	瀨
			曳	網	網	網	網	網	網
五	一〇	一〇〇三九	九三三	一、一七三	一、三〇六	一、一七二	二	一、八〇九	一、一七八
一六	三	七、四三三	八八一	三三三	八七六	一、〇五五	一	一、三五五	一、二二三
二	二	七、九八一	八九五	三一	八六六	一、一四四	一	一、三〇九	一、二〇八
類		網		數		類		網	
其	四	鷓	棒	其	站	一	鱧	魚	
計	手	受	網	計	卷	艘	圓	目	
他	網	網		他	網	圓	目	網	
三	七	三二	二六	二九	一〇	九	二七	五	五
一三	四	一九	四	五三	一八	八	五	一〇〇	一〇
三	五	二四	六	四〇	一〇	六	二〇	八	五

延		種		類		網		船		數		所有者數	
鰻	鱸	鮪	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延
繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩
一、四九七	三	三											
三三	三	三											
三三	三	三											
繩		種		類		網		船		數		所有者數	
鰻	鱸	鮪	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延
繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩
三、二六六	二、四七七	二、四七七											
四六	三三七	三三七											
四六	三三七	三三七											

釣具並雜漁具

大正七年

竿	類 釣 手						類
	鮫	鱈	其計	雜鯛引	鱈釣	鱈釣	
鮫	鱈						
二	三	九,044	七〇八	三〇三	一八二	一八二	二〇六
		二,067	四七九	一二六			二〇六
		二,061	四七九	一二六			二〇六
貝				雜		類 釣	
雜		萬牙		鮑		其計	
鱈	鮫	鮑	淡菜	牡蠣	灰介	灰介	鱈
九,757	一〇	二九四	二九四	七五	四九九	三,〇七八	四六〇
二,135	七八九	二二九	二二九	二二九	一,493	一,504	九七三
一,599	七八二	三〇九	三〇九	三〇九	一,493	二九	一三三
一,457	一,508	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	一六七

魚獲物

大正七年

魚		數量	價額
其計	他		
鮫	鱈	八二四,165	四〇七,932
鮫	鱈	一,五二四,四九四	四八六,〇九三
鮫	鱈	三六六	三二七
鮫	鱈	二〇,〇二八	一一,八一六
鮫	鱈	二,九〇〇	三,六二二
鮫	鱈	二六,六〇四	一一八,二五〇
鮫	鱈	五〇,135	二二四,六七〇
鮫	鱈	三八,137	一八〇,三四五
鮫	鱈	五三,八四六	二〇七,六五四
貝		數量	價額
其計	他		
鮫	鱈	三,144	一一,二四九
鮫	鱈	三〇,六六三	三七,七五四
鮫	鱈	二,五八三	三,六〇〇
鮫	鱈	一八五,六九〇	二九,〇七四
鮫	鱈	一,四三三	六,〇八四
鮫	鱈	二二,五〇五	七一,七七八
鮫	鱈	五四,三二八	九一,五五九
鮫	鱈	一四四,〇五九	五六五,〇五二
鮫	鱈		一,四四二,七七四

貝類		其他	
鮑	牡蠣	龍蝦	蟹
蛤	蛸	海	其
鱸	鳥	物	類
網	其	計	計
計	計	計	計
100	75,036	25,795	573
343,018	26,983	360,798	1,044
5,980	103,115	1,145	91,664
2,000	9,044	19,180	2,653
975,343	24,278	76,200	10,273
56,730	38,584	798,885	30,556
145	30	478,885	97,135
30	30	276,677	418,279
30	30	3,166	5,963
30	30	4,775	5,340
30	30	798,885	97,135

備考 前年ニ比シ價額著シク昂騰ノ結果百五十九萬六千五百五十四圓即チ四割強ノ増加ヲ示シタリ

水産製造物 大正七年

食料		其他	
素	乾	鮭	魚
甲付	田作	其	計
二番	其	計	計
計	計	計	計
230	19,356	230	290
340	24,269	340	534
1,010	25,073	1,010	1,040
1,288	51,649	1,288	1,511
1,010	8,500	1,010	4,294
1,010	1,010	1,010	5,999
1,010	1,010	1,010	9,686
1,010	1,010	1,010	70,803
56,777	38,584	798,885	97,135
145	30	478,885	97,135
30	30	276,677	418,279
30	30	3,166	5,963
30	30	4,775	5,340
30	30	798,885	97,135

食料		製		總		乾	
合	類	雜	製	製	總	乾	乾
計	其	其	其	其	其	其	其
計	計	計	計	計	計	計	計
他	他	他	他	他	他	他	他
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三
一、六六八、六八八	八二七、六八八	六〇〇、三五六	二七、三三三	三、七三二	二、二〇〇	二、九、三六八	七三三、二六三

海 羅 四、八六六 一四、七五〇 總 計 一、七〇四、七七九

罐 詰 大正七年

製造戶數		職		工		計	
男	女	男	女	男	女	男	女
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	七	七	七	七	七	七

水產養殖

大正七年

養殖場數	養殖場面積	收穫量		高
		數量	價額	
共	一、一四〇、八〇〇	九、九九九	一七、八二四	
鯉	七〇、二〇〇	五三三	六二、一〇〇	
鱒	一、一六三、八〇〇	一五〇	八〇〇	
鱈	一、三三三、三〇〇	八、七五五	四〇、五六三	
鰻	二〇四、四一一	一九、四二七	三〇、八七〇	
鱈	六九一、五三四	三、二〇〇	一、二六八	
鱈	一、三三五、七九三	五、九〇〇	二、九五〇	
鱈	一、四五一、〇一〇	六五四、九八一	五五、七四一	
鱈	一〇六、四五一	一八六、一〇〇	一八、二二三	
鱈	六、五二七、一三〇	一〇六、四五一	一一、〇〇八	
計			三四五、九二	

免許漁業

(大正七年末現在)

免許漁業	供水面積		合
	計	其他	
第一種漁業	四四四	一	四四四
第二種漁業	八二	一	八三
第三種漁業	三七	一	三八
第四種漁業	二元	一	三元
第五種漁業	五九二	一	五九三
第六種漁業	九四、一八八	一	九四、一八九
第七種漁業	二、七六一、二四一	一	二、七六一、二四二
第八種漁業	九、二八八、三七二	一	九、二八八、三七三
第九種漁業	一、〇〇〇、二八三	一	一、〇〇〇、二八四
第十種漁業	二、一〇〇	一	二、一〇一
第十一種漁業	一、〇三三、九七九	一	一、〇三三、九八〇
第十二種漁業	四三、六五五	一	四三、六五六
第十三種漁業	七二、二六	一	七二、二六七
第十四種漁業	三〇八、〇四〇	一	三〇八、〇四一
第十五種漁業	六七、五七三	一	六七、五七四
第十六種漁業	二〇、八六六	一	二〇、八六七
第十七種漁業	四六、三五三	一	四六、三五四
第十八種漁業	八二、六六四	一	八二、六六五
計			

計	遭難種類										乘組員			
	破壞	顛覆	沈没	漂流	行衛不明	其他	船數	乘組員	死亡	負傷	不明	計		
明治四十二年	一〇	七	二				三	六	四			四		
明治四十三年	七	三	一				三	六	三			三		
明治四十四年	三	二					二	六	三			三		
明治四十五年	五	一〇					六	九	三			三		
大正元年	二	一					三	七	一			三		
大正二年	〇	一					二	三	一			三		
大正三年	八	一					九	二				二		
大正四年	〇	二					三	一				二		
大正五年	三	二					五	〇				二		
大正六年	三	七					〇	三				三		
大正七年	六	二					五	三				三		
計	二八	八〇	三	七	五	八	四〇	七五	九	七	五	二二		

遭難漁船統計

計	許可漁業									
	漁打瀬網	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業	漁業
二二	三三	二二	五九	一四八	四八	一〇	一八	七	八	四〇七
三	七	一五〇	二七	二	二	二	二	二	二	二

(大正七年末現在)

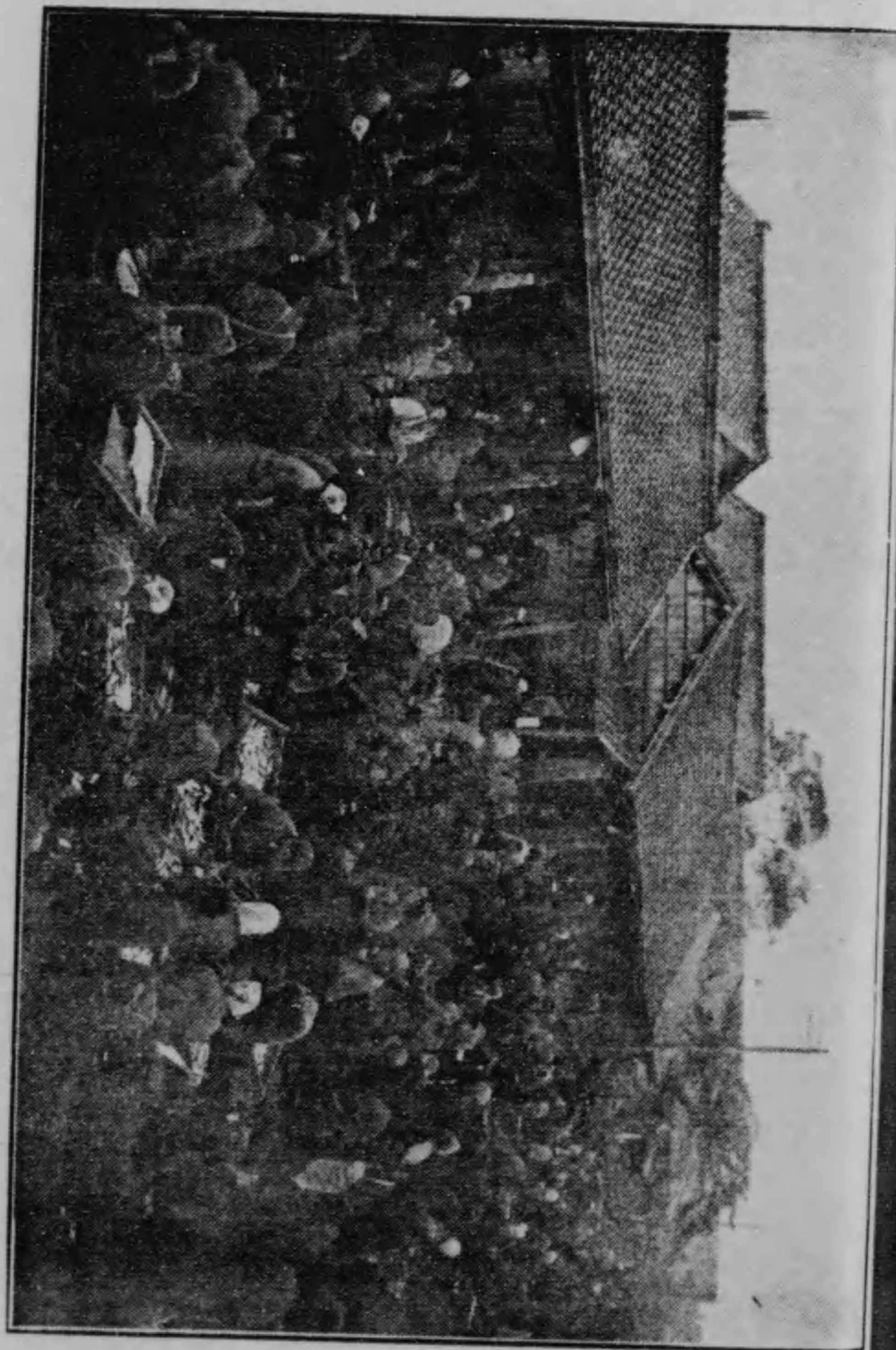
備考

本縣は地勢の關係上漁場として伊勢海三河灣の如き内灣に操業すること多きが故に遭難漁船多からざるべきに尙前表の如く鮮少なからず之れ一は三谷町形原村、豐濱町其他二三を除かば完全なる避難港若くは船團場の設備少なき起因するものと云ふべく之に關する施設の必要は考究に値するものありといふべし。

最近十ヶ年間に於ける遭難漁船は四百十艘にして死傷者百十一名を算し毎年平均四十一艘死傷者十名の割合なり。

重要水産關係市場、工場

名稱	位置	組織並ニ 資本金	開業年月日	仲買人又ハ 從業者	取扱高又ハ 生産額	備考
熱田魚市場 中央市場株式 會社	名古屋市南區 熱田大瀬十町 及木之免町	六間屋ノ共 同經營 株式 三〇〇,〇〇〇 未拂込 一五〇,〇〇〇	享祿或ハ寛永 年間トノ二說 アリ 明治四十三年 五月廿七日	一、〇八〇	二、八〇〇,〇〇〇 円	鮮魚介、海藻、鱈 干其他水産製品 ノ引 魚鳥、獸肉、乾 魚干物、蔬菜、果 實、罐詰其他 ノ食料品ノ取引
	全 市西區 西柳町			一、二〇〇	二、一〇〇,〇〇〇	



熱田魚市場



名古屋水産市	船入町	株式	大正四年六月	一	三、三〇〇、〇〇〇	乾鹽魚介類、(生)
三谷魚鳥株式	寶飯郡三谷町	株式	明治四十三年九月三日	!	八〇〇、〇〇〇	類青果物其他食
水産工業株式	知多郡豐濱町	株式	大正七年九月	五	三、〇三三	鮮乾鹽魚介類、
會社愛知縣工	名古屋市中區	個人	大正三年	五	一三、〇〇〇	鱈油漬鱈トマト
山田鹽詰工場	名古屋市中區	個人	安政五年	六	五〇、〇〇〇	付曬詰等ノ製造
蒲原鹽製造	熱田	全	安政六年	九	五〇、〇〇〇	蒲原
山松鹽製造	全	全	慶應六年	九	五〇、〇〇〇	全
鹽鉾鹽製造	全	全	安政二年	八	五〇、〇〇〇	全
網太製網工場	名古屋市中區	全	大正二年	三	七〇〇、〇〇〇	漁網
尾三製網工場	下廣井町	株式	文化十四年	四	分場共	全
合資會社市川	知多郡豐濱町	株式	明治三十五年	五	二五、〇〇〇	全
商會製網工場	寶飯郡形原村	合資		三	八六九、〇〇〇	綿糸ロ1ア、麻

株式會社龜崎 鐵工所 石川發動機製 作所 濱田鐵工所 磯部兄弟鐵工 所 日東製氷株式 會社 帝國冷蔵株式 會社 藏庫 藏庫	知多郡龜崎町 知多郡師崎町 名古屋市中區 正木町 全東雲町 全東雲町 全松重町 全松重町 全堀內町	株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式	明治二十九年 明治二十五年 全四十五年 大正八年 明治四十二年	二八 三六 三三 三八 三	石油發動機其他 一般機械 一五、〇〇〇 八〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇 石油發動機其他 機械修繕
---	---	--	---	---------------------------	--

漁業組合事務所位置

郡市名	組合名	事務所所在地	郡市名	組合名	事務所所在地
愛知郡	笠寺	笠寺村大字星崎字大江八四	愛知郡	日草	旭村大字日長一四二
愛知郡	南陽	南陽村役場内	愛知郡	大浦	全村大字大草字西屋敷六八
愛知郡	蟹江	蟹江町大字西福田五	愛知郡	野口	大野町字橋高四九
愛知郡	十四山	十四山村大字龜ヶ地新田一六	愛知郡	戸口	鬼崎村大字蒲池一一九
愛知郡	飛島	飛島村大字飛島新田七一	愛知郡	屋敷	全村大字多屋字山際北二一
愛知郡	鍋田	鍋田村大字三好新田四三九	愛知郡	常滑	常滑町一四三
愛知郡	名和	上野村大字名和字一番畑二八	愛知郡	小笠	西浦町大字新屋字南側八三
愛知郡	荒尾	全村大字荒尾五八	愛知郡	野間	小笠谷村大字坂井字中田一
愛知郡	高横須賀	横須賀町大字高横須賀字戊亥屋敷一〇五	愛知郡	田間	野間村大字奥田字儀路五
愛知郡	大田	全町大字太田字蟹田一〇四	愛知郡	海	全村大字野間字本郷一ノ二
愛知郡	横須賀	全町大字横須賀二ノ割四	愛知郡	内海	内海町大字内海中ノ郷七
愛知郡	養父	全町大字養父字北堀畑六	愛知郡	海	全町大字山海二七五
愛知郡	八幡	八幡村大字八幡字小根六五	愛知郡	洲	豐濱町大字豐濱字西ノ浦二
愛知郡	知多	八幡村大字新知字濟宮畑二	愛知郡	佐	全町大字高濱七

知多郡	名和	上野村大字名和字一番畑二八	愛知郡	日草	旭村大字日長一四二
知多郡	荒尾	全村大字荒尾五八	愛知郡	大浦	全村大字大草字西屋敷六八
知多郡	高横須賀	横須賀町大字高横須賀字戊亥屋敷一〇五	愛知郡	野口	大野町字橋高四九
知多郡	大田	全町大字太田字蟹田一〇四	愛知郡	戸口	鬼崎村大字蒲池一一九
知多郡	横須賀	全町大字横須賀二ノ割四	愛知郡	屋敷	全村大字多屋字山際北二一
知多郡	養父	全町大字養父字北堀畑六	愛知郡	常滑	常滑町一四三
知多郡	八幡	八幡村大字八幡字小根六五	愛知郡	小笠	西浦町大字新屋字南側八三
知多郡	知多	八幡村大字新知字濟宮畑二	愛知郡	野間	小笠谷村大字坂井字中田一
愛知郡	名和	上野村大字名和字一番畑二八	愛知郡	田間	野間村大字奥田字儀路五
愛知郡	荒尾	全村大字荒尾五八	愛知郡	海	全村大字野間字本郷一ノ二
愛知郡	高横須賀	横須賀町大字高横須賀字戊亥屋敷一〇五	愛知郡	内海	内海町大字内海中ノ郷七
愛知郡	大田	全町大字太田字蟹田一〇四	愛知郡	海	全町大字山海二七五
愛知郡	横須賀	全町大字横須賀二ノ割四	愛知郡	洲	豐濱町大字豐濱字西ノ浦二
愛知郡	養父	全町大字養父字北堀畑六	愛知郡	佐	全町大字高濱七
愛知郡	八幡	八幡村大字八幡字小根六五			
愛知郡	知多	八幡村大字新知字濟宮畑二			



郡飯寶		郡美渥												
形原	西浦	細谷	小澤	高根	豐南	六連	神戶	高松	赤羽	若見	越戸	土濱	和田	
形原村大字形原字御嶽四ノ	西浦村大字宮新田九ノ一	二川町大字上細谷一八二	全町大字小島七四	高豐村大字七根八〇	全村大字赤澤郷ノ内一七二	杉山村大字六連字黒福五六	神戶村字西神戶字郷ノ内〇	赤羽根村大字高松字宮方邊	全村大字赤羽根字中瀬戸七	全村大字若見普蔵院	全村大字越戸字大山二〇五	伊賀湖岬村大字和地字土田郷三	全村大字和地字北屋敷一	
郡美渥		郡美渥												
小堀	日堀	伊賀	小中	福山	中山	清江	泉江	字津	野村	白谷	浦濱	波瀨		
伊賀湖岬村大字小堀津字右善坊下一	全村大字堀切餘地五六	全村大字日出一四	全村大字伊賀湖字十歩二五三五	福江町大字中山字一本松下	全町大字中山一五八	全町大字向山字上前田六九	全町大字古田字藏道上一三三	泉村大字伊川津八六	泉村大字津江字外新田六七合番地	野田村大字大門九ノ一野田	村役場内	田原町大字白谷三八	田原町大字浦字尾崎二七	田原町大字波瀨九

郡美渥		郡美渥	
老津	老津村字岩塚三五	牟呂	牟呂吉田村大字牟呂字中村六五
大崎	高師村大字崎字里中五三	吉田	牟呂吉田村大字西豐田字藪新切八三

愛知縣漁業取締規則 (明治三十六年十月十九日) (縣令第七六號)

- 第一條 左ニ掲グル漁業ヲ爲サントスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 鰯刺目網漁業 (鰯流刺網漁業ヲ含ム)
  - 二 一定ノ水面ニ敷設セザル角建網漁業 (壹網漁業ヲ含ム)
  - 三 鰯待網漁業
  - 四 鵜飼漁業
  - 五 あめんど打瀬網漁業
  - 六 石倉漁業
- 前項ノ漁業ヲ許可シタル片ハ漁船一艘毎ニ業札ヲ下付ス但シ漁船ヲ用ロサルモノハ一人毎ニ之ヲ下付ス
- 第二條 第一條ノ漁業ノ出願ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 漁業ノ種類 鵜飼漁業ニ在リテハ鵜ノ數及船數、鰯刺目網、鰯待網漁業ニ在リテハ船數漁具ノ構造

使用ノ方法石倉漁業ニ在リテハ箇所數及一ヶ所ノ面積

二、漁業時期

三、漁業場所

第三條 漁業法施行規則第五十條ノ漁業ノ許可ヲ受ケントスルモノハ願書ニ漁業ノ種類名稱漁業時期及漁業ノ場所ヲ記載スヘシ

第四條 第一條ノ漁業者ハ鑑札ヲ携帯スルニアラサレハ漁業ヲナスコトヲ得ス鑑札ノ再下付又ハ書換申請

中ノ者ハ市町村長ノ證明書ヲ携帯スルトキハ漁業ヲナスコトヲ得

第五條 第二條ノ記載事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

鑑札記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添付シ其書換ヲ知事ニ出願スヘシ

第六條 第一條ノ漁業ヲ廢業シタルトキハ三十日以内ニ鑑札ヲ添付シテ知事ニ届出ヘシ

漁業者死亡シタルトキハ死亡届出義務者ヨリ前項ノ届出ヲナスヘシ

第七條 鑑札ヲ失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ更ニ其ノ下附ヲ知事ニ申請スヘシ

第八條 鑑札ハ相續讓渡共有又ハ貸付ヲナスコトヲ得ス

第九條 水産動植物ノ蕃殖保護其他公益ニ害アリト認ムルトキハ漁業ノ許可ヲ制限シ又ハ停止シ若クハ取

消スコトアルヘシ本則又ハ他ノ漁業ニ關スル法令ニ違背シタルトキ亦同シ

第十條 第四條第二項第五條乃至第九條ノ規定ハ漁業法施行規則第五十條ノ漁業ニ之ヲ適用ス

第十一條 左ニ掲グル水産動物ハ其下ニ記載スル期間内ニ於テ之ヲ採捕シ又ハ販賣スルコトヲ得ス但第九

號ニ付テハ其販賣ヲ妨ケス

一 海 鼠	五月一日ヨリ十一月三十日迄
二 ち ゝ み	五月一日ヨリ十一月三十日迄
三 赤 介	四月二十日ヨリ十二月五日迄
四 鳥 介	四月二十日ヨリ翌年一月十五日迄
五 鰻 兒 (のぼりこ)	三月一日ヨリ五月三十一日迄
六 鱈 兒 (いなこ)	五月一日ヨリ七月三十一日迄
七 鮎	三月一日ヨリ五月三十一日迄
八 鯧	八月一日ヨリ三月一日迄
九 白 魚	漲期時間 (潮ノ満込ヨリ潮ノ満上リマデ)

第十二條 左ニ掲グル漁具ハ其下ニ記載スル制限ニ依ルモノ、外之ヲ使用スルコトヲ得ス

- 一 ちんみ萬牙 爬ノ齒間内法七分以上
- 二 鳥貝萬牙 爬ノ齒間内法一寸二分以上
- 三 赤介萬牙 爬ノ齒間内法一寸七分以上

第十二條ノ二 左ニ掲ケル漁業ハ之ヲ禁止ス

第十二條ノ三 左ニ掲ケル漁業ハ新規出願ヲ許可セス

- 一 藻手繰網漁業
- 一 藻打瀬網漁業
- 一 藻曳網漁業

第十三條 鯉及海鼠ノ禁漁區ヲ設ケルコト左ノ如シ

- 一 鯉ノ禁漁區
  - 一 知多郡師崎町羽豆崎第一標識ヨリ南五十三度東全郡篠島村木島第二標識迄
  - 一 木島第二標識ヨリ北十度西全郡日間賀島村鼠島第三標識迄
  - 一 鼠島第三標識ヨリ北五十度西全郡師崎町大字片名字濱山長谷鼻第四標識迄

以上ノ各点ヲ連絡シタル區域内ノ水面  
二、海鼠ノ禁漁區

渥美郡田原町大字片濱字飛馬島地先第一標識ヨリ北六十三度東へ百八十間ノ点ト第二標識ヨリ北六十度東へ二百二十間ノ点トヲ連絡セル區域内ノ水面

第十四條 左ニ掲ケル場所ハ毎年九月一日ヨリ十二月三十一日迄之ヲ禁漁區トス

- |  |  |  |  |   |  |
|--|--|--|--|---|--|
| <p>豐川筋</p> <p>上流 右岸 八名郡三上村ト寶飯郡豐川町大字當古トノ境界ヨリ</p> <p>上流 左岸 八名郡三上村ト八名郡石巻村大字玉川トノ境界ヨリ</p> <p>下流 右岸 八名郡下川村大字犬ノ子字船一番ノ向一地先(渡船場)</p> <p>下流 左岸 八名郡下川村大字西下條字池端二千七百五十七番地先(全)マテ</p> |  | <p>男川筋</p> <p>上流 右岸 額田郡岡崎町大字菅生字深澤堤防地先</p> <p>上流 左岸 額田郡岡崎町大字菅生字河原六番堤防地先ヨリ</p> <p>下流 右岸 額田郡岡崎町大字菅生字深澤堤防地先</p> <p>下流 左岸 額田郡岡崎町大字菅生字河原二番堤防地先マテ</p> |  | <p>巴川筋</p> <p>上流 右岸 東加茂郡松平村大字岩倉字柿田四十二番地先ヨリ</p> <p>上流 左岸 東加茂郡松平村大字九久平字築場二十五番地先</p> <p>下流 右岸 東加茂郡松平村大字岩倉字馬場六十番地先</p> <p>下流 左岸 東加茂郡松平村大字九久平字築場六十七番地先マテ</p> |  |
|--|--|--|--|---|--|

矢作川筋

上流 右岸 西加茂郡猿投村大字越戸字上井畑八十五番地先ヨリ  
左岸 全郡高橋村字古鼠十三番地先  
下流 右岸 西加茂郡猿投村大字越戸字上井畑八十五番地地先マデ  
左岸 全郡高橋村大字天皇前一番地先

木曾川筋

上流 右岸 岐阜縣羽島郡下羽栗村大字無動寺字堤間三百六十九番地一ノ地先ヨリ  
左岸 葉栗郡北方村大字北方字東大日三番大日社地先  
下流 右岸 岐阜縣羽島郡下羽栗村大字圓城寺字堤外千六百四十二番ノ二地先マデ  
左岸 葉栗郡北方村大字北方字神明三番地地先

前項ノ禁漁區ニ於テハ水中ノ砂礫ヲ採取シ又ハ之ヲ攪亂スルコトヲ得ス  
第十四條ノ二 左ニ掲ケル場所ハ毎年三月一日ヨリ十二月三十一日迄之ヲ禁漁區トス

矢作川筋

上流 右岸 西加茂郡舉母町大字西山室字大原畑百七十三番地先ヨリ  
左岸 全郡高橋村大字野見字大原畑四十四番ノ一地先  
下流 右岸 全郡舉母町大字今字萱野草生千二百九十六番ノ二地先マデ  
左岸 全郡高橋村大字下渡合字神々鼻山七旦九十番地先

第十五條 木曾川流域ニ於テ竹木及繩板等ヲ裝置シ魚族ノ浜上ヲ妨グル行爲ヲナスコトヲ得ス  
第十六條 鱧刺目網漁業ハ左ニ掲ケル場所ニアラサレバ許可ヲ與ヘス但シ網罟ヲ引キ緯ムル構造ヲナシ漁船二艘以上ニテ之ヲ使用シ魚群ヲ圍繞シテ漁獲スル方法ニ依ルモノハ此限ニアラス

一 渥美郡赤羽根村大山ヨリ三重縣志摩郡國崎トノ見通線以南ノ水面

二 渥美郡赤羽根村西端ヨリ二川町大字下細谷ノ東端ニ至ル間ノ鰯地曳網漁場ヨリ二海里以上ノ沖合

三 知多郡旭村大字日長日長岬ヨリ三重縣桑名郡多度村多度山トノ見通線以北ノ水面

四 知多郡河和町大字時志字南平井影顯寺山(通稱時志ノ觀音)  
播磨郡佐久島村字小濱黒崎(通稱子ツソ)全郡吉田村大字安崎字宮前姪子ノ鼻  
以上各点ヲ連絡シタル區域内ノ水面

五 播磨郡梶島頂ヨリ渥美郡田原町笠山トノ見通線以東ノ水面

第十七條 定置漁業及特別漁業ニ付保護區域ヲ設ケルコト左ノ如シ但シ各漁場ノ距離接近シ本條各號ノ間數ニ滿タサルトキハ其ノ間隔間數ヲ以テ甲乙漁場ノ保護區域トス

一 鱧折網ハ垣網ヨリ魚道ニ當ツテ百間以内

二 角建網(壘網ヲ含ム)ハ垣網ノ左右各五十間以内

三 鰯地曳網、鰯地曳網、鰯地曳網、鰯地曳網、藏場地曳網ハ漁場ノ周圍百五十間以内但シ渥美郡伊賀湖岬村大字日出西端ヨリ全郡二川町大字下細谷東端迄ハ三百間以内

四 鰯地曳網ハ漁場ノ周圍百五十間以内但シ渥美郡伊賀湖岬村大字伊賀湖ニ於テハ以上ノ外同大字伊賀

湖岬端眞磯暗礁ヨリ漁場ニ至ルノ間

第十八條 前條保護區域内ニ於テハ漁業權者又ハ漁業權ノ借主カ現ニ漁業ニ從事スル間其ノ漁業ノ目的トスル魚類ヲ捕獲シ若クハ通路ヲ遮斷スル漁具ヲ用ヒ又ハ音響等ニ依リ魚類ヲ散逸セシムヘキ行爲ヲナスコトヲ得ス

第十九條 養殖又ハ學術研究其他特別ノ事由ニ依リ漁業法第三十四條ニ基キ制限又ハ禁止シタル水産動物ヲ採捕シ若クハ全條ニ基キ制限禁止シタル漁具漁法ヲ以テ水産動物ノ採捕ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 採捕ノ目的
- 二 採捕スヘキ水産動物ノ種類
- 三 採捕ノ場所
- 四 採捕ノ時期
- 五 採捕ノ方法

前項ノ許可ヲ受ケタルモノ採捕ニ從事スルトキハ其氏名ヲ表シタル方二尺以上ノ旗章ヲ掲グヘシ

第二十條 調査又ハ試験ノ爲メ必要アルトキハ知事ハ漁業法第四條第五條第六條ニ依リ免許ヲ受ケタル漁

場ノ區域内ニ於テ水産動物ヲ養殖又ハ採捕セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ漁業權者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十一條 漁場ノ標識ヲ建設シタルトキハ二十日以内ニ其位置方法ヲ知事ニ届出ツヘシ

第二十二條 漁場ノ標識ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 漁業權ノ種類名稱
- 二 漁場區域
- 三 漁業權者ノ住所氏名又ハ名稱

第二十三條 漁業ニ關スル願書、申請書、届書ハ漁業登録令ニ依ルモノ、外漁業地所屬ノ町村役場郡市役所ヲ經由スヘシ漁業地ノ所屬分明ナラサルトキ若クハ漁業地ノ所屬ニ以上ノ市町村ニ跨ルトキハ住所地ノ町村役場郡市役所ヲ經由スヘシ

但シ本縣ニ住所ヲ有セサルモノハ其ノ住所地市町村長ノ身元證明書ヲ添付シ直チニ知事ニ差出スヘシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ廿五圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 許可ヲ受ケスシテ第一條第一項ノ漁業ヲナシタルトキ
- 二 第十一條、第十二條、第十二條ノ二、第十五條ノ規程ニ違背シタルトキ



- 三 第十八條ノ規定ニ違背シタルトキ
  - 四 第十四條ノ禁漁區内ニ於テ砂礫ヲ採取シ又ハ之ヲ攪亂シタルトキ
- 前項第一號、第二號ノ場合ニ於テハ情狀ニヨリ其漁具漁獲物ヲ沒收スルコトヲ得但シ漁獲物ヲ沒收スル場合ニ於テ既ニ之ヲ讓與シ若クハ消費シタルトキハ代金ヲ追徴ス
- 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ十日以内ノ拘留又ハ五圓以下ノ科料ニ處ス
- 一 第四條、第五條、第六條、第八條及第二十一條ノ規定ニ違背シタルトキ
  - 二 第十九條第二項ノ旗章ヲ掲ケサルトキ
- 第二十六條 使用人其他從業者ノ所爲ハ漁業者ノ所爲ト看做シ本則ニ定メタル罰則ハ之ヲ漁業者ニ適用ス

附 則

第二十七條 本則施行前ヨリ許可ヲ受ケ第一條第一號及第四號ノ漁業ヲ爲ス者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ漁船ノ數ニ對シ不足ノ鑑札ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之カ下附ヲ申請スヘシ此場合ニ於テハ鑑札ノ下附ヲ受ケル迄ノ間鑑札ヲ携帯セシテ漁業ヲナスコトヲ得

三重愛知打瀬網使用禁止區域 (明治三十三年三月十三日) 縣令第二三號

打瀬網ノ有害又ハ無害ヲ調査スルニ付キ其ノ期間左ノ區域内ニ於テ之レカ使用ヲ禁ス犯ス者ハ拾圓以下ノ罰金ニ處ス但シ明治十九年三月甲第二八號布達ハ之ヲ廢止ス

- 一 愛知、三重兩縣境木曾川口
- 一 木曾川口ノ干潮ヨリ正南へ十八丁
- 一 三重川口ヨリ正東へ三十五丁
- 一 河藝郡若松村ヨリ正東へ三十五丁
- 一 津市賢崎ヨリ正東へ七十丁
- 一 志那野村ヨリ正東へ五十五丁
- 一 菟川口ヨリ東北へ三十丁
- 一 大港北端ヨリ東北へ二十五丁
- 一 小築海島北端
- 一 神島北端
- 一 伊賀湖岬端
- 一 野間崎及伊賀湖岬見通線ト愛知縣渥美郡大山及三重縣志摩郡國見通線ト交叉スル點
- 一 國崎ノ岬端

以上ノ各点ヲ順次連絡セル西方水面區域

産業職員費補助規程

(大正七年三月廿二日 告示第八十九號)

- 第一條 産業ニ關スル職員ノ設置ヲ獎勵スル爲メ郡市ニ於テ知事ノ指定スル職員ヲ設置シタルトキハ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ノ額ハ俸給及旅費合計額ノ三分ノ一以内トス但シ指定シタル職員二名以上ヲ設置シタルトキハ上席一名分ニ對シ補助ス
- 第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル郡市ハ申請書ニ職員設置ニ要スル豫算明細書ヲ添付シ四月末日迄ニ差出スヘシ
- 第四條 補助金交付ノ申請ヲ爲シタル郡市ハ三月五日迄ニ別記様式ニ依リ其ノ年度二月末日迄ノ支出現計書ヲ差出スヘシ
- 第五條 補助金ハ前條ノ支出現計書ニ依リ其ノ費額ヲ査定ノ上之ヲ交付ス

産業職員費支出現計書

(何郡)

種別	豫算		支出	
	俸給	旅費	前年四月一日ヨリ本年二月末日迄ニ支出シタル額	本年三月中見込額
何々ニ從事スル何々技手分				
全				
全				
産業組合				
主事				
合計				

愛知縣水産試験場職制

(大正八年四月二十二日 縣令第三七號)

- 第一條 愛知縣水産試験場ハ水産業ノ改良發達ヲ圖ル爲左ノ事務ヲ掌ル
- 一 漁撈製造及養殖ニ關スル試験調査並傳習生ノ養成

第二條 愛知縣水産試驗場ニ左ノ職員ヲ置ク

- 場長 壹人
  - 技師 若干人
  - 技手 若干人
  - 書記 若干人
- 第三條 場長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ場務ヲ掌理ス
- 第四條 技師及技手ハ場長ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ分掌ス
- 第五條 書記ハ場長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

### 水産業補助規則

(大正八年四月二十八日)  
縣令第三六號

- 第一條 水産業獎勵ノ爲毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ下付ス
- 第一條 補助金ヲ下付スヘキ種類並補助金下付ノ標準左ノ如シ
- 一 新規若ハ改良方法ニ依ル鹹水池中養殖 設備費ノ三分ノ一以内
  - 二 巡回講話及買地指導

一 水産動物發生場保護ノ特殊施設

設備費ノ三分ノ一以内

一 新規ノ海苔、牡蠣養殖

設備費ノ三分ノ一以内

一 新規ノ蛸、蛤其他介類並海鼠等養殖

種苗費ノ三分ノ一以内

一 大正七年四月農商務省令第十號遠洋漁船検査規程ニ合格スル漁船ノ建造船体總噸數

一 第五號漁船ニ据付ケタル新造補助機關純馬力

一 新規若ハ改良漁具

第三條 補助金ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ漁船及補助機關ニ在リテハ大正七年四月農商務省令第九號遠洋漁業獎勵法施行細則第二條ニ準シ其ノ他ノモノニ在リテハ業務目論見書、設計書並經費豫算書ヲ添付シ

第四條 補助金下付ノ指令ヲ受ケタル者設備完成若ハ物品購入ヲ了シタルトキハ知事ニ届出テ検査ヲ受ク

第五條 補助金ハ前項ノ検査終了後ニ於テ之ヲ下付ス

第五條 補助金ノ下付ヲ受ケタル後第三條ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 補助金ヲ受ケタル者ハ補助金ヲ受ケタル日ヨリ三箇年間之ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ他人ニ賣買讓渡貸付擔保ニ供スルコトヲ得ス、但シ知事ノ許可ヲ得タルトキ若ハ水産組合又ハ漁業組合ニ於テ其ノ組合員ニ貸付スル場合ハ此限ニ在ラス

第七條 補助金ヲ受ケタル者ハ前條ノ期間毎年度ノ業務終了後遲滞ナク事業成績概要並收支計算書ヲ添ヘ知事ニ報告スヘシ

第八條 補助金ノ下付ヲ受ケタル者ハ知事ノ命ヲ受ケタル官吏吏員ノ左ノ行爲ヲ拒ムコトヲ得ス

- 一 事業ノ監査
- 一 書類ノ檢閲

第九條 知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ前條ノ外特ニ命令スルコトアルヘシ

第十條 左ノ各項ノ一ニ該當スル事實アリト認ムルトキハ補助金下付ノ指令ヲ取消シ又ハ其ノ金額ヲ減少シ若ハ返納ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキ
- 一 虚偽ノ申告ヲ爲シ又ハ不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ
- 一 事業施行確實ナラサルトキ

第十一 本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ但シ水産組合ヨリ提出スヘキモノハ町村役場ヲ經由スルヲ要セス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 愛知縣水産組合聯合會水産業補助規程

第一條 水産組合、漁業組合、其ノ他水産業者ニシテ左ニ掲グル事項ヲ爲ス場合ハ補助金ヲ交付ス

- 一 遠洋漁業又ハ沖合漁業ノ創業
- 二 漁船漁具又ハ水産製造用器具機械ノ改良
- 三 船塢場又ハ魚附林ノ施設
- 四 水産動植物ノ養殖ニ關スル特殊施設
- 五 水産製造物ノ改良又ハ統一ニ關スル特殊施設
- 六 其ノ他特ニ補助ヲ必要ト認メタル事項

第二條 補助金額ハ事業費豫算總額ニ對スレ三分ノ一以下ノ範圍ニ於テ之ヲ定ム

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左記事項ヲ記載シタル書面ヲ添付シ四月末日迄ニ申請書ニ關係決議録ノ謄本ヲ添付スヘシ

一 事業設計書

二 經費豫算明細書

三 補助ヲ必要トスル事由

第四條 補助金ハ申請アリタル年ノ六月末日迄ニ其ノ金額、交付期日及條件ヲ定メ申請者ニ告知ス

附 則

本規程ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

### 愛知縣水産要覽終

大正八年十二月五日印刷  
大正八年十二月七日發行

### 發行所

愛知縣廳内

### 愛知縣水産組合聯合會

振替貯金口座東京一八〇二〇番  
電話 東五五〇番

編輯人兼

名古屋市東區舍人町拾三番戶

佐藤 虎雄

印刷者

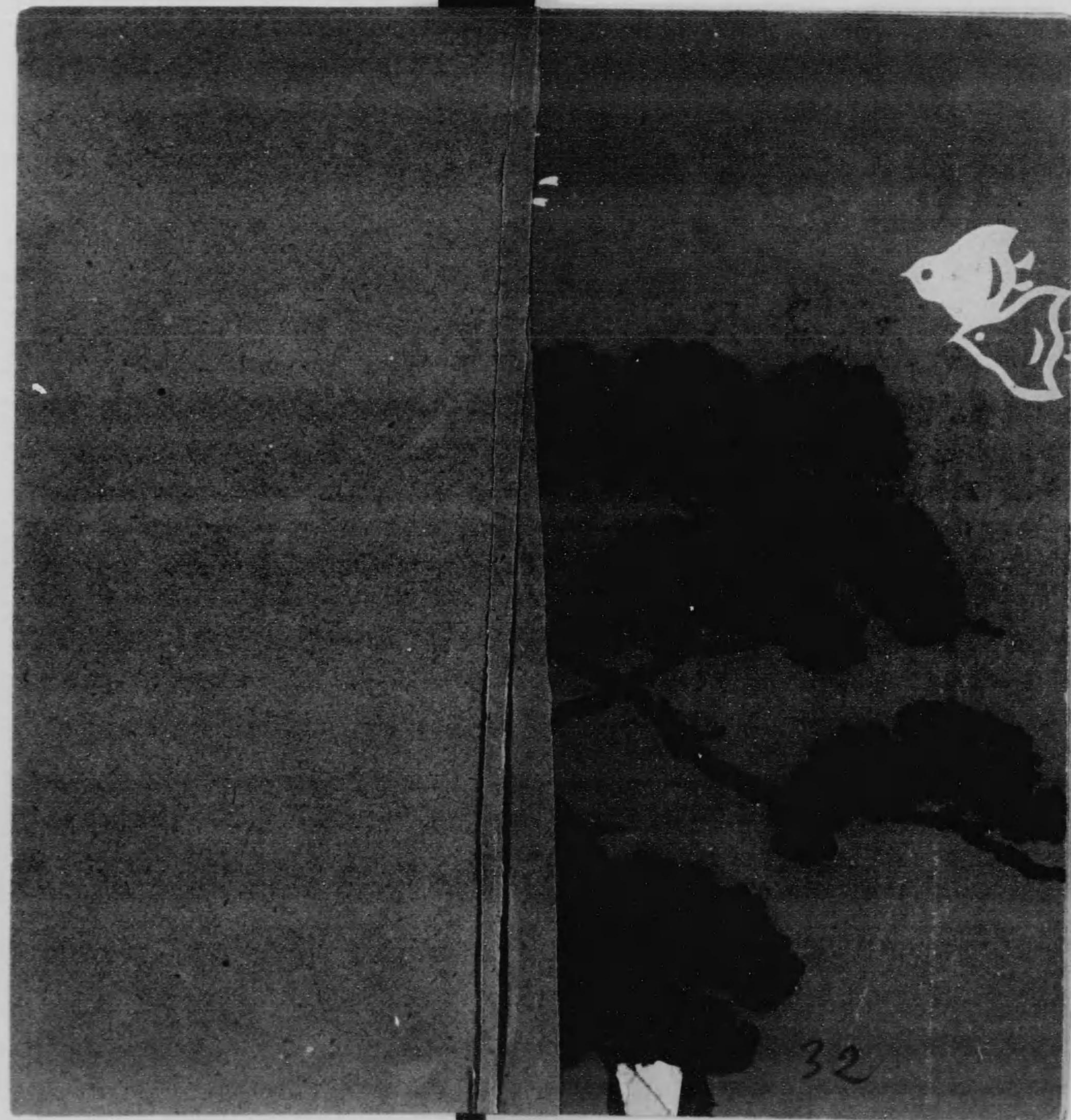
名古屋市東區東外堀町二丁目三番地

浅野 久男

印刷所

名古屋市東區東外堀町二丁目三番地

博信社  
電話 東四二九番



388  
169

9.1.19

3

終